

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月20日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ (Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド (Nomura Multi Currency Japan Stock Fund)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	Aコース証券100億米ドル（1兆4,888億円）を上限とします。 Bコース証券100億米ドル（1兆4,888億円）を上限とします。 Cコース証券100億豪ドル（9,789億円）を上限とします。 Dコース証券100億豪ドル（9,789億円）を上限とします。 Eコース証券100億ユーロ（1兆7,447億円）を上限とします。 Fコース証券100億ユーロ（1兆7,447億円）を上限とします。 Gコース証券100億英ポンド（1兆9,986億円）を上限とします。 Hコース証券100億英ポンド（1兆9,986億円）を上限とします。 Iコース証券100億NZドル（8,601億円）を上限とします。 Jコース証券100億NZドル（8,601億円）を上限とします。 Kコース証券100億カナダドル（1兆691億円）を上限とします。 Lコース証券100億カナダドル（1兆691億円）を上限とします。 (注) 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=148.88円、1豪ドル=97.89円、1ユーロ=174.47円、1英ポンド=199.86円、1NZドル=86.01円、1カナダドル=106.91円）によります。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Japan Stock Fund)  
(「野村通貨選択型日経225投信」と称することがあります。)(以下「ファンド」といいます。)

### (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、Aコース証券からLコース証券の12種類とします(以下「Aコース証券」ないし「Lコース証券」を、合わせて「ファンド証券」といいます。)

なお、各コース証券を以下のような別名称で表記することがあります。

正式名称	別名称
Aコース証券	Aコース証券 米ドル建て、Aコース証券 米ドル建、 Aコース証券 米ドル建て(分配型)、Aコース証券 米ドル建(分配型)、 Aコース 米ドル建て(分配型)、Aコース 米ドル建(分配型)
Bコース証券	Bコース証券 米ドル建て、Bコース証券 米ドル建、 Bコース証券 米ドル建て(成長型)、Bコース証券 米ドル建(成長型)、 Bコース 米ドル建て(成長型)、Bコース 米ドル建(成長型)
Cコース証券	Cコース証券 豪ドル建て、Cコース証券 豪ドル建、 Cコース証券 豪ドル建て(分配型)、Cコース証券 豪ドル建(分配型)、 Cコース 豪ドル建て(分配型)、Cコース 豪ドル建(分配型)
Dコース証券	Dコース証券 豪ドル建て、Dコース証券 豪ドル建、 Dコース証券 豪ドル建て(成長型)、Dコース証券 豪ドル建(成長型)、 Dコース 豪ドル建て(成長型)、Dコース 豪ドル建(成長型)
Eコース証券	Eコース証券 ユーロ建て、Eコース証券 ユーロ建、 Eコース証券 ユーロ建て(分配型)、Eコース証券 ユーロ建(分配型)、 Eコース ユーロ建て(分配型)、Eコース ユーロ建(分配型)
Fコース証券	Fコース証券 ユーロ建て、Fコース証券 ユーロ建、 Fコース証券 ユーロ建て(成長型)、Fコース証券 ユーロ建(成長型)、 Fコース ユーロ建て(成長型)、Fコース ユーロ建(成長型)
Gコース証券	Gコース証券 英ポンド建て、Gコース証券 英ポンド建、 Gコース証券 英ポンド建て(分配型)、Gコース証券 英ポンド建(分配型)、 Gコース 英ポンド建て(分配型)、Gコース 英ポンド建(分配型)
Hコース証券	Hコース証券 英ポンド建て、Hコース証券 英ポンド建、 Hコース証券 英ポンド建て(成長型)、Hコース証券 英ポンド建(成長型)、 Hコース 英ポンド建て(成長型)、Hコース 英ポンド建(成長型)
Iコース証券	Iコース証券 NZドル建て、Iコース証券 NZドル建、 Iコース証券 NZドル建て(分配型)、Iコース証券 NZドル建(分配型)、 Iコース NZドル建て(分配型)、Iコース NZドル建(分配型)
Jコース証券	Jコース証券 NZドル建て、Jコース証券 NZドル建、 Jコース証券 NZドル建て(成長型)、Jコース証券 NZドル建(成長型)、 Jコース NZドル建て(成長型)、Jコース NZドル建(成長型)
Kコース証券	Kコース証券 カナダドル建て、Kコース証券 カナダドル建、 Kコース証券 カナダドル建て(分配型)、Kコース証券 カナダドル建(分配型)、 Kコース カナダドル建て(分配型)、Kコース カナダドル建(分配型)
Lコース証券	Lコース証券 カナダドル建て、Lコース証券 カナダドル建、 Lコース証券 カナダドル建て(成長型)、Lコース証券 カナダドル建(成長型)、 Lコース カナダドル建て(成長型)、Lコース カナダドル建(成長型)

ファンド証券について、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.) (以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドは追加型です。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

Aコース証券100億米ドル(1兆4,888億円)、Bコース証券100億米ドル(1兆4,888億円)、Cコース証券100億豪ドル(9,789億円)、Dコース証券100億豪ドル(9,789億円)、Eコース証券100億ユーロ(1兆7,447億円)、Fコース証券100億ユーロ(1兆7,447億円)、Gコース証券100億英ポンド(1兆9,986億円)、Hコース証券100億英ポンド(1兆9,986億円)、Iコース証券100億NZドル(8,601億円)、Jコース証券100億NZドル(8,601億円)、Kコース証券100億カナダドル(1兆691億円)およびLコース証券100億カナダドル(1兆691億円)をそれぞれ上限とします。

(注1) 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円、1豪ドル=97.89円、1ユーロ=174.47円、1英ポンド=199.86円、1NZドル=86.01円、1カナダドル=106.91円)によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうち、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 【発行(売出)価格】

管理会社が申込みを受領した日に計算されるファンド証券1口当りの純資産価格  
発行価格は(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5) 【申込手数料】

申込金額に対して、2.20%(税込)以内

(6) 【申込単位】

100口以上1口単位

(7) 【申込期間】

2025年11月21日(金曜日)から2026年11月20日(金曜日)まで

ただし、全コースの受益証券について、ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)で、かつ日本における販売会社の営業日(以下「評価日」といいます。)に、申込みの取扱いを行います。

(注) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

野村証券株式会社(以下「野村証券」または「販売会社」といいます。)

東京都中央区日本橋1-13-1

ホームページ: <https://www.nomura.co.jp>

株式会社広島銀行(以下「広島銀行」または「販売会社」といいます。)

広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号

ホームページ: <https://www.hirogin.co.jp>

(野村証券および広島銀行は、個々にまたは総称して「販売会社」という場合があります。)

(注) 上記販売会社の日本における本店・支店において、申込みの取扱いを行います。

## (9) 【払込期日】

投資家は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」(通常、申込日の日本における翌営業日)といえます。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとしません。

各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、申込日から起算して6評価日以内または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間内の日(以下「払込期日」といいます。)に保管受託銀行のファンド口座に、該当するコースの表示通貨で払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じです。

## (11) 【振替機関に関する事項】

該当ありません。

## (12) 【その他】

## (a) 申込証拠金

ありません。

## (b) 引受等の概要

野村證券は、管理会社との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2020年3月31日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行います。

広島銀行は、管理会社との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2015年7月31日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行います。

販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社(以下「販売取扱会社」といいます。なお、販売会社を含むものとしません。)を通じて間接に受けたファンド証券申込みおよび買戻請求(約款上の制限に服します。)を管理会社へ取り次ぎます。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取扱業務にかかる契約を締結し、投資家からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資家からの申込金額の受け入れまたは投資家に対する買戻し代金の支払いにかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、1口当りの純資産価格(以下「純資産価格」といいます。)の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

管理会社または販売会社は、ファンド証券の買付けまたは転換の注文につきそれがマーケット・タイミング(不公正な裁定取引)であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を取り次がない場合があります。

## (c) 申込みの方法

ファンド証券の取得申込みを行う投資家は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該口座約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。申込金額の支払いは日本円の場合、各コースの表示通貨(外貨)との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また当該外貨で支払うこともできます。

なお、米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社がアメリカ合衆国1933年証券法およびアメリカ合衆国1940年投資会社法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、異なる6つの外貨(米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル)から、主に日本の株式に投資し、日本の株式市場全体の動きを概ねとらえることをめざして運用を行います。

ファンドはその資産の90%以上を、日経平均株価に採用されている銘柄に分散投資することを基本とします。

運用の効率化を図るために、一定の範囲において株価指数の先物取引を活用することがあります。

株式の組入比率は、高位を基本とします。

各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買う為替取引を行います。当該為替取引における日本円売りの額の比率は、純資産総額の円建て部分の90~110%を基本とします。

日経平均株価「日経225」を各コースの表示通貨に換算したものを運用にあたって参照する指標とします。

純資産総額の10%の額を上限とし、借入れを行うことができます。ただし、借入れは、一時的措置としてなされる場合に限りです。

ファンドはルクセンブルグの法律に基づいて設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンドの受益証券は記名式無額面、AおよびBコース証券は米ドル建て、CおよびDコース証券は豪ドル建て、EおよびFコース証券はユーロ建て、GおよびHコース証券は英ポンド建て、IおよびJコース証券はNZドル建て、KおよびLコース証券はカナダドル建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金(ファンド証券の買戻し)ができるタイプ(オープン・エンド型)です。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、すべての評価日において発行することができます。

なお、ファンドは日本国内では税法上「株式投資信託」に分類されます。

受益証券は、日本国内において、販売会社により個人および法人に対して販売されます。

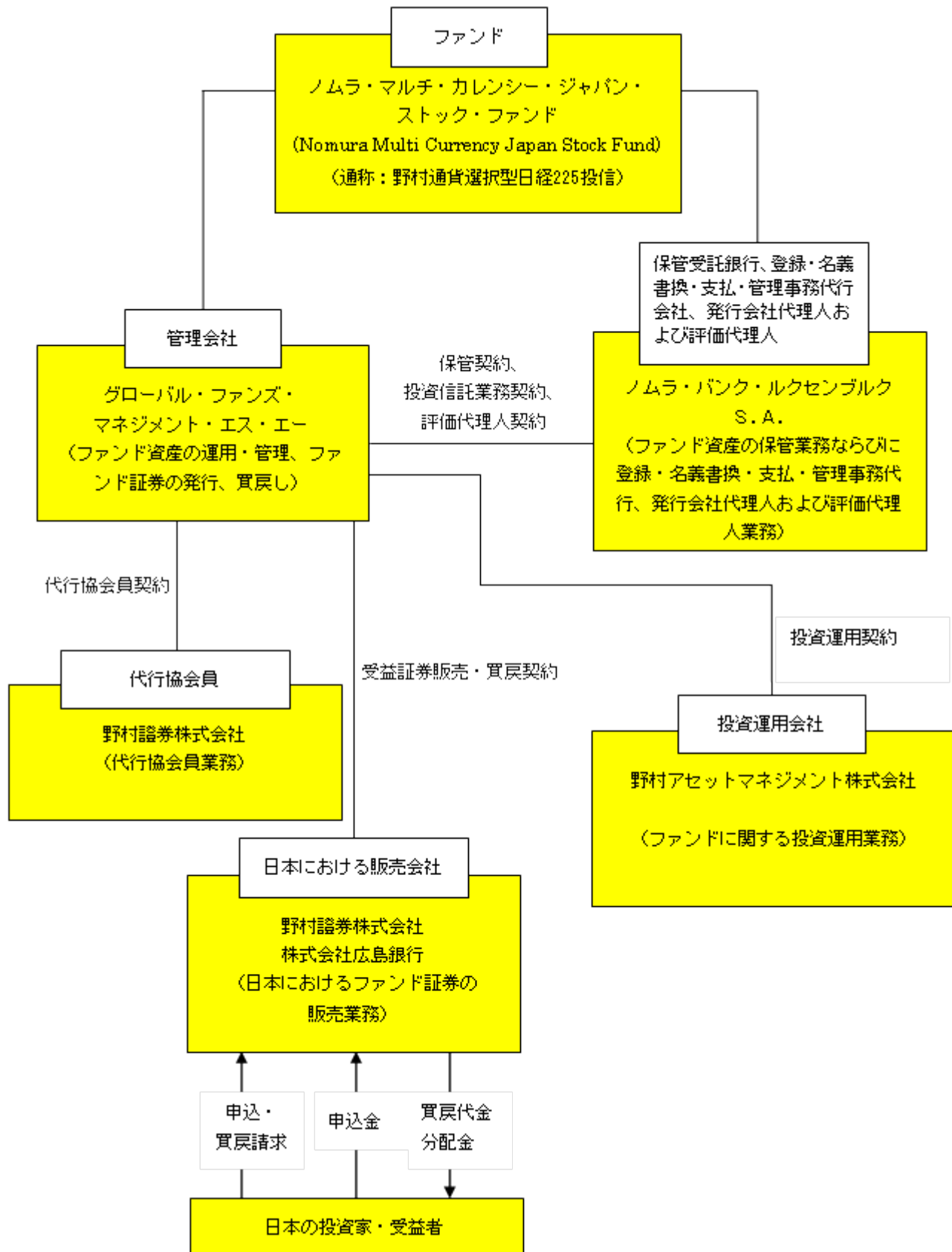
ファンドは、一定のリスクを負担しつつ、為替取引および投資先企業からの配当による高い投資総収益と、日経225の動きに関連しての資産の成長を期待する投資家のために設定されています。ファンドは、包括的な投資プログラムとして予定されたものではなく、またその投資目的が達成されるという保証はありません。投資家の方々は、後述の「投資リスク」に記載されるリスクを十分ご検討ください。

##### (2)【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
2005年10月11日	ファンド約款締結
2005年11月18日	運用開始
2006年11月6日	修正ファンド約款締結
2006年11月17日	修正ファンド約款の効力発生
2009年10月20日	修正ファンド約款締結
2009年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
2014年2月7日	修正ファンド約款締結
2014年2月20日	修正ファンド約款の効力発生
2014年10月20日	修正ファンド約款締結
2014年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
2015年10月23日	修正ファンド約款締結
2015年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
2017年10月20日	修正ファンド約款締結
2017年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
2019年10月18日	修正ファンド約款締結
2019年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
2024年10月21日	修正ファンド約款締結
2024年11月20日	修正ファンド約款の効力発生

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み～管理・運用関係～



## 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2024年10月21日付（2024年11月20日効力発生）で締結された約款。 ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定しています。
保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	2014年2月20日付の管理会社との保管契約（注1）に基づく、ファンド資産の保管業務。 2014年2月20日付の管理会社との投資信託業務契約（改正済）（注2）に基づく、ファンド証券の発行・買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。 2014年4月30日付の管理会社との評価代理人契約（注3）に基づく、ファンドの資産および純資産額の評価業務。
投資運用会社	野村アセットマネジメント株式会社	2014年2月20日付の管理会社との投資運用契約（注4）に基づく、ファンドに関する投資運用および顧問業務。
代行協会員	野村證券株式会社	2005年10月11日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（改正済）（注5）に基づく、代行協会員業務。
日本における販売会社	野村證券株式会社	2020年3月31日付で管理会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約（注6）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。
	株式会社広島銀行	2015年7月31日付で管理会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約（注6）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。

（注1）保管契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および支払業務等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務・管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券1口当りの純資産価格の公表、目論見書ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を行うことを約する契約をいいます。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を販売することを約する契約をいいます。

## 管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
代表者の役職氏名	取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ
本店の所在の場所	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商會社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商會社法（改正済）は、設立、運営等商會社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、（ ）2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第15章に定義される管理会社として、および（ ）2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として、認可されています。
事業の目的	管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年法第101条第2項および同法別紙 に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されるルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的な管理を行うこと</li> <li>・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと</li> </ul>
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約6,543万円）で、2025年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約436万円）で記名式株式15株を発行済です。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟のノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) で、15株全株を所有しています。
本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 上記代理人は、管理会社から日本国内において <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、</li> <li>(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。</li> </ol> また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、 弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 です。

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Japan Stock Fund)

(「野村通貨選択型日経225投信」と称することがあります。)

ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)の民法および2010年法パートの規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人(以下「受益者」といいます。)との間の契約関係を定める約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当たり純資産価格で販売され、また、評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは2010年法パート、大公国規則およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「C S S F」といいます。)の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるA I Fとしての資格を有しています。

2013年法

(a) 2013年法は主にA I F Mを規制しますが、さらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ピークル(A I F)に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、A I F M Dを施行し、主に2010年法、専門投資信託(S I F)に関するルクセンブルグ法およびリスク資本に投資する投資法人(S I C A R)に関するルクセンブルグ法を改訂し、A I F M Dに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

(b) 2013年法は、A I Fを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

( ) 多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

( ) 欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/ECの要件(改正済)(以下「U C I T S指令」といいます。)に基づく認可を必要としない投資信託(即ちU C I T Sとしての資格を有しない投資信託)。

(c) 2013年法はさらに、A I Fの販売に関する規定を含みます。A I F Mは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該A I F Mは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、A I Fの株式または受益証券を欧州連合(以下「E U」といいます。)の他の加盟国で販売することができます。

## (5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) C S S Fに対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等をC S S Fに提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、C S S Fに提出されなければなりません。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブ(PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative)です。さらに、ファンドはC S S F告示15/627(改正済)に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則(「ルクセンブルグG A A P」)に基づき監査されたファンドの年次財務書類は、ファンドの会計年度末から180日以内に受益者宛に送付されます。

ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されています。

ルクセンブルグの商業および法人登記所(以下「R C S」といいます。)への約款の変更に関する預託通知は、公式な発表とみなされる中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアション」(以下「R E S A」といいます。)に公告されます。約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、R C Sにおいて、約款(その変更を含みます。)を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、新聞および/またはRESEAに公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、ファンドの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(1) ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、(2) その上限の変更、(3) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(4) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会のレギュレーション(EU)2019/2088(改訂済)(以下「SFDR」といいます。)に従い、サステナビリティ・リスクを投資判断に組み込む方法およびサステナビリティ・リスクがファンドのリターンに与える影響の評価結果を開示することが要求されています。ファンドは、SFDR第6条に該当しますが、環境または社会的な特性を促進せず、持続可能な投資を目的としません。管理会社は、サステナビリティ・リスクを関連性があるとは考えていないため、これらのリスクを投資判断に組み込みません。

ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しません。

現在、ファンドの投資方針は環境および/または社会的特性を促進していないため、ファンドはサステナビリティ要因に対する主な悪影響を考慮していません。ただし、今後見直される可能性があります。

ファンドの英文目論見書において開示されていない場合には、すべての関連する情報は、ファンドの年次報告書および半期報告書または管理会社のウェブサイトにおいて受益者に対して定期的に提供されるものとします。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、改正済）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款の変更をしようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上述のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、代行協会員のホームページにおいて提供されます。

( 6 ) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグにおいて設立されたすべての規制された投資信託は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければなりません。

(b) E U加盟国の監督官庁により認可されているU C I T Sは、U C I T S指令に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたU C I T Sは、ルクセンブルグの金融機関をU C I T Sの支払代理人として任命し、U C I T S所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。U C I T S所在国の所轄官庁からC S S Fに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該U C I T Sはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

ファンドは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、E U加盟国においては公衆に対する販売は行われません。

2010年法第88条第1項のもとで、ファンドは、A I F M Dおよびその施行規則（以下「A I F M規則」といいます。）ならびにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、A I Fとしての資格を有しています。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、投資家の保護を保证するためにE U加盟国において法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。

さらにこれらの投資信託は、C S S Fにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

(d) E UおよびE U以外のA I Fのルクセンブルグの機関投資家への販売は、A I F M規則に規定される適用規則ならびにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令・C S S Fの告示を遵守しない場合、その登録が拒絶または取り消されることがあります。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または投資信託もしくはその管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により、ファンドは解散および清算されることがあります。

目論見書等の提出および電子識別

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書および（必要とされる場合）その他の書類は、事前にC S S Fに提出されなければなりません。C S S Fは、当該目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付与することで識別します。

財務状況およびその他の情報に関する監督

投資者に提供およびC S S Fに提出された投資信託の財務状況、その他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または

不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負います。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報(投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。)をC S S Fに提出しなければなりません。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、日本の株式市場のパフォーマンスを、異なる6つの外貨(米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル)で追求することです。

通常の市場環境においては、ファンドはその資産の少なくとも90%を、日本株式市場の典型的な指標の一つである日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ(受動的)な投資方法に基づき、日本の株式に分散投資し、および一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資します。

12のコースの全資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」。以下に定義されます。)で運用され、プール内の資産は、各々のコースの純資産総額に基づき12のコースに帰属します。さらに、ファンドの各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買い替取引を行うために、為替先渡取引を利用します。

この為替先渡取引の利用により、ファンドの各コースにおいては、二通貨間(日本円と各表示通貨)の為替先渡取引期間の金利差から利益またはコストが発生します。一般的に、それぞれの表示通貨の金利よりも日本円金利が低い場合には、利益が発生し、逆にそれぞれの表示通貨の金利よりも日本円金利が高い場合には、コストが発生します。

ファンドは通常の市場環境においては、上記の投資方針に従うべく努めますが、日本の株式に投資される実際のファンドの資産比率はしばしば変動することがあります。ファンドは、ファンドの効率的な運用のために、日経225株価指数先物取引のような日本の株価指数先物取引を利用することがあります。

ファンドは、「投資制限」に記載された投資制限を遵守します。

ファンドは、一時的な防衛的手段として、またはファンド証券の買戻しへの対応もしくは為替の実現損に備えて、現金や銀行預金を保有し、短期国債、CD、CPなどのような質の高い短期投資対象に投資することがあります。

ファンドは、日本株や株価指数先物取引への投資の目標として日経225を使用しますが、ファンドの各コースのパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、この目標(日経225)のパフォーマンスと必ずしも一致するものではありません。目標とファンドの各コースのパフォーマンスの相違は、各コースについて行われる為替取引や、ファンドが行う流動資産への投資などにより生じる場合があります。

管理会社は、ファンドの共通ポートフォリオの日本株や株価指数先物取引への投資のパフォーマンス(諸費用控除前)は、日本円ベースでみた場合、目標に近いものとなるよう考えていますが、野村アセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」または「野村アセットマネジメント」といいます。)は、このパフォーマンスが目標のパフォーマンスに対して一定の範囲内となることの保証をするものではありません。

#### 投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、CSSFの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

### (2)【投資対象】

ファンドは、典型的な日本株式市場の指標の一つである日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ(受動的)な投資方法に基づき、主に、日本の株式に分散投資し、一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資します。

#### 受益証券のコース

ファンド証券は、6つの異なった通貨建てで、12種類の受益証券として発行されます。

各通貨毎に分配型・成長型の2つのコースがあります。

#### 各コース証券の為替取引

各コース証券に帰属するファンド資産（その大半は日本円建てです。）は、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引を（可能な範囲で）行います。

これら6通貨での12種類のコース証券の資産は同一の有価証券の共通ポートフォリオに投資されます。6通貨のコースの違いは、日本円と各表示通貨との間で行う為替取引に、異なる通貨を使用する点です。

各コース証券の純資産総額と当該為替取引における日本円売りの額はかならずしも一致しませんが、管理会社は、通常、当該日本円売りの額の純資産総額の円建て部分に対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向です。また、管理会社は、共通ポートフォリオの価値の変動または各コース証券の販売・買戻しの水準の変動により、当該為替取引の比率が純資産総額の当該コースの円建て部分の90%を下回ったり110%を超える場合にはいつでも、当該範囲内（通常約100%）に戻す意向です。

各コース証券は、当該コースの表示通貨に対し円安時においても円高時においても上記の通り特に為替取引が行われるものであり、したがって、各コース証券は当該コースの表示通貨に対する円安から投資家を実質的に保護する一方、円高による利益の享受についても大きく制限されます。

ファンド証券に投資するため日本円を該当する表示通貨に交換する投資家は、当該表示通貨と日本円との為替変動の直接の影響を受けることに留意する必要があります。

#### 「日経平均株価（日経225）」の著作権等について

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。

「野村通貨選択型日経225投信」は、管理会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および「野村通貨選択型日経225投信受益証券」の取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

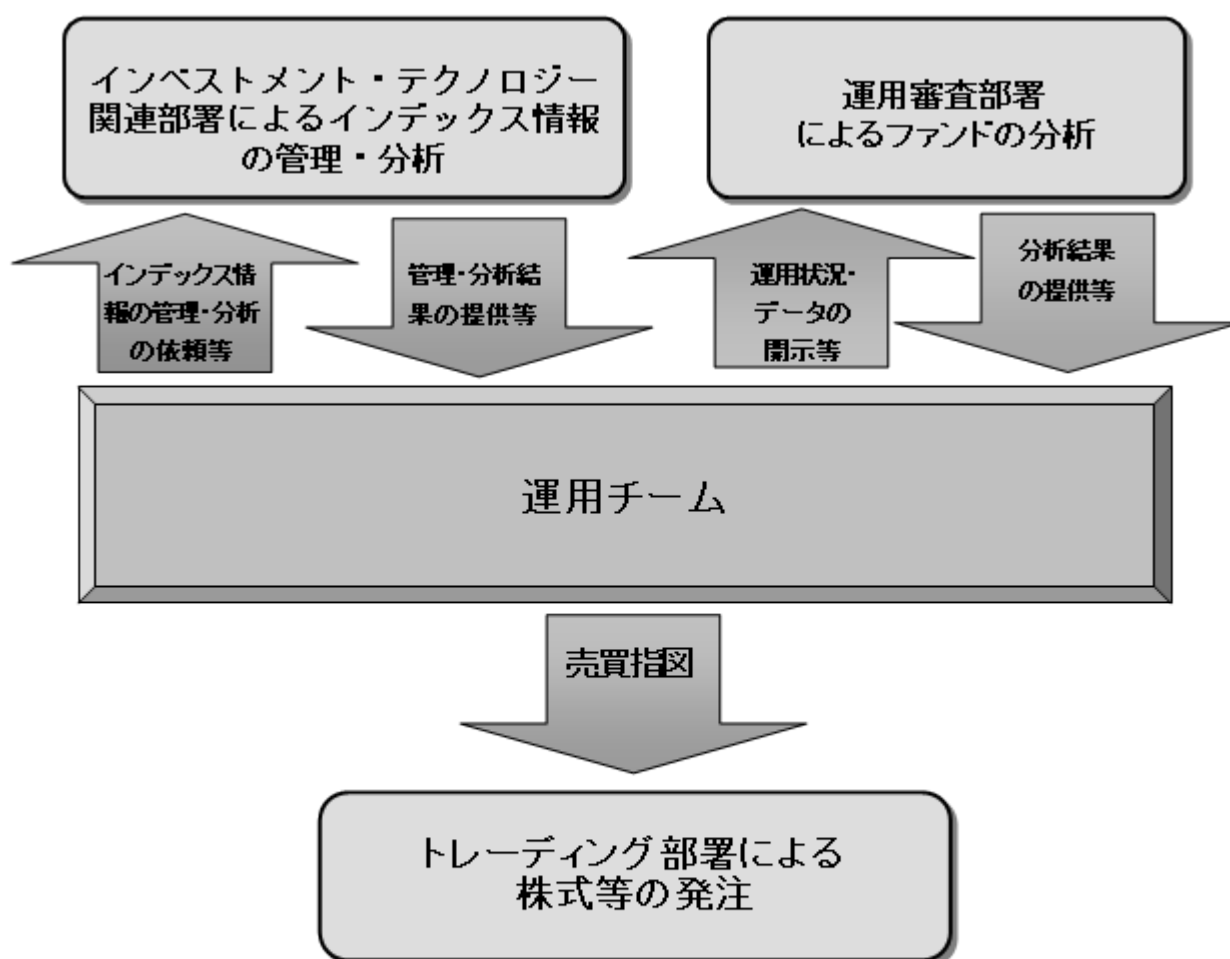
## (3) 【運用体制】

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンド資産の運用を野村アセットマネジメントに委託しており、野村アセットマネジメントはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメントは、1959年野村証券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2025年9月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約99兆7,293億円です。

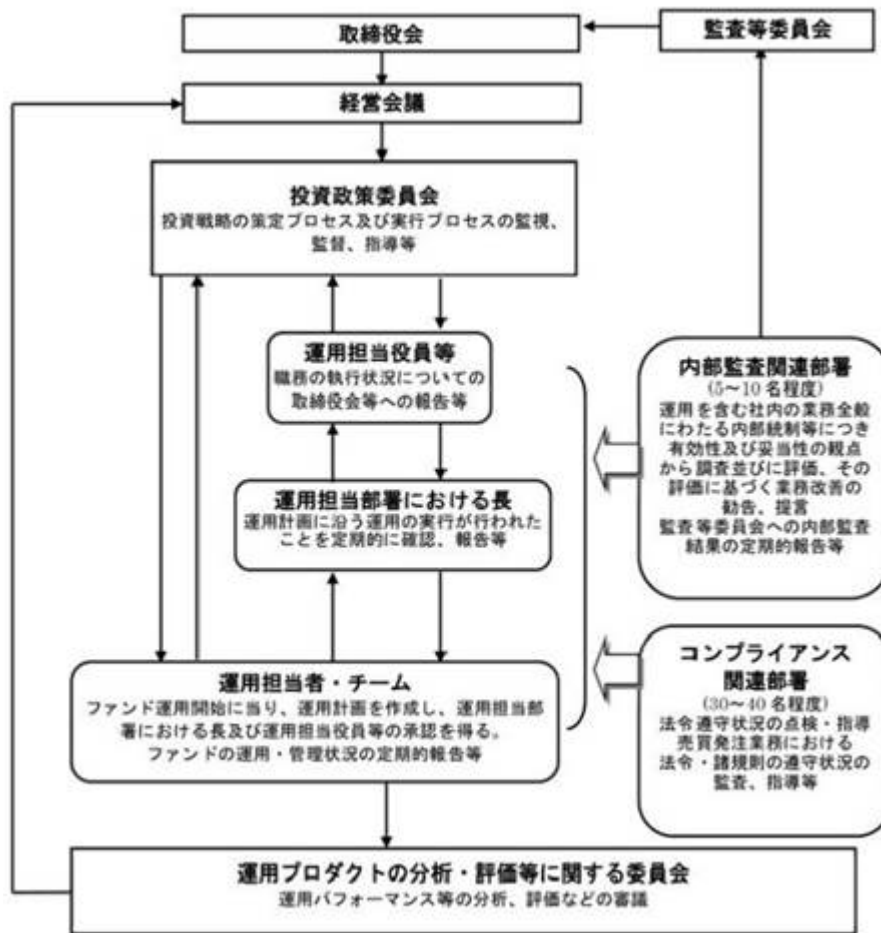
投資運用契約は、他方当事者への3か月前までの書留郵便で書面による予告通知をもって投資運用会社または管理会社によって解約することができます。

また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。



野村アセットマネジメントでは、ファンドの運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

投資運用会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



ファンドの運用体制等は2025年9月末日現在のものであり、随時変更されます。

#### (4) 【配分方針】

Aコース証券、Cコース証券、Eコース証券、Gコース証券、Iコース証券、Kコース証券：

ファンドの投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から、毎月あるいは随時、分配を行うことができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

これら分配型の各コースは、毎月10日（当日が評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、安定的な分配を行う予定です。なお、1月と7月には純資産価格の水準を勘案して追加的に分配を行う場合があります。

（注）「安定的な分配を行う予定」としてありますが、これは、運用による収益が安定したものになることや純資産価格が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、純資産価格の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

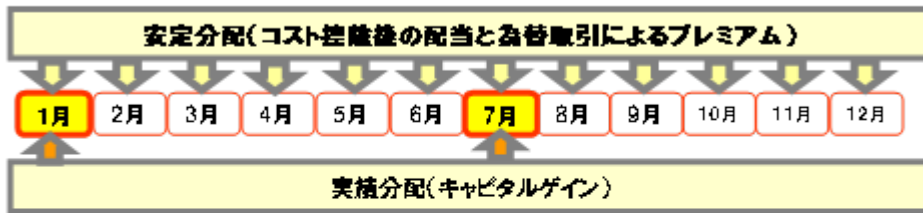
Bコース証券、Dコース証券、Fコース証券、Hコース証券、Jコース証券、Lコース証券：

ファンドの投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から、毎年あるいは随時、分配を行うことができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

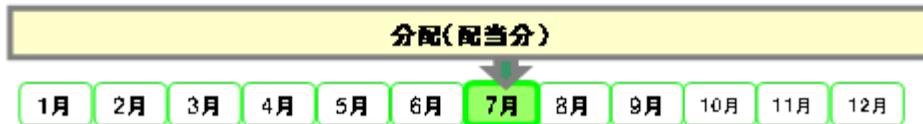
これら成長型の各コースは、毎年7月10日（当日が評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、分配を行う予定です。

「評価日」とは、ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除きます。）で、かつ日本における販売会社の営業日をいいます。

## 分配型



## 成長型



- ・分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律で規定された投資信託の最低額（1,250,000ユーロ）の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができません。
- ・分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

### ファンドで分配金が支払われるイメージ

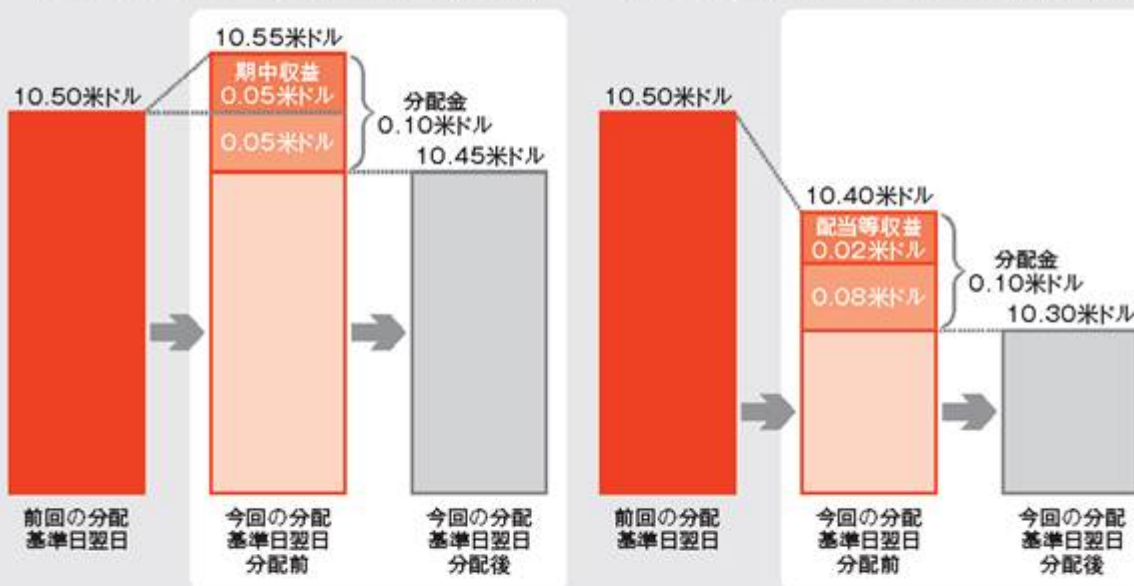


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
 ※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。  
 ※ 上記イメージ図は、便宜上米ドルで表記しておりますが、コースによって表示通貨が異なります。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

## (5)【投資制限】

## ・有価証券への投資

1. 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の20%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構(以下「OECD」といいます。)加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
2. 管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済証券の15%を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する証券の取得時に適用されるものとします。かかる15%の上限を超える場合、市況および流動性に照らし投資運用会社が慎重に検討し是正すべきであるとみなした場合には、ファンドの受益者の利益を考慮して、管理会社はかかる状況の是正を優先しなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
3. 管理会社は、ファンドのために、支配権または経営権を目的とする投資は行いません。また、そのような購入の結果ファンドと管理会社が管理する他のファンドと合わせて、いずれかの会社または法人のいずれかの種類の株式を発行済み総数の15%を超えて所有することとなるような購入はできません。もっとも、この制限は、OECD加盟国、EUの現地当局や地域的または世界的な公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
4. 管理会社は、ファンドのために不動産を購入しません。
5. 管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表章する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引きする会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数ならびに外国為替の金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション取引)の売買を行うことを妨げるものではありません。
6. 管理会社は、証券を信用で購入しません(ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。)。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション取引)に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
7. 管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
8. 管理会社は、上記7.の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
9. 欧州連合加盟国(以下「EU加盟国」といいます。 )または欧州連合非加盟国におけるその他の市場同様、金融商品取引市場において指令2014/65/EUの第4条1項21号にいう公認の証券取引所またはその他の市場並びに定期的取引が行われ、一般に認められかつ開かれている他国における規制市場(以下「規制ある市場」といいます。 )で取引されていない証券にファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
10. 管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に関し、管理会社が適用される証券法に基づき引受人であるとみなされる場合についてはこの限りではありません。
11. 管理会社は、他のオープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資することができます。管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、当該投資信託が特定の地域または経済分野への投資を専門とする場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課しません。
12. ファンドの投資対象は、日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。 )の規則に基づき、「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における単一の発行体および/または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとし、また、単一の発行体および/または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはなりません。投資運用会社および管理会社は、必要な場合には、JSDAの規則に基づくかかる制限を遵守するためにファンドの投資対象を調整するものとします。

13. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に定義されます。)により、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場およびその他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得るリスクに対応する額として、JSDAの規則に準拠した「合理的な方法」として管理会社が投資運用会社と協議の上または投資運用会社が決定した方法に従って計算された額が純資産総額を超える場合には、デリバティブ取引は禁じられます。

#### ・投資の技法と手段

1. 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限り、

a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のオプションを購入することはできません。

① 当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ

② 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。

b) 管理会社は、ファンドのために、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることを確保できるワラント等の他の手段を有している場合、証券のコール・オプションを売却することができます。

2. 管理会社は、ファンドのために、ヘッジ目的以外にあらゆる金融商品の先物契約やオプションの取引を行うことができます。ただし、当該売買契約の総額と譲渡性証券に関するコール・オプションとプット・オプションの付与に関する契約総額は、常にファンドの純資産総額を超えないものとします。

上記において、譲渡性証券に関するコール・オプションを付与する場合でファンドが対象となる証券を保有する場合は、上記の総額の計算に含めないものとします。

かかる文脈において、譲渡性証券に関するオプション以外の契約総額とは、以下のように定義されるものとします。

- 当該契約にかかる契約総額とは、各々の満期を考慮せずに、同一の金融商品にかかる契約のネット未払い額(売買ポジション相殺後)とします。

- オプションにかかる取引総額とは、各々の満期を考慮せずに、個別の対象資産にかかるネットのカバーされていないポジションの行使価格の総額とします。

現存するコール・オプションおよびプット・オプションの取得に支払ったプレミアムの総額は、上記1.での譲渡性証券にかかるコール・オプションまたはプット・オプション取得に支払ったプレミアムと合計して、ファンド純資産総額の15%を超えてはならないものとします。

3. 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、一通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建てのファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。ただし、当該証券および他の資産の通貨建てに関する上記の制限は、「投資方針」に記載された異なったコース証券のヘッジのための特定の通貨取引には適用されません。管理会社は、当該コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの取引または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、当該種類の取引に習熟した格付けの高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。

4. ルクセンブルグの適用法令(2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、告示、CSSFの解釈、ならびに具体的にはUCIが利用する譲渡性証券や短期金融商品に関する手法および商品に適用されるCSSF告示08/356の規定(これらの法令が随時改正または代替される新法令))により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レボ契約・逆レボ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のCSSF告示のセクション . c ) a ) に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつAAAまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) 2008年2月8日付の大公国規則で定義される短期金融商品、(d) EU加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界規模のEUに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レボ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

証券金融取引および金融商品の再使用の透明性に関するレギュレーション(EU)2015/2365および改訂レギュレーション(EU)No648/2012(以下「SFTレギュレーション」といいます。)に定義される証券金融取

引またはトータル・リターン・スワップをファンドが使用する場合、SFTレギュレーションにより要求される全ての情報は、管理会社の登記上の事務所にて、閲覧を請求出来ます。

管理会社は、ファンドのために、上記2.および3.にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限り行うものとします。上記1.ないし3.のオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とOTCオプション取引を行うことができます。

ファンドが2010年法およびその他適用される法令またはCSFからの告示に基づく投資制限を遵守している場合には、管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他ファンドレベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関する2024年3月29日付CSF告示24/856に基づくかかる事態の是正を優先させます。

保有制限の適合性判断においては、レボ契約は、担保として機能する裏付証券への投資対象とのみみなされません。

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己もしくは他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付をなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

上記制限に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行いまたは第三者の保証人となることはできません。

管理会社は、ファンド受益者以外の自己または第三者の利益を目的とする取引などの、ファンドの受益者の利益保護に反し、またはファンド資産の公正な運用に反するような取引は行いません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課すことができます。

ファンドは、先物ポジションへの投資を通じてレバレッジを利用することができます。

ファンドのレバレッジ利用により、市場および金利変動リスクが増大することがあります。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

##### 一般事項

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

投資家はファンドの投資目的を十分に理解してください。投資家は（投資を行う前に）本書に記載された投資目的全般にともなうリスクを理解してください。

投資家は、ファンドの受益証券の価格、またそこからの収入は、値上がり・上昇する、あるいは値下がり・下落するものであることを理解してください。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。過去の実績は必ずしも将来の結果を示すものではなく、ファンドは中長期的な投資としてお考えください。ファンドの資産は外貨建てとなっていますので、日本円から投資する場合は、その投資価値はその時々の為替レートにも左右されます。また、為替レートの変動により、投資先の海外の投資対象の価値が増減します。場合によっては、投資家の保有する証券の価値がなくなることもあります。

ファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者に帰属します。

##### 市場変動および集中リスク

ファンドは主に日本株式や株価指数先物取引に投資しますので、ファンドの受益証券の純資産価格は日本の証券市場の価格変動に大きく影響されます。

##### 流動性リスク

流動性リスクは、ファンドの投資対象の流動性（以下「市場流動性」といいます。）とファンドが受益証券の買戻しのために提示する条件（以下「資産流動性」といいます。）の不一致から生じます。

市場流動性は、ファンドの投資対象が取引される市場における取引高の影響を受けます。取引高は、市場の動向、投資家の否定的な見方、または規制当局の介入を受けて大きく変動することがあり、そのために当該市場の流動性が低下する場合があります。これにより、買い手を見つけることができない、または低い価格でしか売却することができないおそれがあり、その結果、ファンドの価値に悪影響を及ぼす、またはファンドが他の投資機会を獲得できない可能性があります。

資産流動性リスクとは、市場の緊張状態、極めて多額の買戻し請求、または管理会社が制御できないその他の要因により、ファンドが以下の状況に陥るリスクです。

- (i) 市場が緊張状態にある、または管理会社が制御できないその他の状況（「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、純資産価格の決定の停止」の項で定義されます。）により、一時的に受益証券の買戻しを停止せざるをえない状況
- (ii) 不利な時期および/または条件で投資対象を売却せざるをえない状況

##### 為替変動リスク

各コースは6通貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルまたはカナダドル）のいずれかで表示され、各コースの資産の大半について、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引が行われますが、各コースの純資産価格は、当該コースの表示通貨の日本円に対する為替変動の影響を受けることがあります。

##### 為替交換リスク

各コースは6通貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルまたはカナダドル）のいずれかで表示されます。しかし、通常の状態においては、ファンドは（受益証券の発行に際し）受領する外貨を日本円に交換し投資を行い、投資家から受益証券買戻しの請求があった場合には日本円を当該受益証券の表示通貨に交換します。このような為替取引が常に発生し、投資家に多大な不都合（為替取引コスト）を生じさせるかもしれません。

##### 先物取引とオプション

ファンドは、その効率的な運用のために、「投資制限」に記載ある証券の先物取引やオプションあるいは証券指数の先物取引を利用します。また、ファンドは市場リスク・為替リスクを回避等するために先物取引やオプション、為替先渡契約を利用します。

ファンドの資産は、「投資制限」に記載ある範囲でのみ投資されます。

先物取引は高いリスクが伴います。先物取引の建て玉に対して当初証拠金は比較的少額であり、この取引は「レバレッジが効いている」あるいは「ギアがかかって」います。比較的小さな市場の動きでも大きな作用があり、投資家にとって有利にも不利にも働きます。損切り幅を小さくする意図で一定の注文を出したくても、市場環境でこれらの注文の執行が不可能であり、注文が出せないことがあります。

オプションの取引にも高いリスクが伴います。一般に、オプションの売りはオプションの買いに比べてかなり大きなリスクを伴います。オプションの売り手は固定のプレミアムを得ますが、オプションの売り手はその額を上回る損失を被ることがあります。

ファンドが先物取引やオプションの空売りで証拠金を必要とする場合、為替レートや価格が逆に動くと、ファンドにとってそのような支払いが経済的に不利な場合であっても、追加証拠金や変動証拠金を支払わなければならないことがあります。ファンドは、ポジションを維持するためのオプションや先物取引の委託証拠金率を満たすために、その他の資産を売却しなければならないことや、経済的に不利な時期にポジションを解消しなければならないこともあります。

#### 税制

投資家は、特に、ある市場での証券の売却代金や利子配当の受け取り代金は、その市場の当局により源泉徴収課税を含めて、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれないことにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資、評価あるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

#### 潜在的な利益相反

投資運用会社および投資運用会社の最終的持株会社あるいはその（世界的に見て）関連子会社等（以下「関連子会社等」という。）は、投資運用会社あるいは関連子会社等が直接・間接に利害を有し、それがファンドに対する投資運用会社の義務と潜在的に利益相反となるような取引引きを行う場合があります。

ルクセンブルグの法律（2013年法を含みます。）の特段の定めがない限り、投資運用会社もその関連子会社等も、ファンドに対して、このような潜在的利益相反について事前通知する必要はありませんし、このような取引引きあるいは関連する取引引きに関して得た利益や手数料・報酬をファンドに支払う義務も、その他特段の取り決めがない限り投資運用報酬を割り引く義務もありません。

投資運用会社は、潜在的利益相反がなければファンドにとって同等以上の条件で、このような取引引きを行うようにします。

当局の規制や内部方針により、管理会社は、投資運用会社が運用する他の口座または投資信託では利用可能な投資機会を得られないことがあります。

利益相反はまた、保管受託銀行と評価代理人が、同一の事業体であるということによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的な利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

#### 担保要件によるリスク

ファンドは、為替先渡取引に関して、取引相手方に担保として有価証券および/または現金の差し入れを要求される場合があります。この場合、ファンドの投資比率は、担保を差し入れた分、低下します。このように、担保設定によりファンドの収益が減少する可能性があります。

#### 証券貸付、買戻取引権の売買およびレボ・逆レボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、（A）買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、（B）（ ）過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、（ ）満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、（A）取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、（B）（ ）過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、（ ）売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、（A）ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出さ

れた証券の価格を下回る価格で換金されることになりうるというリスク、(B)現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、( )相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、( )ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または( )回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また(C)貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

## 制裁

管理会社およびファンドは、適用ある制裁制度の対象となっている事業体、個人、組織および/または投資対象と取引を行うことが制限される法律に服します。したがって、管理会社は、投資者に対し、当該投資者が以下のいずれにも該当しないこと、および、当該投資者が了知し、または信じる限りにおいて、当該投資者の実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。)(いる場合)が以下のいずれにも該当しないことを継続的に表明保証することを要求することができます。( )国際連合、米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。)、日本の財務省もしくは欧州連合(以下「EU」といいます。))が保持する制裁の対象となる事業体もしくは個人の一覧表に記載されていること、( )国際連合、OFAC、日本の財務省もしくはEUが科す制裁が適用される国もしくは領土に運営上の拠点を置いているか、もしくはかかる国もしくは領土を住所地としていること、または( )その他国際連合、OFAC、日本の財務省もしくはEUが科す制裁の対象となっていること(以下、総称して「制裁対象」といいます。))。

投資者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、管理会社は、直ちに、かつ、投資者に対して通知することなく、投資者とのさらなる取引および/またはファンドに対する投資者の持分のさらなる取引について、当該投資者または関係者が制裁対象でなくなるか、または適用ある法律に基づきかかる取引を継続する許可を取得するまで停止するよう義務付けられることがあります(以下「制裁対象者事由」といいます。))。管理会社およびファンドは、制裁対象者事由により投資者に生じた債務、経費、費用、損害および/または損失(直接的損失、間接的損失または派生的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法務経費その他すべての専門家経費および費用を含みますが、これらに限定されるものではありません。))につき、一切責任を負わないものとします。また、ファンドのために行われた投資が後に適用ある制裁の対象となった場合、管理会社は、直ちに、かつ、投資者に対して通知することなく、当該投資のさらなる取引について、適用ある制裁が解除されるか、または適用ある法律に基づきかかる取引を継続する許可を取得するまで停止することができます。

## ファンドのリスク特性

ファンドは、日本の上場株式への投資により、日経225のボラティリティおよび価格変動にさらされます。このリスクは、流動性のある投資対象への投資、また分散投資することで軽減されます。先物ポジションへのエクスポージャーにより、ファンドはレバレッジをかけることがあります。ファンドの純資産総額の範囲で行われる限定的なものです。

ファンドの信用リスクは限定的です。ファンドの信用リスクは、日本市場への集中リスクに限定されます。

ファンドの投資対象(上場株式、先物および為替先渡)の特性により、ファンドのカウンターパーティーリスクは限定的です。

ファンドは、日本市場の上場株式に投資します。市場全体が緊迫している期間または流動性が広く低下するような事象が生じた場合を除き、ファンドの投資対象の流動性リスクは限定的です。

通常の市況において、ファンドの投資対象が、重大な評価リスクにさらされることはありません。

## デリバティブ取引

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的で、日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っています。AIFMDと委員会委任規則(EU)第231/2013号(改訂済)(以下「委員会委任規則」といいます。)において詳細なリスク管理のガイドラインがなく、管理会社はUCITSに係るEU指令への準拠に基づき、デリバティブ取引のリスクを管理しています。

## レバレッジ

委員会委任規則および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格(絶対値で表示)により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙に定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク(もしあれば)が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の200%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の400%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- コミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ(委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの)の再投資により生じるエクスポージャーを計算します(以下「コミットメント法」といいます。)
- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー(換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Iの(1)および(2)に記載の現金借入総額のうちのいずれか高いほうで表示されます。)を含み、委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)のレボ契約または逆レボ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、( )ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物(既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの)の価値は除外し、( ) ( )に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します(以下「グロス法」といいます。)

グロス法は、ファンドの純資産総額(NAV)と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資運用会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに

関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク/リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

#### その他留意事項

\* ファンドは、市場の急変時において、本書に記載する投資プロセスに従った運用を一時的に行うことができない場合があります。

\* 投資運用会社は、日経225をモニターし、日経225が提供されなくなると判断する合理的な兆候がある、もしくは実際に提供されなくなった場合はその旨を管理会社に通知し、対象地域、セクター配分、構成銘柄数および/またはリスクとリターンの特性といった基準を考慮し、管理会社に1つもしくは複数の代替的な指数を提供します。管理会社は、投資運用会社と協議の上、暫定ベースで、上記の基準に基づいて新しい代替的な指数を決定し、その代替的な指数を適用するために必要とされるすべての手続きを行います。

\* コンピュータ・システム関連の不慮の出来事に起因する市場リスクまたはシステム上のリスクが生じる可能性があります。

\* 分配額は変動しますので、状況によっては、分配金が支払われないことがあります。

## (2) リスクに対する管理体制

投資運用会社である野村アセットマネジメントにおけるリスクマネジメント体制は以下の通りです。

## リスク管理関連の委員会

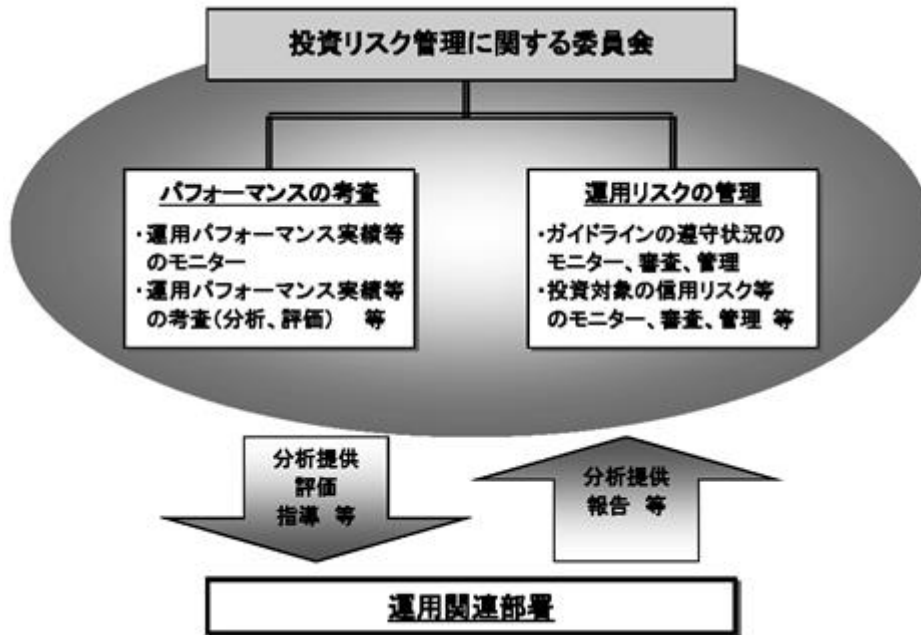
## パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

## 運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

## リスク管理体制図



上記の管理体制等は2025年9月末日現在のものであり、随時変更されます。

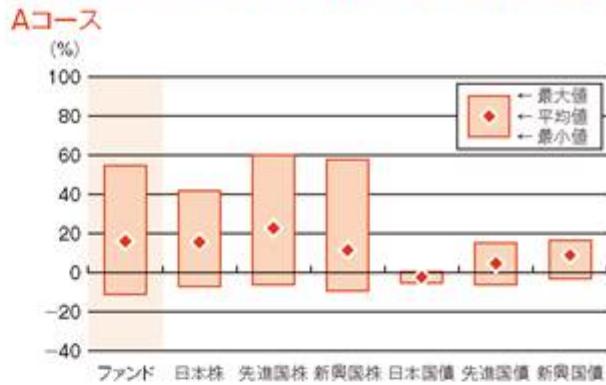
## &lt; 参考情報 &gt;

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



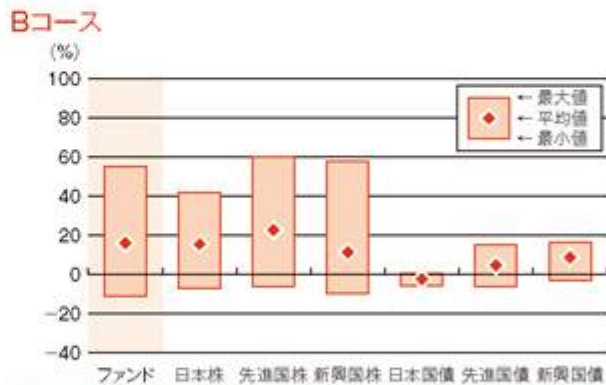
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	55.0	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-11.0	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	16.2	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	55.1	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-11.0	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	16.2	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

### Cコース



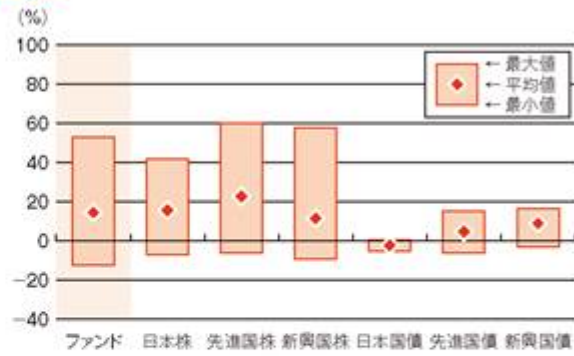
### Dコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

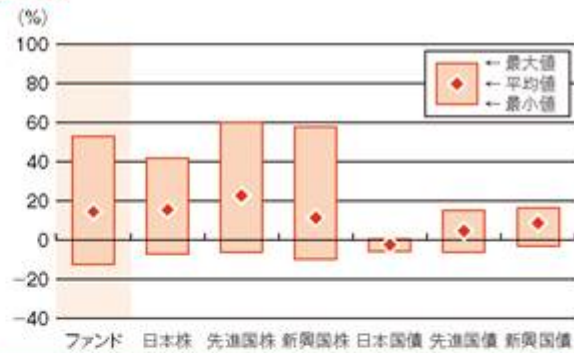
### Cコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.9	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.3	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	14.6	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

### Dコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.1	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.5	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	14.7	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

### Eコース



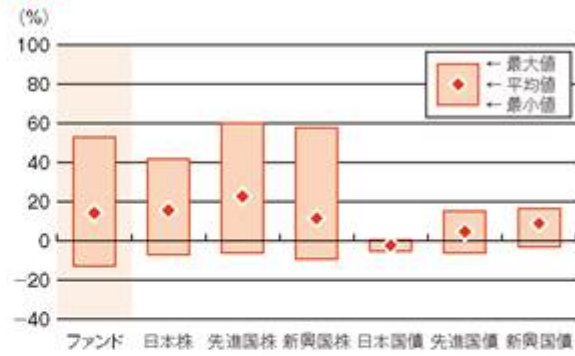
### Fコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるユーロ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

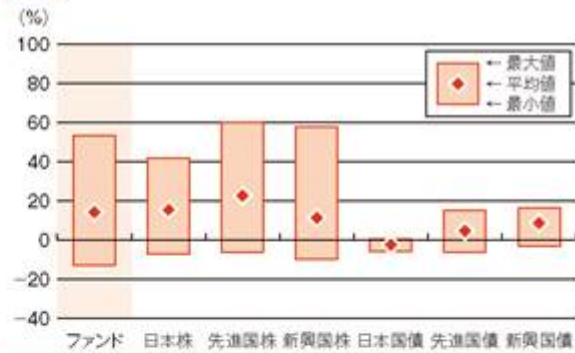
### Eコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.2	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.7	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	14.4	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

### Fコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.3	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.7	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	14.5	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

### Gコース



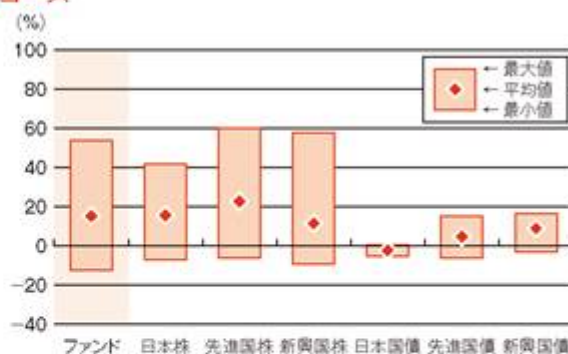
### Hコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である英ポンド建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

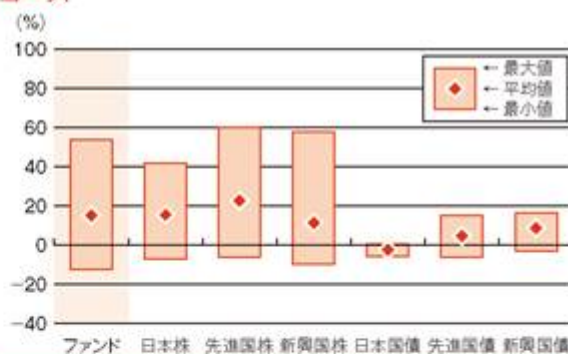
### Gコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	54.0	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.2	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	15.4	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

### Hコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.9	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.1	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	15.4	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

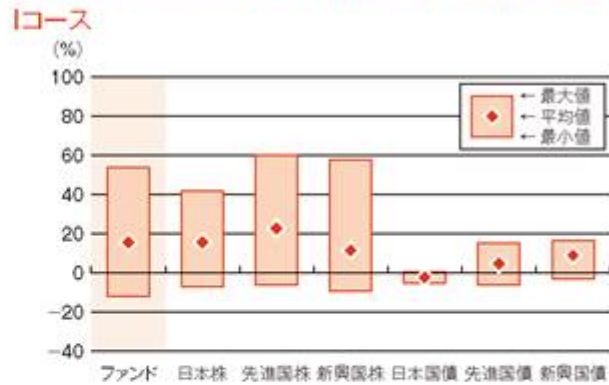
- 2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



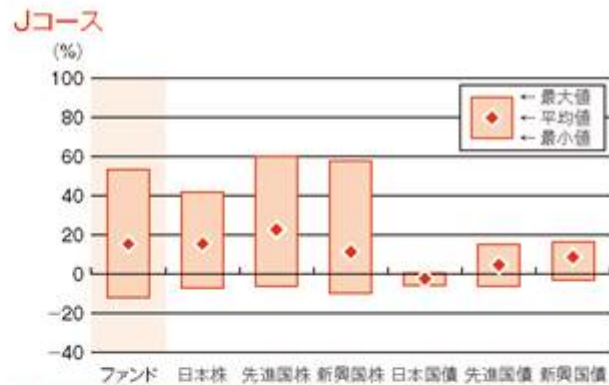
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるNZドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.7	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-11.9	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	15.5	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.6	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-11.9	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	15.6	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

### Kコース



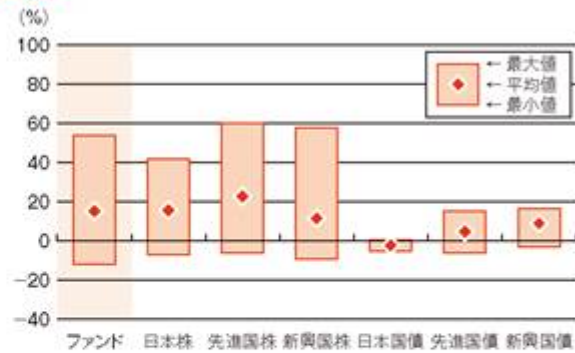
### Lコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるカナダドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

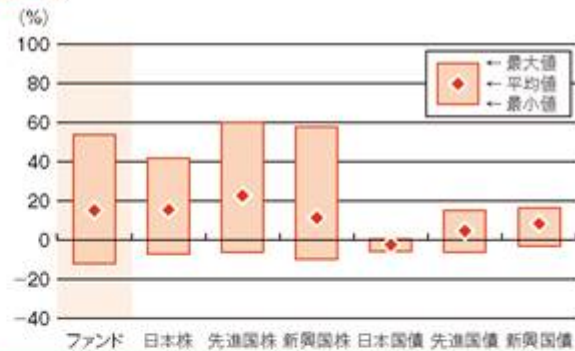
### Kコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.8	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-11.7	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	15.3	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

### Lコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.8	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-11.7	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	15.3	15.6	22.8	11.6	-2.2	4.8	9.0

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年10月～2025年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## (ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数  
日本株・・・TOPIX(記当込み)  
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)  
新興国株・・・S&P新興国総合指数  
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数  
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)  
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

純資産価格の3%以下です。

日本国内における申込手数料

申込金額に対して、2.20%(税込)以内

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は、徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内において買戻し手数料は、徴収されません。

### (3)【管理報酬等】

管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03%の日本円による管理報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

管理報酬とは、( )ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに( )ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資運用会社である野村アセットマネジメントは、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%の日本円による投資運用報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

投資運用報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資運用会社へ支払われるものです。

第20会計年度の管理報酬は11,107,344円、投資運用報酬は148,092,155円でした。

保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の日本円による保管報酬を、ファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有します。保管報酬とは、( )ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、( )キャッシュ・フローの監視業務、ならびに( )選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

第20会計年度の保管報酬は26,448,448円でした。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の日本円による管理事務代行報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有します。管理事務代行報酬とは、( )ファンドの純資産価格の計算業務、( )ファンドの会計書類作成業務、( )法務およびファンド会計管理業務、( )マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、( )法令遵守に関するモニタリング、( )受益者名簿の管理、( )収益分配業務、( )ファンドの購入・換金(買戻し)等受付け業務、ならびに( )記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。)は、ファンドが負担します。

第20会計年度の管理事務代行報酬は18,501,919円でした。

#### 評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の日本円による代行協会員報酬をファンドの資産から四半期毎に後払で受領する権利を有します。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

第20会計年度の代行協会員報酬は111,004,292円でした。

#### 販売会社報酬

各販売会社は、ファンドの資産から、四半期中のファンドの日々の純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.20%の日本円による報酬を四半期毎に後払で受領する権利を有します。

販売会社報酬とは、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、受益者に対する購入後のファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

第20会計年度の販売会社報酬は73,974,053円でした。

#### (4) 【その他の手数料等】

ファンドまたは各コースは、次の費用を負担します。

- (a) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- (b) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (c) 代行協会員が負担した合理的な額の立替費用および実費。
- (d) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った合理的な法律関係費用。
- (e) ファンドの法律上または規制上の義務を履行するために必要な業務に対する合理的な報酬。
- (f) その他、次の費用を含む管理費用。
  - ・ 券面または確認書の準備・印刷費。
  - ・ ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）に対し約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
  - ・ 上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な保有者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。
  - ・ 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・送付するための費用。
  - ・ 会計、記帳および日々の純資産価格計算に要する費用。
  - ・ 受益者への通知・公告を作成しかつ配付する費用。
  - ・ 弁護士報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）。
  - ・ 日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用。
  - ・ 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

ファンドの純資産価額に対する比率で表示されない報酬・費用は、各コースに帰属する純資産価額の割合に応じて各コース証券に帰属します。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

第20会計年度のその他の費用は53,576,822円でした。

#### (5) 【課税上の取扱い】

本ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%（注）	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2025年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	36,030,934,620	91.65
現金・その他の資産（負債控除後）		3,284,373,497	8.35
合計（純資産総額）		39,315,308,117	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄

(2025年9月末日現在)

順位	銘柄	種類	国名	業種	保有株数 (株)	取得価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	アドバンテスト	普通株式	日本	電子および半導体	216,000	2,117.46	457,371,433	14,650.00	3,164,400,000	8.05
2	ソフトバンクグループ	普通株式	日本	インターネットおよびソフトウェアサービス	162,000	3,403.64	551,389,418	18,685.00	3,026,970,000	7.70
3	ファーストリテイリング	普通株式	日本	小売・百貨店	64,800	13,701.03	887,826,998	45,040.00	2,918,592,000	7.42
4	東京エレクトロン	普通株式	日本	電子および半導体	81,000	7,664.07	620,789,960	26,360.00	2,135,160,000	5.43
5	TDK	普通株式	日本	電子および半導体	405,000	738.45	299,074,060	2,148.50	870,142,500	2.21
6	KDDI	普通株式	日本	通信	324,000	1,138.53	368,883,871	2,360.50	764,802,000	1.95
7	信越化学工業	普通株式	日本	化学	135,000	2,164.99	292,273,071	4,853.00	655,155,000	1.67
8	リクルートホールディングス	普通株式	日本	その他サービス	81,000	3,675.66	297,728,502	7,963.00	645,003,000	1.64
9	コナミグループ	普通株式	日本	インターネットおよびソフトウェアサービス	27,000	5,341.66	144,224,734	21,350.00	576,450,000	1.47
10	ファナック	普通株式	日本	電気製品および部品	135,000	2,950.43	398,308,165	4,262.00	575,370,000	1.46
11	ソニーグループ	普通株式	日本	電子および半導体	135,000	1,384.77	186,943,844	4,259.00	574,965,000	1.46
12	テルモ	普通株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	216,000	1,148.34	248,041,912	2,443.00	527,688,000	1.34
13	中外製薬	普通株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	81,000	2,165.11	175,373,898	6,448.00	522,288,000	1.33
14	日東電工	普通株式	日本	電気製品および部品	135,000	1,654.75	223,391,867	3,517.00	474,795,000	1.21
15	ダイキン工業	普通株式	日本	機械および産業設備	27,000	9,881.02	266,787,534	17,080.00	461,160,000	1.17
16	京セラ	普通株式	日本	電子および半導体	216,000	1,347.83	291,131,308	1,989.50	429,732,000	1.09
17	バンダイナムコホールディングス	普通株式	日本	その他製造	81,000	2,402.54	194,606,100	4,925.00	398,925,000	1.01
18	フジクラ	普通株式	日本	電気製品および部品	27,000	1,472.24	39,750,419	14,455.00	390,285,000	0.99
19	トヨタ自動車	普通株式	日本	自動車	135,000	1,487.92	200,868,800	2,849.50	384,682,500	0.98

順位	銘柄	種類	国名	業種	保有株数 (株)	取得価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
20	任天堂	普通 株式	日本	電子および半導体	27,000	6,066.40	163,792,875	12,805.00	345,735,000	0.88
21	豊田通商	普通 株式	日本	卸売業	81,000	1,286.52	104,208,099	4,102.00	332,262,000	0.85
22	富士フイルム ホールディング ス	普通 株式	日本	写真および光学	81,000	1,760.89	142,631,752	3,681.00	298,161,000	0.76
23	セコム	普通 株式	日本	その他サービス	54,000	3,591.48	193,939,847	5,425.00	292,950,000	0.75
24	三菱商事	普通 株式	日本	卸売業	81,000	1,172.82	94,998,100	3,531.00	286,011,000	0.73
25	HOYA	普通 株式	日本	電子および半導体	13,500	14,488.93	195,600,526	20,475.00	276,412,500	0.70
26	第一三共	普通 株式	日本	医薬品、化粧品、 医療品	81,000	1,774.55	143,738,298	3,315.00	268,515,000	0.68
27	東京海上ホー ルディングス	普通 株式	日本	金融、投資、その 他多角化企業	40,500	2,045.11	82,826,789	6,269.00	253,894,500	0.65
28	ディスコ	普通 株式	日本	電子および半導体	5,400	55,584.86	300,158,262	46,510.00	251,154,000	0.64
29	本田技研工業	普通 株式	日本	自動車	162,000	1,156.04	187,279,163	1,531.00	248,022,000	0.63
30	ペイカレント	普通 株式	日本	その他サービス	27,000	7,652.25	206,610,858	8,700.00	234,900,000	0.60

## 種類別投資比率（全銘柄）

（2025年9月末日現在）

種類	投資比率(%)
普通株式	91.65
合計	91.65

## 業種別投資比率（全株式）

（2025年9月末日現在）

業種(注)	投資比率(%)
情報技術	40.71
資本財・サービス	14.13
一般消費財・サービス	14.12
ヘルスケア	6.34
金融	5.35
素材	4.61
生活必需品	3.63
電気通信サービス	2.31
エネルギー	0.30
公益事業	0.15
合計	91.65

(注)業種分類は、前記「上位30銘柄」の表で用いられる分類方法とは異なります。

## 【投資不動産物件】

該当事項ありません（2025年9月末日現在）。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません（2025年9月末日現在）。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2024年10月から2025年9月までの期間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

## A コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	151,068	22,491	7.39	1,100
第12会計年度末 (2017年5月20日)	145,520	21,665	8.56	1,274
第13会計年度末 (2018年5月20日)	145,561	21,671	10.03	1,493
第14会計年度末 (2019年5月20日)	117,082	17,431	9.32	1,388
第15会計年度末 (2020年5月20日)	92,377	13,753	8.76	1,304
第16会計年度末 (2021年5月20日)	88,727	13,210	10.59	1,577
第17会計年度末 (2022年5月20日)	74,434	11,082	9.29	1,383
第18会計年度末 (2023年5月20日)	74,594	11,106	10.68	1,590
第19会計年度末 (2024年5月20日)	73,003	10,869	11.74	1,748
第20会計年度末 (2025年5月20日)	56,668	8,437	9.45	1,407
2024年10月末日	62,918	9,367	10.25	1,526
11月末日	61,024	9,085	10.00	1,489
12月末日	63,811	9,500	10.43	1,553
2025年1月末日	61,220	9,114	10.03	1,493
2月末日	56,883	8,469	9.40	1,399
3月末日	54,466	8,109	9.06	1,349
4月末日	54,650	8,136	9.10	1,355
5月末日	57,358	8,539	9.57	1,425
6月末日	61,120	9,100	10.20	1,519
7月末日	60,871	9,062	10.20	1,519
8月末日	62,460	9,299	10.60	1,578
9月末日	65,281	9,719	11.20	1,667

## B コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	120,799	17,985	10.26	1,528
第12会計年度末 (2017年5月20日)	100,543	14,969	11.99	1,785
第13会計年度末 (2018年5月20日)	89,437	13,315	14.18	2,111
第14会計年度末 (2019年5月20日)	68,081	10,136	13.42	1,998
第15会計年度末 (2020年5月20日)	53,589	7,978	13.12	1,953
第16会計年度末 (2021年5月20日)	55,971	8,333	17.84	2,656
第17会計年度末 (2022年5月20日)	51,234	7,628	16.92	2,519
第18会計年度末 (2023年5月20日)	55,995	8,337	19.96	2,972
第19会計年度末 (2024年5月20日)	61,582	9,168	26.37	3,926
第20会計年度末 (2025年5月20日)	58,716	8,742	25.94	3,862
2024年10月末日	62,295	9,274	26.62	3,963
11月末日	60,574	9,018	26.07	3,881
12月末日	62,957	9,373	27.31	4,066
2025年1月末日	62,044	9,237	27.17	4,045
2月末日	58,227	8,669	25.54	3,802
3月末日	55,780	8,305	24.70	3,677
4月末日	56,504	8,412	24.89	3,706
5月末日	59,417	8,846	26.27	3,911
6月末日	63,075	9,391	28.09	4,182
7月末日	62,677	9,331	28.26	4,207
8月末日	64,797	9,647	29.48	4,389
9月末日	68,093	10,138	31.25	4,653

## C コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	128,897	12,618	7.25	710
第12会計年度末 (2017年5月20日)	130,207	12,746	8.48	830
第13会計年度末 (2018年5月20日)	121,246	11,869	9.98	977
第14会計年度末 (2019年5月20日)	100,694	9,857	9.19	900
第15会計年度末 (2020年5月20日)	88,010	8,615	8.62	844
第16会計年度末 (2021年5月20日)	78,974	7,731	10.52	1,030
第17会計年度末 (2022年5月20日)	64,350	6,299	9.25	905
第18会計年度末 (2023年5月20日)	65,117	6,374	10.56	1,034
第19会計年度末 (2024年5月20日)	63,700	6,236	11.72	1,147
第20会計年度末 (2025年5月20日)	49,291	4,825	9.40	920
2024年10月末日	54,081	5,294	10.15	994
11月末日	52,346	5,124	9.91	970
12月末日	54,591	5,344	10.36	1,014
2025年1月末日	52,654	5,154	10.01	980
2月末日	49,216	4,818	9.38	918
3月末日	47,401	4,640	9.04	885
4月末日	47,553	4,655	9.06	887
5月末日	49,860	4,881	9.52	932
6月末日	52,699	5,159	10.14	993
7月末日	52,269	5,117	10.18	997
8月末日	53,780	5,265	10.58	1,036
9月末日	56,487	5,530	11.18	1,094

## Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	57,482	5,627	11.18	1,094
第12会計年度末 (2017年5月20日)	56,159	5,497	13.17	1,289
第13会計年度末 (2018年5月20日)	49,821	4,877	15.66	1,533
第14会計年度末 (2019年5月20日)	43,253	4,234	14.68	1,437
第15会計年度末 (2020年5月20日)	35,065	3,433	14.01	1,371
第16会計年度末 (2021年5月20日)	36,833	3,606	18.86	1,846
第17会計年度末 (2022年5月20日)	32,732	3,204	17.71	1,734
第18会計年度末 (2023年5月20日)	34,638	3,391	20.56	2,013
第19会計年度末 (2024年5月20日)	40,785	3,992	26.75	2,619
第20会計年度末 (2025年5月20日)	38,954	3,813	25.93	2,538
2024年10月末日	41,351	4,048	26.69	2,613
11月末日	40,266	3,942	26.14	2,559
12月末日	42,193	4,130	27.40	2,682
2025年1月末日	41,720	4,084	27.24	2,667
2月末日	39,018	3,819	25.60	2,506
3月末日	37,737	3,694	24.78	2,426
4月末日	37,523	3,673	24.90	2,437
5月末日	39,449	3,862	26.26	2,571
6月末日	41,886	4,100	28.05	2,746
7月末日	41,851	4,097	28.19	2,760
8月末日	42,527	4,163	29.39	2,877
9月末日	43,295	4,238	31.13	3,047

## E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	8,646	1,508	6.73	1,174
第12会計年度末 (2017年5月20日)	9,719	1,696	7.68	1,340
第13会計年度末 (2018年5月20日)	5,604	978	8.84	1,542
第14会計年度末 (2019年5月20日)	4,839	844	8.04	1,403
第15会計年度末 (2020年5月20日)	3,931	686	7.70	1,343
第16会計年度末 (2021年5月20日)	3,775	659	10.23	1,785
第17会計年度末 (2022年5月20日)	3,506	612	9.19	1,603
第18会計年度末 (2023年5月20日)	3,302	576	10.49	1,830
第19会計年度末 (2024年5月20日)	3,394	592	11.70	2,041
第20会計年度末 (2025年5月20日)	2,550	445	9.49	1,656
2024年10月末日	2,802	489	10.22	1,783
11月末日	2,714	474	9.97	1,739
12月末日	2,835	495	10.41	1,816
2025年1月末日	2,702	471	10.01	1,746
2月末日	2,521	440	9.38	1,637
3月末日	2,441	426	9.06	1,581
4月末日	2,452	428	9.12	1,591
5月末日	2,580	450	9.60	1,675
6月末日	2,738	478	10.22	1,783
7月末日	2,729	476	10.19	1,778
8月末日	2,837	495	10.59	1,848
9月末日	2,990	522	11.19	1,952

## F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	4,342	758	9.31	1,624
第12会計年度末 (2017年5月20日)	4,673	815	10.74	1,874
第13会計年度末 (2018年5月20日)	4,550	794	12.48	2,177
第14会計年度末 (2019年5月20日)	4,300	750	11.44	1,996
第15会計年度末 (2020年5月20日)	3,637	635	11.01	1,921
第16会計年度末 (2021年5月20日)	3,512	613	14.80	2,582
第17会計年度末 (2022年5月20日)	3,192	557	13.85	2,416
第18会計年度末 (2023年5月20日)	3,285	573	15.93	2,779
第19会計年度末 (2024年5月20日)	3,846	671	20.66	3,605
第20会計年度末 (2025年5月20日)	3,501	611	20.11	3,509
2024年10月末日	3,841	670	20.73	3,617
11月末日	3,758	656	20.29	3,540
12月末日	3,873	676	21.23	3,704
2025年1月末日	3,845	671	21.08	3,678
2月末日	3,478	607	19.79	3,453
3月末日	3,365	587	19.15	3,341
4月末日	3,380	590	19.32	3,371
5月末日	3,543	618	20.35	3,550
6月末日	3,754	655	21.68	3,783
7月末日	3,766	657	21.78	3,800
8月末日	3,914	683	22.66	3,953
9月末日	4,141	722	23.97	4,182

## Gコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	1,254	251	6.76	1,351
第12会計年度末 (2017年5月20日)	1,122	224	7.78	1,555
第13会計年度末 (2018年5月20日)	1,062	212	9.03	1,805
第14会計年度末 (2019年5月20日)	820	164	8.29	1,657
第15会計年度末 (2020年5月20日)	552	110	7.91	1,581
第16会計年度末 (2021年5月20日)	620	124	10.32	2,063
第17会計年度末 (2022年5月20日)	523	105	9.28	1,855
第18会計年度末 (2023年5月20日)	595	119	10.57	2,113
第19会計年度末 (2024年5月20日)	666	133	11.70	2,338
第20会計年度末 (2025年5月20日)	489	98	9.46	1,891
2024年10月末日	552	110	10.23	2,045
11月末日	516	103	9.99	1,997
12月末日	538	108	10.42	2,083
2025年1月末日	518	104	10.02	2,003
2月末日	485	97	9.39	1,877
3月末日	468	94	9.06	1,811
4月末日	470	94	9.11	1,821
5月末日	495	99	9.58	1,915
6月末日	527	105	10.20	2,039
7月末日	527	105	10.21	2,041
8月末日	547	109	10.61	2,121
9月末日	569	114	11.21	2,240

## Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	1,423	284	9.86	1,971
第12会計年度末 (2017年5月20日)	1,381	276	11.45	2,288
第13会計年度末 (2018年5月20日)	1,209	242	13.41	2,680
第14会計年度末 (2019年5月20日)	1,062	212	12.42	2,482
第15会計年度末 (2020年5月20日)	1,238	247	11.90	2,378
第16会計年度末 (2021年5月20日)	1,151	230	16.08	3,214
第17会計年度末 (2022年5月20日)	969	194	15.18	3,034
第18会計年度末 (2023年5月20日)	1,088	217	17.59	3,516
第19会計年度末 (2024年5月20日)	1,415	283	23.07	4,611
第20会計年度末 (2025年5月20日)	1,355	271	22.78	4,553
2024年10月末日	1,404	281	23.31	4,659
11月末日	1,375	275	22.84	4,565
12月末日	1,429	286	23.92	4,781
2025年1月末日	1,421	284	23.80	4,757
2月末日	1,331	266	22.38	4,473
3月末日	1,289	258	21.68	4,333
4月末日	1,300	260	21.86	4,369
5月末日	1,372	274	23.07	4,611
6月末日	1,466	293	24.64	4,925
7月末日	1,476	295	24.81	4,959
8月末日	1,494	299	25.85	5,166
9月末日	1,582	316	27.39	5,474

## I コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZドル	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	144,191	12,402	6.91	594
第12会計年度末 (2017年5月20日)	142,036	12,217	8.11	698
第13会計年度末 (2018年5月20日)	136,526	11,743	9.60	826
第14会計年度末 (2019年5月20日)	112,558	9,681	8.85	761
第15会計年度末 (2020年5月20日)	95,717	8,233	8.46	728
第16会計年度末 (2021年5月20日)	96,422	8,293	10.48	901
第17会計年度末 (2022年5月20日)	77,331	6,651	9.28	798
第18会計年度末 (2023年5月20日)	82,036	7,056	10.55	907
第19会計年度末 (2024年5月20日)	80,789	6,949	11.68	1,005
第20会計年度末 (2025年5月20日)	61,793	5,315	9.40	808
2024年10月末日	68,303	5,875	10.18	876
11月末日	66,360	5,708	9.93	854
12月末日	69,046	5,939	10.37	892
2025年1月末日	66,454	5,716	10.00	860
2月末日	62,016	5,334	9.37	806
3月末日	59,725	5,137	9.04	778
4月末日	59,638	5,129	9.06	779
5月末日	62,517	5,377	9.52	819
6月末日	66,234	5,697	10.13	871
7月末日	66,221	5,696	10.18	876
8月末日	68,398	5,883	10.57	909
9月末日	72,061	6,198	11.18	962

## Jコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZドル	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	22,214	1,911	11.37	978
第12会計年度末 (2017年5月20日)	21,197	1,823	13.48	1,159
第13会計年度末 (2018年5月20日)	19,619	1,687	16.09	1,384
第14会計年度末 (2019年5月20日)	17,277	1,486	15.11	1,300
第15会計年度末 (2020年5月20日)	14,631	1,258	14.54	1,251
第16会計年度末 (2021年5月20日)	14,657	1,261	19.63	1,688
第17会計年度末 (2022年5月20日)	13,772	1,185	18.52	1,593
第18会計年度末 (2023年5月20日)	15,256	1,312	21.69	1,866
第19会計年度末 (2024年5月20日)	17,810	1,532	28.58	2,458
第20会計年度末 (2025年5月20日)	16,300	1,402	27.95	2,404
2024年10月末日	17,563	1,511	28.75	2,473
11月末日	17,202	1,480	28.17	2,423
12月末日	17,907	1,540	29.52	2,539
2025年1月末日	17,650	1,518	29.35	2,524
2月末日	16,560	1,424	27.57	2,371
3月末日	15,967	1,373	26.69	2,296
4月末日	15,728	1,353	26.85	2,309
5月末日	16,500	1,419	28.30	2,434
6月末日	17,597	1,514	30.21	2,598
7月末日	17,540	1,509	30.37	2,612
8月末日	18,092	1,556	31.64	2,721
9月末日	17,992	1,547	33.53	2,884

## Kコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダドル	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	2,143	229	6.76	723
第12会計年度末 (2017年5月20日)	2,176	233	7.81	835
第13会計年度末 (2018年5月20日)	2,237	239	9.11	974
第14会計年度末 (2019年5月20日)	1,984	212	8.38	896
第15会計年度末 (2020年5月20日)	1,685	180	7.95	850
第16会計年度末 (2021年5月20日)	1,937	207	10.33	1,104
第17会計年度末 (2022年5月20日)	1,549	166	9.27	991
第18会計年度末 (2023年5月20日)	1,414	151	10.53	1,126
第19会計年度末 (2024年5月20日)	1,448	155	11.69	1,250
第20会計年度末 (2025年5月20日)	1,067	114	9.41	1,006
2024年10月末日	1,217	130	10.18	1,088
11月末日	1,136	121	9.93	1,062
12月末日	1,186	127	10.37	1,109
2025年1月末日	1,145	122	10.00	1,069
2月末日	1,073	115	9.36	1,001
3月末日	1,016	109	9.03	965
4月末日	1,029	110	9.06	969
5月末日	1,080	115	9.52	1,018
6月末日	1,150	123	10.14	1,084
7月末日	1,103	118	10.17	1,087
8月末日	1,041	111	10.58	1,131
9月末日	1,075	115	11.17	1,194

## Lコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダドル	円
第11会計年度末 (2016年5月20日)	2,943	315	9.46	1,011
第12会計年度末 (2017年5月20日)	1,923	206	11.03	1,179
第13会計年度末 (2018年5月20日)	1,705	182	12.98	1,388
第14会計年度末 (2019年5月20日)	1,448	155	12.15	1,299
第15会計年度末 (2020年5月20日)	1,405	150	11.74	1,255
第16会計年度末 (2021年5月20日)	1,561	167	15.88	1,698
第17会計年度末 (2022年5月20日)	1,429	153	14.99	1,603
第18会計年度末 (2023年5月20日)	1,558	167	17.55	1,876
第19会計年度末 (2024年5月20日)	1,851	198	23.01	2,460
第20会計年度末 (2025年5月20日)	1,750	187	22.31	2,385
2024年10月末日	1,851	198	23.08	2,467
11月末日	1,776	190	22.59	2,415
12月末日	1,859	199	23.65	2,528
2025年1月末日	1,847	197	23.49	2,511
2月末日	1,730	185	22.05	2,357
3月末日	1,672	179	21.30	2,277
4月末日	1,682	180	21.43	2,291
5月末日	1,771	189	22.57	2,413
6月末日	1,774	190	24.09	2,575
7月末日	1,770	189	24.19	2,586
8月末日	1,863	199	25.20	2,694
9月末日	1,968	210	26.67	2,851

## 【分配の推移】

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
第11会計年度	0.12	17.87	0.02	2.98
第12会計年度	0.12	17.87	0.06	8.93
第13会計年度	0.13	19.35	0.06	8.93
第14会計年度	0.24	35.73	0.09	13.40
第15会計年度	0.49	72.95	0.13	19.35
第16会計年度	1.40	208.43	0.12	17.87
第17会計年度	0.85	126.55	0.11	16.38
第18会計年度	0.38	56.57	0.22	32.75
第19会計年度	2.02	300.74	0.15	22.33
第20会計年度	2.32	345.40	0.17	25.31
2024年10月	0.04	5.96	-	-
11月	0.04	5.96	-	-
12月	0.04	5.96	-	-
2025年1月	0.35	52.11	-	-
2月	0.03	4.47	-	-
3月	0.03	4.47	-	-
4月	0.03	4.47	-	-
5月	0.03	4.47	-	-
6月	0.03	4.47	-	-
7月	0.16	23.82	0.28	41.69
8月	0.04	5.96	-	-
9月	0.04	5.96	-	-

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第11会計年度	0.12	11.75	0.02	1.96
第12会計年度	0.12	11.75	0.07	6.85
第13会計年度	0.13	12.73	0.07	6.85
第14会計年度	0.24	23.49	0.10	9.79
第15会計年度	0.26	25.45	0.15	14.68
第16会計年度	1.17	114.53	0.12	11.75
第17会計年度	0.72	70.48	0.12	11.75
第18会計年度	0.29	28.39	0.23	22.51
第19会計年度	1.75	171.31	0.16	15.66
第20会計年度	2.19	214.38	0.17	16.64
2024年10月	0.03	2.94	-	-
11月	0.03	2.94	-	-
12月	0.03	2.94	-	-
2025年1月	0.29	28.39	-	-
2月	0.03	2.94	-	-
3月	0.03	2.94	-	-
4月	0.03	2.94	-	-
5月	0.03	2.94	-	-
6月	0.03	2.94	-	-
7月	0.11	10.77	0.28	27.41
8月	0.03	2.94	-	-
9月	0.03	2.94	-	-

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第11会計年度	0.12	20.94	0.02	3.49
第12会計年度	0.12	20.94	0.05	8.72
第13会計年度	0.12	20.94	0.06	10.47
第14会計年度	0.12	20.94	0.08	13.96
第15会計年度	0.12	20.94	0.11	19.19
第16会計年度	0.19	33.15	0.10	17.45
第17会計年度	0.47	82.00	0.09	15.70
第18会計年度	0.19	33.15	0.18	31.40
第19会計年度	1.67	291.36	0.12	20.94
第20会計年度	2.13	371.62	0.13	22.68
2024年10月	0.03	5.23	-	-
11月	0.03	5.23	-	-
12月	0.02	3.49	-	-
2025年1月	0.33	57.58	-	-
2月	0.02	3.49	-	-
3月	0.02	3.49	-	-
4月	0.01	1.74	-	-
5月	0.01	1.74	-	-
6月	0.01	1.74	-	-
7月	0.17	29.66	0.21	36.64
8月	0.01	1.74	-	-
9月	0.01	1.74	-	-

	Gコース証券		Hコース証券	
	英ポンド	円	英ポンド	円
第11会計年度	0.12	23.98	0.02	4.00
第12会計年度	0.12	23.98	0.06	11.99
第13会計年度	0.12	23.98	0.06	11.99
第14会計年度	0.12	23.98	0.08	15.99
第15会計年度	0.12	23.98	0.12	23.98
第16会計年度	0.45	89.94	0.11	21.98
第17会計年度	0.54	107.92	0.10	19.99
第18会計年度	0.30	59.96	0.20	39.97
第19会計年度	1.87	373.74	0.14	27.98
第20会計年度	2.29	457.68	0.14	27.98
2024年10月	0.04	7.99	-	-
11月	0.04	7.99	-	-
12月	0.04	7.99	-	-
2025年1月	0.34	67.95	-	-
2月	0.04	7.99	-	-
3月	0.03	6.00	-	-
4月	0.03	6.00	-	-
5月	0.03	6.00	-	-
6月	0.03	6.00	-	-
7月	0.16	31.98	0.24	47.97
8月	0.03	6.00	-	-
9月	0.03	6.00	-	-

	Iコース証券		Jコース証券	
	NZドル	円	NZドル	円
第11会計年度	0.18	15.48	0.03	2.58
第12会計年度	0.12	10.32	0.07	6.02
第13会計年度	0.12	10.32	0.07	6.02
第14会計年度	0.23	19.78	0.10	8.60
第15会計年度	0.14	12.04	0.15	12.90
第16会計年度	1.03	88.59	0.13	11.18
第17会計年度	0.70	60.21	0.12	10.32
第18会計年度	0.41	35.26	0.24	20.64
第19会計年度	1.91	164.28	0.17	14.62
第20会計年度	2.24	192.66	0.18	15.48
2024年10月	0.04	3.44	-	-
11月	0.04	3.44	-	-
12月	0.04	3.44	-	-
2025年1月	0.30	25.80	-	-
2月	0.03	2.58	-	-
3月	0.03	2.58	-	-
4月	0.03	2.58	-	-
5月	0.03	2.58	-	-
6月	0.03	2.58	-	-
7月	0.11	9.46	0.30	25.80
8月	0.03	2.58	-	-
9月	0.02	1.72	-	-

	Kコース証券		Lコース証券	
	カナダドル	円	カナダドル	円
第11会計年度	0.12	12.83	0.02	2.14
第12会計年度	0.12	12.83	0.06	6.41
第13会計年度	0.12	12.83	0.06	6.41
第14会計年度	0.21	22.45	0.08	8.55
第15会計年度	0.23	24.59	0.12	12.83
第16会計年度	0.50	53.46	0.10	10.69
第17会計年度	0.56	59.87	0.10	10.69
第18会計年度	0.41	43.83	0.19	20.31
第19会計年度	1.84	196.71	0.14	14.97
第20会計年度	2.15	229.86	0.14	14.97
2024年10月	0.03	3.21	-	-
11月	0.03	3.21	-	-
12月	0.03	3.21	-	-
2025年1月	0.30	32.07	-	-
2月	0.02	2.14	-	-
3月	0.02	2.14	-	-
4月	0.02	2.14	-	-
5月	0.02	2.14	-	-
6月	0.02	2.14	-	-
7月	0.11	11.76	0.24	25.66
8月	0.02	2.14	-	-
9月	0.02	2.14	-	-

コース	通貨	設定来累計 (2025年9月末日現在)
Aコース証券	米ドル	11.90
Bコース証券	米ドル	2.16
Cコース証券	豪ドル	11.33
Dコース証券	豪ドル	2.25
Eコース証券	ユーロ	8.76
Fコース証券	ユーロ	1.86
Gコース証券	英ポンド	10.10
Hコース証券	英ポンド	2.00
Iコース証券	NZドル	11.87
Jコース証券	NZドル	2.33
Kコース証券	カナダドル	9.90
Lコース証券	カナダドル	1.96

## 【収益率の推移】

コース	会計年度	収益率（％）
Aコース証券	第11会計年度	- 17.4
	第12会計年度	17.5
	第13会計年度	18.7
	第14会計年度	- 4.7
	第15会計年度	- 0.8
	第16会計年度	36.9
	第17会計年度	- 4.2
	第18会計年度	19.1
	第19会計年度	28.8
	第20会計年度	0.3
Bコース証券	第11会計年度	- 17.5
	第12会計年度	17.4
	第13会計年度	18.8
	第14会計年度	- 4.7
	第15会計年度	- 1.3
	第16会計年度	36.9
	第17会計年度	- 4.5
	第18会計年度	19.3
	第19会計年度	32.9
	第20会計年度	- 1.0
Cコース証券	第11会計年度	- 16.9
	第12会計年度	18.6
	第13会計年度	19.2
	第14会計年度	- 5.5
	第15会計年度	- 3.4
	第16会計年度	35.6
	第17会計年度	- 5.2
	第18会計年度	17.3
	第19会計年度	27.6
	第20会計年度	- 1.1
Dコース証券	第11会計年度	- 16.9
	第12会計年度	18.4
	第13会計年度	19.4
	第14会計年度	- 5.6
	第15会計年度	- 3.5
	第16会計年度	35.5
	第17会計年度	- 5.5
	第18会計年度	17.4
	第19会計年度	30.9
	第20会計年度	- 2.4
Eコース証券	第11会計年度	- 17.4
	第12会計年度	15.9
	第13会計年度	16.7
	第14会計年度	- 7.7
	第15会計年度	- 2.7
	第16会計年度	35.3
	第17会計年度	- 5.6
	第18会計年度	16.2
	第19会計年度	27.5
	第20会計年度	- 0.7

コース	会計年度	収益率(%)
Fコース証券	第11会計年度	- 17.5
	第12会計年度	15.9
	第13会計年度	16.8
	第14会計年度	- 7.7
	第15会計年度	- 2.8
	第16会計年度	35.3
	第17会計年度	- 5.8
	第18会計年度	16.3
	第19会計年度	30.4
	第20会計年度	- 2.0
Gコース証券	第11会計年度	- 18.1
	第12会計年度	16.9
	第13会計年度	17.6
	第14会計年度	- 6.9
	第15会計年度	- 3.1
	第16会計年度	36.2
	第17会計年度	- 4.8
	第18会計年度	17.1
	第19会計年度	28.4
	第20会計年度	0.4
Hコース証券	第11会計年度	- 18.1
	第12会計年度	16.7
	第13会計年度	17.6
	第14会計年度	- 6.8
	第15会計年度	- 3.2
	第16会計年度	36.1
	第17会計年度	- 5.0
	第18会計年度	17.2
	第19会計年度	31.9
	第20会計年度	- 0.7
Iコース証券	第11会計年度	- 16.1
	第12会計年度	19.1
	第13会計年度	19.9
	第14会計年度	- 5.4
	第15会計年度	- 2.8
	第16会計年度	36.1
	第17会計年度	- 4.8
	第18会計年度	18.1
	第19会計年度	28.8
	第20会計年度	- 0.3
Jコース証券	第11会計年度	- 16.2
	第12会計年度	19.2
	第13会計年度	19.9
	第14会計年度	- 5.5
	第15会計年度	- 2.8
	第16会計年度	35.9
	第17会計年度	- 5.0
	第18会計年度	18.4
	第19会計年度	32.5
	第20会計年度	- 1.6

コース	会計年度	収益率(%)
Kコース証券	第11会計年度	- 18.1
	第12会計年度	17.3
	第13会計年度	18.2
	第14会計年度	- 5.7
	第15会計年度	- 2.4
	第16会計年度	36.2
	第17会計年度	- 4.8
	第18会計年度	18.0
	第19会計年度	28.5
	第20会計年度	- 1.1
Lコース証券	第11会計年度	- 18.1
	第12会計年度	17.2
	第13会計年度	18.2
	第14会計年度	- 5.8
	第15会計年度	- 2.4
	第16会計年度	36.1
	第17会計年度	- 5.0
	第18会計年度	18.3
	第19会計年度	31.9
	第20会計年度	- 2.4

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当りの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	コース	収益率(%)
2016年	Aコース証券	-0.1
	Bコース証券	0.0
	Cコース証券	0.5
	Dコース証券	0.6
	Eコース証券	-0.8
	Fコース証券	-0.7
	Gコース証券	-0.9
	Hコース証券	-0.7
	Iコース証券	1.1
	Jコース証券	1.2
	Kコース証券	-0.9
	Lコース証券	-0.9
	2017年	Aコース証券
Bコース証券		20.8
Cコース証券		21.7
Dコース証券		21.8
Eコース証券		18.5
Fコース証券		18.6
Gコース証券		19.4
Hコース証券		19.4
Iコース証券		21.9
Jコース証券		22.0
Kコース証券		20.5
Lコース証券		20.7
2018年		Aコース証券
	Bコース証券	-10.3
	Cコース証券	-10.8
	Dコース証券	-10.9
	Eコース証券	-12.7
	Fコース証券	-12.7
	Gコース証券	-11.8
	Hコース証券	-11.9
	Iコース証券	-10.3
	Jコース証券	-10.4
	Kコース証券	-11.3
	Lコース証券	-11.3
	2019年	Aコース証券
Bコース証券		21.6
Cコース証券		19.8
Dコース証券		20.0
Eコース証券		17.9
Fコース証券		17.9
Gコース証券		18.6
Hコース証券		18.8
Iコース証券		20.0
Jコース証券		20.2
Kコース証券		20.3
Lコース証券		20.5

期間	コース	収益率(%)
2020年	Aコース証券	16.0
	Bコース証券	16.5
	Cコース証券	13.8
	Dコース証券	14.0
	Eコース証券	15.7
	Fコース証券	15.8
	Gコース証券	15.4
	Hコース証券	15.4
	Iコース証券	14.8
	Jコース証券	14.8
	Kコース証券	15.0
	Lコース証券	15.2
2021年	Aコース証券	4.7
	Bコース証券	5.2
	Cコース証券	4.1
	Dコース証券	4.3
	Eコース証券	4.1
	Fコース証券	4.1
	Gコース証券	4.4
	Hコース証券	4.6
	Iコース証券	4.2
	Jコース証券	4.6
	Kコース証券	4.5
	Lコース証券	4.7
2022年	Aコース証券	-7.4
	Bコース証券	-7.5
	Cコース証券	-8.7
	Dコース証券	-8.8
	Eコース証券	-9.6
	Fコース証券	-9.6
	Gコース証券	-8.6
	Hコース証券	-8.7
	Iコース証券	-7.9
	Jコース証券	-8.1
	Kコース証券	-8.0
	Lコース証券	-8.1
2023年	Aコース証券	33.5
	Bコース証券	35.1
	Cコース証券	31.7
	Dコース証券	33.0
	Eコース証券	31.5
	Fコース証券	32.5
	Gコース証券	32.5
	Hコース証券	33.9
	Iコース証券	33.3
	Jコース証券	35.0
	Kコース証券	32.8
	Lコース証券	34.3

期間	コース	収益率(%)
2024年	Aコース証券	23.1
	Bコース証券	23.4
	Cコース証券	21.7
	Dコース証券	21.6
	Eコース証券	21.6
	Fコース証券	21.7
	Gコース証券	23.0
	Hコース証券	23.3
	Iコース証券	22.7
	Jコース証券	22.8
	Kコース証券	22.0
	Lコース証券	22.1
2025年	Aコース証券	14.5
	Bコース証券	15.5
	Cコース証券	13.8
	Dコース証券	14.6
	Eコース証券	13.2
	Fコース証券	13.9
	Gコース証券	14.5
	Hコース証券	15.5
	Iコース証券	13.7
	Jコース証券	14.6
	Kコース証券	13.0
	Lコース証券	13.8

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

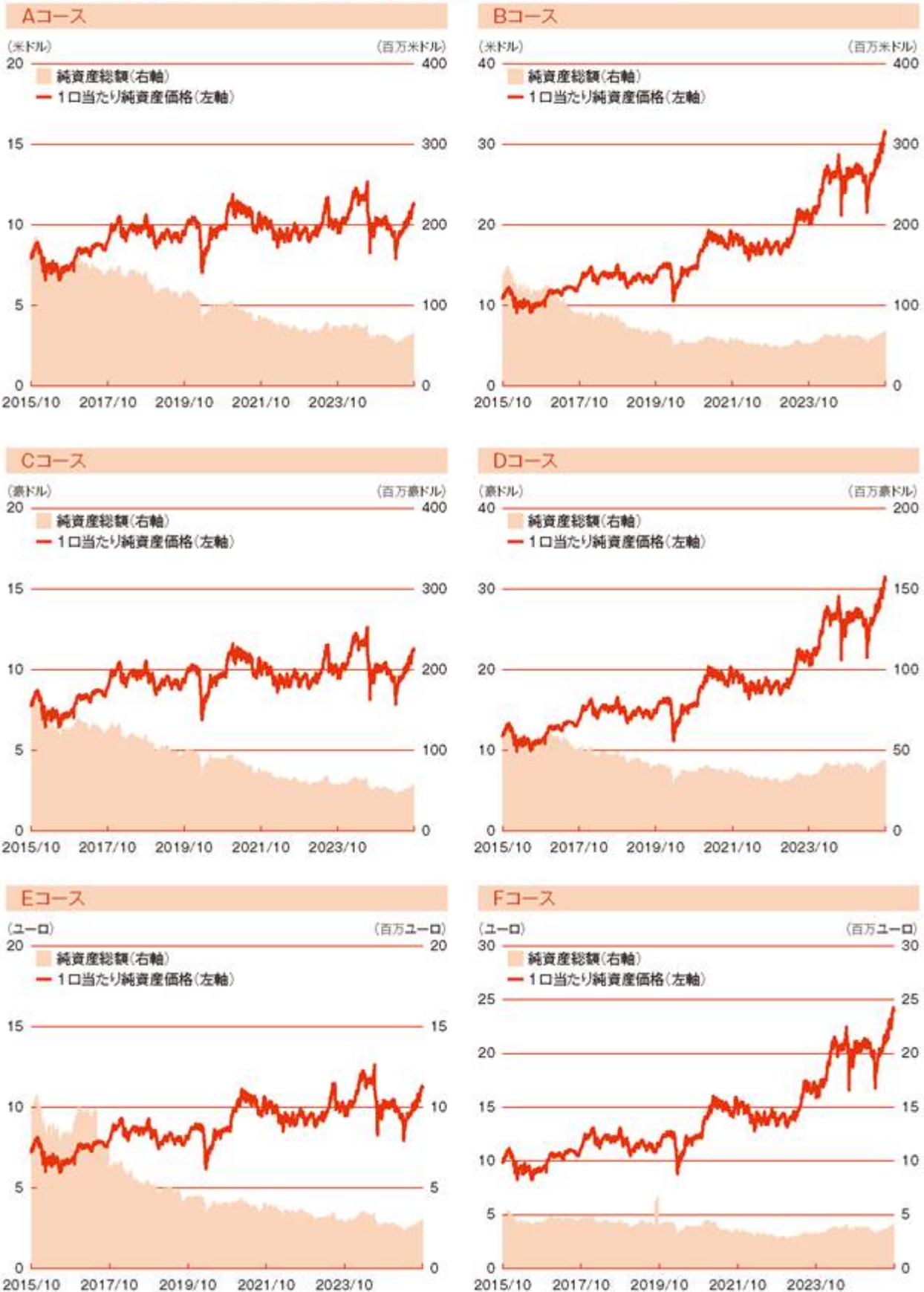
a = 暦年末(2025年の場合は9月末日)の1口当りの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当りの純資産価格(分配落の額)

ファンドにはベンチマークはありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2025年9月末日現在）





## 収益率の推移（暦年ベース）\*2025年は9月末日まで

### Aコース



### Bコース



### Cコース



### Dコース

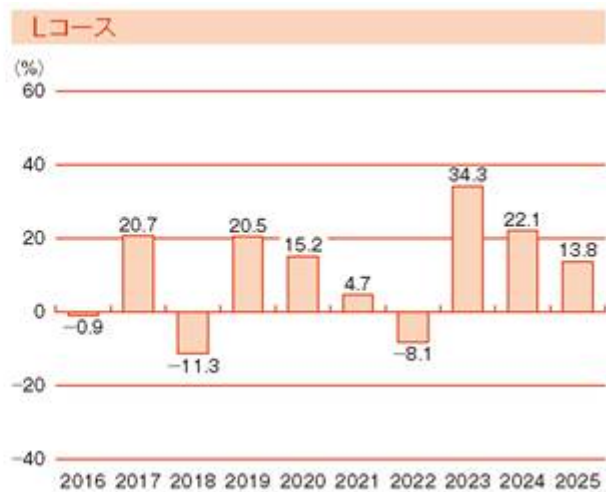
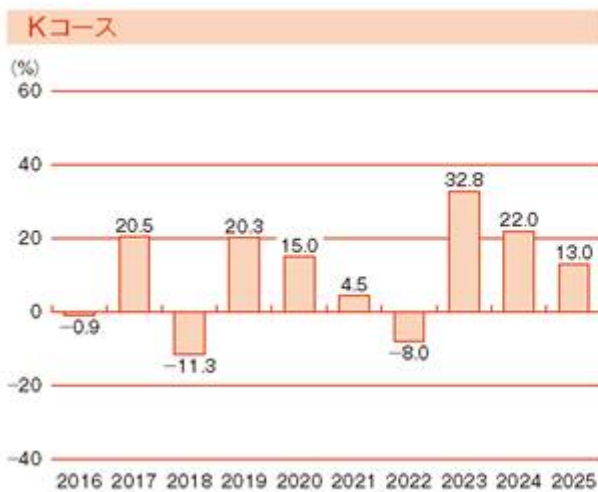
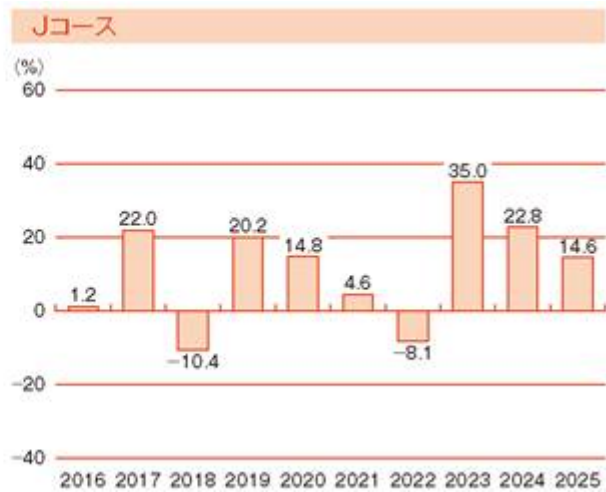
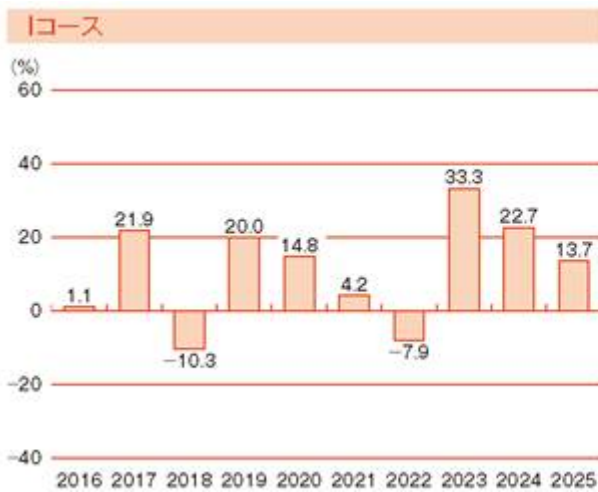
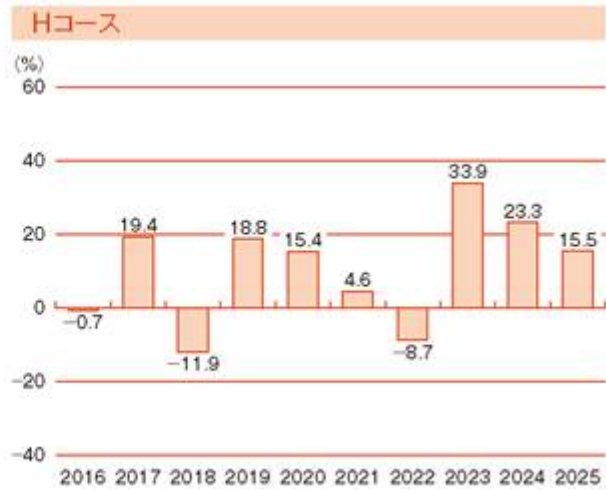
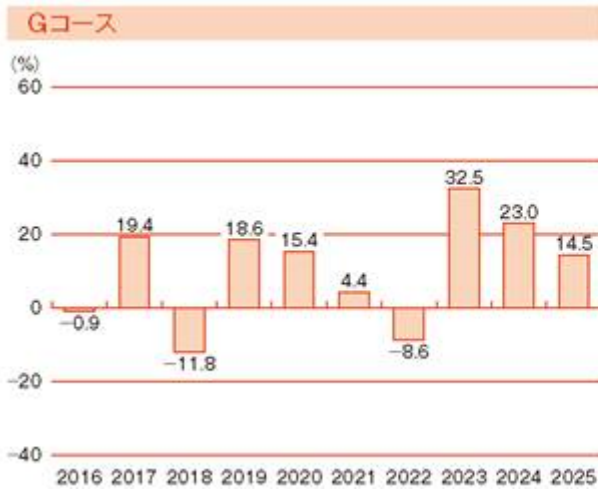


### Eコース



### Fコース





ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

コース	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	第11会計年度	1,651,237 (1,651,237)	3,736,687 (3,736,687)	20,437,945 (20,437,945)
	第12会計年度	772,336 (772,336)	4,212,079 (4,212,079)	16,998,202 (16,998,202)
	第13会計年度	846,046 (846,046)	3,335,339 (3,335,339)	14,508,909 (14,508,909)
	第14会計年度	276,746 (276,746)	2,224,900 (2,224,900)	12,560,755 (12,560,755)
	第15会計年度	265,451 (265,451)	2,275,887 (2,275,887)	10,550,319 (10,550,319)
	第16会計年度	43,008 (43,008)	2,215,450 (2,215,450)	8,377,877 (8,377,877)
	第17会計年度	146,674 (146,674)	514,711 (514,711)	8,009,840 (8,009,840)
	第18会計年度	82,561 (82,561)	1,106,360 (1,106,360)	6,986,041 (6,986,041)
	第19会計年度	800,174 (800,174)	1,570,213 (1,570,213)	6,216,002 (6,216,002)
	第20会計年度	244,904 (244,904)	465,441 (465,441)	5,995,465 (5,995,465)
Bコース証券	第11会計年度	2,460,571 (2,460,571)	2,726,257 (2,726,257)	11,770,055 (11,770,055)
	第12会計年度	753,496 (753,496)	4,139,570 (4,139,570)	8,383,981 (8,383,981)
	第13会計年度	673,326 (673,326)	2,750,613 (2,750,613)	6,306,694 (6,306,694)
	第14会計年度	397,547 (397,547)	1,632,889 (1,632,889)	5,071,352 (5,071,352)
	第15会計年度	112,995 (112,995)	1,100,299 (1,100,299)	4,084,048 (4,084,048)
	第16会計年度	70,255 (70,255)	1,016,215 (1,016,215)	3,138,088 (3,138,088)
	第17会計年度	103,411 (103,411)	212,871 (212,871)	3,028,628 (3,028,628)
	第18会計年度	175,160 (175,160)	397,964 (397,964)	2,805,824 (2,805,824)
	第19会計年度	182,415 (182,415)	652,594 (652,594)	2,335,645 (2,335,645)
	第20会計年度	152,473 (152,473)	224,662 (224,662)	2,263,456 (2,263,456)

コース	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Cコース証券	第11会計年度	670,242 (670,242)	3,192,582 (3,192,582)	17,772,313 (17,772,313)
	第12会計年度	236,339 (236,339)	2,647,020 (2,647,020)	15,361,632 (15,361,632)
	第13会計年度	252,205 (252,205)	3,470,115 (3,470,115)	12,143,722 (12,143,722)
	第14会計年度	414,014 (414,014)	1,598,187 (1,598,187)	10,959,549 (10,959,549)
	第15会計年度	801,050 (801,050)	1,551,560 (1,551,560)	10,209,039 (10,209,039)
	第16会計年度	120,167 (120,167)	2,821,221 (2,821,221)	7,507,985 (7,507,985)
	第17会計年度	90,634 (90,634)	645,142 (645,142)	6,953,477 (6,953,477)
	第18会計年度	18,680 (18,680)	804,668 (804,668)	6,167,489 (6,167,489)
	第19会計年度	21,930 (21,930)	753,960 (753,960)	5,435,459 (5,435,459)
	第20会計年度	109,444 (109,444)	302,352 (302,352)	5,242,551 (5,242,551)
Dコース証券	第11会計年度	931,753 (931,753)	794,016 (794,016)	5,143,266 (5,143,266)
	第12会計年度	143,450 (143,450)	1,023,899 (1,023,899)	4,262,817 (4,262,817)
	第13会計年度	112,723 (112,723)	1,193,307 (1,193,307)	3,182,233 (3,182,233)
	第14会計年度	139,075 (139,075)	375,321 (375,321)	2,945,987 (2,945,987)
	第15会計年度	214,638 (214,638)	657,756 (657,756)	2,502,869 (2,502,869)
	第16会計年度	87,323 (87,323)	637,599 (637,599)	1,952,593 (1,952,593)
	第17会計年度	35,630 (35,630)	140,198 (140,198)	1,848,025 (1,848,025)
	第18会計年度	10,960 (10,960)	174,289 (174,289)	1,684,696 (1,684,696)
	第19会計年度	34,620 (34,620)	194,370 (194,370)	1,524,946 (1,524,946)
	第20会計年度	91,940 (91,940)	114,516 (114,516)	1,502,370 (1,502,370)

コース	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Eコース証券	第11会計年度	54,010 (54,010)	155,942 (155,942)	1,284,797 (1,284,797)
	第12会計年度	75,005 (75,005)	93,818 (93,818)	1,265,984 (1,265,984)
	第13会計年度	1,950 (1,950)	634,130 (634,130)	633,804 (633,804)
	第14会計年度	29,600 (29,600)	61,470 (61,470)	601,934 (601,934)
	第15会計年度	46,708 (46,708)	138,084 (138,084)	510,558 (510,558)
	第16会計年度	1,990 (1,990)	143,665 (143,665)	368,883 (368,883)
	第17会計年度	28,676 (28,676)	16,090 (16,090)	381,469 (381,469)
	第18会計年度	2,600 (2,600)	69,385 (69,385)	314,684 (314,684)
	第19会計年度	8,171 (8,171)	32,806 (32,806)	290,049 (290,049)
	第20会計年度	1,853 (1,853)	23,091 (23,091)	268,811 (268,811)
Fコース証券	第11会計年度	33,635 (33,635)	57,015 (57,015)	466,238 (466,238)
	第12会計年度	14,606 (14,606)	45,770 (45,770)	435,074 (435,074)
	第13会計年度	8,915 (8,915)	79,396 (79,396)	364,593 (364,593)
	第14会計年度	38,330 (38,330)	26,949 (26,949)	375,974 (375,974)
	第15会計年度	232,155 (232,155)	277,810 (277,810)	330,319 (330,319)
	第16会計年度	4,625 (4,625)	97,616 (97,616)	237,328 (237,328)
	第17会計年度	4,451 (4,451)	11,300 (11,300)	230,479 (230,479)
	第18会計年度	2,550 (2,550)	26,743 (26,743)	206,286 (206,286)
	第19会計年度	5,020 (5,020)	25,165 (25,165)	186,141 (186,141)
	第20会計年度	100 (100)	12,140 (12,140)	174,101 (174,101)

コース	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Gコース証券	第11会計年度	4,000 (4,000)	18,260 (18,260)	185,469 (185,469)
	第12会計年度	710 (710)	41,883 (41,883)	144,296 (144,296)
	第13会計年度	740 (740)	27,407 (27,407)	117,629 (117,629)
	第14会計年度	800 (800)	19,515 (19,515)	98,914 (98,914)
	第15会計年度	900 (900)	30,055 (30,055)	69,759 (69,759)
	第16会計年度	100 (100)	9,800 (9,800)	60,059 (60,059)
	第17会計年度	100 (100)	3,850 (3,850)	56,309 (56,309)
	第18会計年度	0 (0)	0 (0)	56,309 (56,309)
	第19会計年度	1,780 (1,780)	1,119 (1,119)	56,970 (56,970)
	第20会計年度	980 (980)	6,300 (6,300)	51,650 (51,650)
Hコース証券	第11会計年度	15,980 (15,980)	15,310 (15,310)	144,333 (144,333)
	第12会計年度	3,110 (3,110)	26,843 (26,843)	120,600 (120,600)
	第13会計年度	2,851 (2,851)	33,330 (33,330)	90,121 (90,121)
	第14会計年度	2,440 (2,440)	7,070 (7,070)	85,491 (85,491)
	第15会計年度	38,790 (38,790)	20,294 (20,294)	103,987 (103,987)
	第16会計年度	1,295 (1,295)	33,675 (33,675)	71,607 (71,607)
	第17会計年度	430 (430)	8,225 (8,225)	63,812 (63,812)
	第18会計年度	559 (559)	2,535 (2,535)	61,836 (61,836)
	第19会計年度	5,980 (5,980)	6,490 (6,490)	61,326 (61,326)
	第20会計年度	0 (0)	1,850 (1,850)	59,476 (59,476)

コース	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Iコース証券	第11会計年度	575,515 (575,515)	3,685,223 (3,685,223)	20,879,505 (20,879,505)
	第12会計年度	19,160 (19,160)	3,391,636 (3,391,636)	17,507,029 (17,507,029)
	第13会計年度	36,901 (36,901)	3,324,141 (3,324,141)	14,219,789 (14,219,789)
	第14会計年度	15,510 (15,510)	1,513,779 (1,513,779)	12,721,520 (12,721,520)
	第15会計年度	18,320 (18,320)	1,430,451 (1,430,451)	11,309,389 (11,309,389)
	第16会計年度	2,930 (2,930)	2,110,306 (2,110,306)	9,202,013 (9,202,013)
	第17会計年度	14,014 (14,014)	878,626 (878,626)	8,337,401 (8,337,401)
	第18会計年度	1,988 (1,988)	560,268 (560,268)	7,779,121 (7,779,121)
	第19会計年度	17,750 (17,750)	880,194 (880,194)	6,916,677 (6,916,677)
	第20会計年度	27,650 (27,650)	373,765 (373,765)	6,570,562 (6,570,562)
Jコース証券	第11会計年度	239,403 (239,403)	277,245 (277,245)	1,954,237 (1,954,237)
	第12会計年度	6,800 (6,800)	388,708 (388,708)	1,572,329 (1,572,329)
	第13会計年度	17,000 (17,000)	370,009 (370,009)	1,219,320 (1,219,320)
	第14会計年度	28,450 (28,450)	104,555 (104,555)	1,143,215 (1,143,215)
	第15会計年度	8,135 (8,135)	145,195 (145,195)	1,006,155 (1,006,155)
	第16会計年度	7,588 (7,588)	267,138 (267,138)	746,605 (746,605)
	第17会計年度	28,280 (28,280)	31,161 (31,161)	743,724 (743,724)
	第18会計年度	4,933 (4,933)	45,425 (45,425)	703,232 (703,232)
	第19会計年度	4,420 (4,420)	84,473 (84,473)	623,179 (623,179)
	第20会計年度	2,600 (2,600)	42,670 (42,670)	583,109 (583,109)

コース	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Kコース証券	第11会計年度	5,110 (5,110)	42,310 (42,310)	316,842 (316,842)
	第12会計年度	11,300 (11,300)	49,580 (49,580)	278,562 (278,562)
	第13会計年度	6,700 (6,700)	39,690 (39,690)	245,572 (245,572)
	第14会計年度	1,419 (1,419)	10,169 (10,169)	236,822 (236,822)
	第15会計年度	4,600 (4,600)	29,583 (29,583)	211,839 (211,839)
	第16会計年度	1,100 (1,100)	25,428 (25,428)	187,511 (187,511)
	第17会計年度	3,100 (3,100)	23,550 (23,550)	167,061 (167,061)
	第18会計年度	310 (310)	33,129 (33,129)	134,242 (134,242)
	第19会計年度	100 (100)	10,460 (10,460)	123,882 (123,882)
	第20会計年度	3,700 (3,700)	14,200 (14,200)	113,382 (113,382)
Lコース証券	第11会計年度	37,540 (37,540)	27,275 (27,275)	311,110 (311,110)
	第12会計年度	4,950 (4,950)	141,700 (141,700)	174,360 (174,360)
	第13会計年度	120 (120)	43,150 (43,150)	131,330 (131,330)
	第14会計年度	0 (0)	12,200 (12,200)	119,130 (119,130)
	第15会計年度	4,065 (4,065)	3,595 (3,595)	119,600 (119,600)
	第16会計年度	4,100 (4,100)	25,405 (25,405)	98,295 (98,295)
	第17会計年度	3,750 (3,750)	6,700 (6,700)	95,345 (95,345)
	第18会計年度	850 (850)	7,433 (7,433)	88,762 (88,762)
	第19会計年度	1,900 (1,900)	10,207 (10,207)	80,455 (80,455)
	第20会計年度	300 (300)	2,295 (2,295)	78,460 (78,460)

(注) ( ) の数は本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (a) 海外における申込手続等

ファンド証券1口当りの販売価格は、当該評価日の1口当りの純資産価格です。そして当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.0%以下の販売手数料が加えられます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

買付代金の支払は、申込みが受諾された日から起算し6評価日以内または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間に、AおよびBコース証券については米ドル、CおよびDコース証券については豪ドル、EおよびFコース証券についてはユーロ、GおよびHコース証券については英ポンド、IおよびJコース証券についてはNZドル、KおよびLコース証券についてはカナダドルで行うものとします。

ファンド証券の最低申込単位は、いかなる申込においても100口以上1口単位、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の口数です。

評価日の日本時間午後3時（当該評価日のルクセンブルグ夏時間午前8時またはルクセンブルグ冬時間午前7時）までに日本の販売会社または管理会社の事務所で受領された買付注文は、当該評価日に決定される1口当りの純資産価格で受諾されます。かかる締切時間の後に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

日本の販売会社は、上記締切時間までに受領した買付注文を、ルクセンブルグ時間の正午、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社は、かかる締切時間後に受領した申込みを、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

管理会社またはその委託先は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行の請求がない場合、投資家は、ファンド証券の券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が交付されます。各券面（発行された場合）には管理会社またはその委託先および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、買付代金の支払いがなされてからルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資家のリスクにおいて、管理会社またはその委託先から投資家または投資家の銀行に対して交付されます。

管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国または地域に居住する個人または設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、もしくは制限すること、またはファンド証券の発行を全面的に制限することができます。管理会社はまた、ファンドの全受益者およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を禁止することができます。

管理会社は、(a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否すること、または(b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録がされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転はファンドの約款により制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

また、管理会社および/または管理事務代行会社は、投資者によるファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受付けない場合があり、さらに、他の投資者保護のため適切な措置を講じる権利を有します。

#### (b) 日本における申込手続等

日本においては、本書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、評価日に第一部証券情報に従ってファンド証券の申込みの取扱いが行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。午後3時までに申込みが行われ、かつ申込みについての販売取扱会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み受付分とします。上記の締切時間を過ぎた申込みは、受付られません。販売の単位は100口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常申込日の日本における翌営業日）であ

り、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、申込金額および申込金額に対して2.20%（税込）以内の申込手数料を支払わなくてはなりません。

買付代金の支払いは、日本円の場合、各コースの表示通貨（外貨）との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また当該外貨で支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

また、管理会社または販売会社は、投資者によるファンド証券の買付けの注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受けない場合があります。

なお、転換（スイッチング）の手続き等は以下のとおりです。

(a) 海外における申込手続き等

一つのコース証券から他のコース証券に転換（スイッチング）を希望する受益者は、評価日に、転換のための取消不能の転換請求書を（発行されている場合は）受益証券の券面とともに提出して、管理会社に対してファンド証券の他のコース証券への転換を請求することができます。当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。ただし、最低転換請求口数は100口以上です。転換により発行される口数は、転換請求が日本時間午後3時（当該評価日のルクセンブルグ夏時間午前8時またはルクセンブルグ冬時間午前7時）までに受領された場合、転換請求が受領された評価日の各コース証券のそれぞれの純資産価格に基づき以下のとおり決定されます。（上記締切時間の後に受領された転換請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。）

$$N1 = (1 - C) NAV2 \times N2 / NAV1$$

N1： 端数を含む転換により発行されるファンド証券口数。端数は発行されません。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、現金で支払われます。

N2： 転換前のファンド証券の口数。

NAV1： 転換により発行されるファンド証券の適用純資産価格。

NAV2： 転換を請求されたファンド証券の適用純資産価格。

ただし、NAV1かNAV2のいずれかが当該評価日の適用為替レートで換算されます。

C： 転換手数料は、転換を請求されたファンド証券の純資産価額の最大1.5%とします。転換手数料は、上述のとおりファンド証券の口数が計算される際に管理会社により自動的に差し引かれ、かつ管理会社により日本における販売会社に支払われます。転換（スイッチング）にかかわる税金が課される場合は、管理会社または販売会社が、税金相当額を源泉徴収するか差し引きます。

(b) 日本における申込手続き等

日本においては、当面、転換（スイッチング）の取扱いは行いません。

## 2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続き等

受益者は、評価日に、ファンド証券の買戻しを請求できます。

ただし、後記「純資産価格の決定の停止」において詳しく記載されるとおり、管理会社がファンドのコース証券の純資産価格の決定を停止している期間中において、買戻しが停止されることがあります。

買戻し請求は管理会社または販売会社に対し、書面でなされなければなりません。

評価日の日本時間午後3時（当該評価日のルクセンブルグ夏時間午前8時またはルクセンブルグ冬時間午前7時）までに日本の販売会社または管理会社の事務所で受領された買戻し請求は、当該評価日に決定される1口当りの純資産価格で受諾されます。かかる締切時間の後に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

日本の販売会社は、上記締切時間までに受領した買戻し請求を、ルクセンブルグ時間の正午、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社は、かかる締切時間後に受領した買戻し請求を、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

買戻しの単位は、1口単位です。買戻し手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻し代金は、買戻日の各コース証券の純資産価格によって、投資家の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻し代金の支払は、買戻し請求が管理会社または販売取扱会社により受諾（ファンド証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含みます。）された日から起算して6評価日目または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間までに、保管受託銀行またはその代理人により、AおよびBコース証券については米ドル、CおよびDコース証券

については豪ドル、EおよびFコース証券についてはユーロ、GおよびHコース証券については英ポンド、IおよびJコース証券についてはNZドル、KおよびLコース証券についてはカナダドルで行われます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

(b) 日本における買戻し手続き等

日本における受益者は、評価日に、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、販売取扱会社を通じて管理会社に対し、評価日に行うことができます。午後3時までに申込みが行われ、かつ申込みについての販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み受付分とします。上記の締切時間を過ぎた申込みは、受け付けられません。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算されるファンド証券1口当りの純資産価格とし、支払いは日本円の場合、各コースの表示通貨(外貨)との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また当該外貨で受け取ることもできます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。買戻し時の費用(信託財産留保金)はかかりません。

ご換金(買戻し)代金の支払いは、約定日から起算して日本の4営業日目からとなります。

買戻しに関して、クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

純資産価格の決定の停止

ファンド証券の発行会社(管理会社)は、以下の場合、ファンド証券の1口当たり時価(純資産価格)の決定を一時的に停止、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産のかなりの部分について、その評価のベースとなる一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、その表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されたり取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨・金融上の事由のため、またはファンド証券の発行会社(管理会社)の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、ファンドの投資家(受益者)の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

2010年法に従い、以下の場合にファンド証券の発行および買戻しが禁止されます。

- ) ファンドに保管受託銀行が存在しない期間。
- ) 保管受託銀行が清算に入った場合または破産を宣告された場合もしくは債権者との和議、支払停止または管理経営を求めた場合または同様の手続きの対象となった場合。

さらに、管理会社は、各コース証券に帰属する、ファンドが保有する為替先渡取引もしくはその他のヘッジ取引の価格の決定が不可能な期間は、随時、当該コース証券の純資産価格の決定を停止することができます。

これらの停止は買付、買戻しおよび転換を申し込んだ受益者に通知され、必要な場合において、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (5) 開示制度の概要 (b) 受益者に対する開示」に記載されているとおり、公告されます。

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融対策を目的とした法律または規則に従い、金融セクターのあらゆる専門家に対して、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与のためにファンド等の集団投資事業を利用することを防止する義務が課されています。

したがって、管理会社は、マネー・ロンダリング防止手続きを採用および維持することが要求され、ファンド証券の申込者に対して、自らの身元、実質的所有者/支配者の身元(該当する場合)および資金源を確認するための証拠の提供を要求することができます。

登録・名義書換代行会社は、ルクセンブルク大公国のすべての適用ある法律、規則および規制に準拠し、かつ、申込者の活動におけるマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与の疑いを発見し、報告することを目的とした、マネー・ロンダリング防止慣行およびテロ資金供与防止手続きをファンドに対して適用します。

管理会社および/または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、ファンド証券の申込者の身元、実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。

仲介業者を通じてファンド証券の申込みが行われる場合、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12-02第3条に従って、強化されたデュー・デリジェンスが実施されます。

身元証明を目的として請求される情報および/または書面による証拠の提供の遅延または不履行が申込者側にあった場合、管理会社および/または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、申込みの受理を拒否することができ、すでに購入が行われている場合は、ファンド証券の発行の停止または買戻しを行うことができます。この場合、受領した資金は、当初引き落としが行われた口座に無利息で返還されます。

また、管理会社および/または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが、関連する法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法、テロ資金供与防止法またはその他の法令の違反する可能性があると疑うまたはかかる助言を受けた場合、またはかかる拒否が、管理会社および/または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社による適用ある法域における法令の遵守を確保するために必要または適切であるとみなされる場合、管理会社および/または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒否する権利を留保します。

さらに、登録・名義書換代行会社は、ルクセンブルクの法律により、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連することが知られている、またはその疑いのある取引を実行しないことが要求されます。かかる状況において、登録・名義書換代行会社は、当該取引または当該取引の一部の阻止を指示することができる関係当局に直ちに通知すべきものとされます。また、登録・名義書換代行会社は、買戻請求を提出した受益者が、登録・名義書換代行会社がその義務を遵守するために請求した情報を提出しなかった場合、買戻請求の処理を拒否すること、または、買戻代金の支払いを遅延することができます。

管理会社および登録・名義書換代行会社のいずれも、申込者による購入申込みもしくはかかる申込みに基づくファンド証券の発行の拒否もしくは遅延、または申込者による買戻請求もしくはかかる請求に基づく買戻代金の支払いの拒否もしくは遅延の結果として申込者が被る損失につき、申込者に対して責任を負いません。

また、管理会社および/または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが、適用ある法令を遵守していない可能性があるかと疑うか、またはかかる助言を受けた場合、または、かかる拒否が、管理会社および/または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社による適用ある法令の遵守を確保するために必要または適切であるとみなされる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒否する権利を留保します。

購入申込みにより、申込者は、マネー・ロンダリング防止、税務情報交換、ルクセンブルクおよび/またはその他の法域における規制および類似の事項に関連して、管理会社(および/または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社)が、自らに関する情報を適用ある法律により認められる範囲内で規制当局およびその他の者に請求に応じて開示することに、申込者自身、またその実質的所有者および支配者を代理して同意するものとします。

## 投資に関するデュー・デリジェンス

管理会社は、ファンドの投資に関するデュー・デリジェンスが、ルクセンブルクの適用法令に従ってリスクベース・アプローチに基づき実施されることを確保するものとします。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

ファンドの受益証券の1口当り価格、発行価格および買戻価格(「純資産価格」)は、評価日毎に、AおよびBコース証券は米ドル建てで、CおよびDコース証券は豪ドル建てで、EおよびFコース証券はユーロ建てで、GおよびHコース証券は英ポンド建てで、IおよびJコース証券はNZドル建てで、KおよびLコース証券はカナダドル建てで決定されます。

全コース証券に共通するファンドの組入証券およびその他の資産(「共通ポートフォリオ」)は日本円で評価されます。全コースに共通の報酬・費用などは必要に応じ日本円に換算・評価され、共通ポートフォリオに反映されます。全コース証券は、評価日の直前の日の各コースに帰属するファンドの純資産総額の割合で共通ポートフォリオに算入されるものとします。

各コース証券に帰属する金額は、当該評価日に適用される為替レートで各コースの表示通貨に転換され、(1)各コース証券のためになされた特定のヘッジ取引の結果生じた費用、支出、利得または損失を減じ、または加算し、(2)各コース証券についてのファンドの報酬および費用を減じることで調整され、各コースについてなされた分配金を減じて、残額が各コース証券に帰属する純資産総額となります。

各コース証券1口当り価格(純資産価格)は、評価日毎に各コースの資産から負債(ファンド証券の発行会社(管理会社)がその積立を必要または適切であると判断する引当金を含みます。)を控除した額を純資産価格の決定時における当該コースの発行済証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債(管理報酬を含みます。)が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金(売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。)
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金。(ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができます。)
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- (f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。
- (g) 未償却のファンドの設立費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。(管理会社報酬、投資運用報酬、販売会社報酬、保管報酬、代行協会員報酬、支払代理人・登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。)
- (c) 請求済、未請求のどちらであっても現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。(評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払額を含みます。)
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金ならびに管理会社の取締役会の授権および承認あるときはその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表章される負債を除くあらゆる種類・性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割当金額を計上することができます。

コース証券1口当り時価(純資産価格)は、各評価日のルクセンブルグ時間午後6時頃に管理事務代行会社により計算され、管理会社の登記上の事務所で評価日に入手可能です。

純資産価格は、ファンドのために、管理会社の取締役、権限ある役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りがない限り最終的なものです。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

- (1) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価されます。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価されます。
- (2) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。
- (3) 相場価格が入手できないか、または上記(1)および(2)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。
- (4) 株価指数先物取引は規制ある市場での入手可能な取引最終値で評価されます。
- (5) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価されます。
- (6) 日本円以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売相場場の仲値で日本円に換算されます。
- (7) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価されます。
- (8) 残存期間1年以内の短期金融商品は、( )市場価格または( )市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価されます。  
異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。  
評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

## (2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売会社に委託した日本の投資家のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

## (3) 【信託期間】(存続期間)

ファンドの存続期間は2026年5月20日まででしたが、2024年に5年延長され、2031年5月20日までとなりました。

ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも、信託期間の終了前に償還することも、また信託期間を延長することもできます。さらに、ファンドはルクセンブルグ法に定められている強制清算事由が生じた場合にも償還します。さらに、コース証券の発行済口数が100万口を下回る場合管理会社は(投資運用会社と協議の上)、当該コースを償還することができます。ファンドは、受益者、その相続人または受取人の要求によっては償還されません。償還通知は、ルクセンブルグの官報であるRESAおよび管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されます。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。償還の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金(全ての償還費用控除後)を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの償還状態を招く状況が発生し次第、管理会社によるファンド証券の発行は停止されず。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合可能です。

なお、受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続き等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

**(4) 【計算期間】**

ファンドの計算期間(会計年度)は毎年5月20日に終了します。

**(5) 【その他】**

ファンドの償還

前記「(3) 信託期間(存続期間)」をご参照ください。

約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款変更関連書類に別途規定されない限り、変更文書がRCSに預託された旨の通知がRESAに公告された5日後に効力を生じます。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

**( ) 投資運用契約**

他方当事者への3か月前までの書留郵便で書面による予告通知をもって投資運用会社または管理会社によって解約することができます。同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

管理会社および投資運用会社は、ルクセンブルグ地方裁判所の非専属的管轄権に服することについて同意しています。

**( ) 保管契約**

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、保管契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

**( ) 投資信託業務契約**

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

**( ) 評価代理人契約**

評価代理人契約は、各当事者が60日以上前までに書面による通知を相手方当事者に行うことで、いつでも終了させることができ、評価代理人契約に基づき通知を正当に送達した日から60日後に終了するものとします。

さらに相手方当事者が、評価代理人契約の条項に関し重大な違反を犯しており、当該違反の是正を要求する通知の送達後30日以内に当該違反を是正しないなどの場合には、各当事者は評価代理人契約に基づき相手方当事者に正当に送達した書面による通知により即時に評価代理人契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

**( ) 代行協会員契約**

代行協会員契約は、他の当事者に対し、3か月前に書面による終了通知をなすことにより解約することができます。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

**( ) 受益証券販売・買戻契約**

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことにより解約することができます。

管理会社は、同契約の終了が受益者の最善の利益になるとみなす場合、直ちに同契約を終了させることができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

**4 【受益者の権利等】****(1) 【受益者の権利等】**

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券登録名義人として登録していないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。さらに、CSSF告示24/856の意味における誤謬または不遵守が生じた場合の補償に関する投資家の権利が影響を受ける場合があります。

これら日本の受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社を通じて自己のために受益権を行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者が有する主な権利は次のとおりです。

#### 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社が決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

#### 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

#### 残余財産分配請求権

ファンドが償還または清算された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に消滅します。

#### 業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、ファンドの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたファンドまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

#### （2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制約はありません。

#### （3）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について的一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

#### （4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、日本円および各コース証券の基準通貨で表示されています。
- d. ファンドの監査人は、2025年5月20日に終了した年度より、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブからプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブに変更されています。

( 1 ) 【2025年5月20日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

純資産計算書

2025年5月20日現在

(日本円で表示)

注記

## 資産

投資有価証券 - 時価 (取得価額: 16,957,265,744円)	2	30,463,963,920
銀行預金		2,737,242,916
先物契約未実現利益	13	199,910,000
先渡為替契約未実現利益	12	265,639,194
デリバティブに係る未収証拠金		914,956,496
未収収益		227,494,336
現金および現金等価物に係る利息		137,304
その他の未収金		457,905
資産合計		<u>34,809,802,071</u>

## 負債

先渡為替契約未実現損失	12	276,435,140
受益証券買戻未払金		34,856,106
ブローカーへの未払金		1,128,294,960
未払費用	9	99,811,075
負債合計		<u>1,539,397,281</u>

## 純資産

33,270,404,790

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当たり純資産価格	発行済受益証券数 (口数)	純資産
Aコース証券(米ドル建て)	9.45	5,995,465	56,668,258
Bコース証券(米ドル建て)	25.94	2,263,456	58,716,155
Cコース証券(豪ドル建て)	9.40	5,242,551	49,290,657
Dコース証券(豪ドル建て)	25.93	1,502,370	38,953,810
Eコース証券(ユーロ建て)	9.49	268,811	2,550,120
Fコース証券(ユーロ建て)	20.11	174,101	3,501,238
Gコース証券(英ポンド建て)	9.46	51,650	488,676
Hコース証券(英ポンド建て)	22.78	59,476	1,354,917
Iコース証券(NZドル建て)	9.40	6,570,562	61,793,093
Jコース証券(NZドル建て)	27.95	583,109	16,300,168
Kコース証券(カナダドル建て)	9.41	113,382	1,066,841
Lコース証券(カナダドル建て)	22.31	78,460	1,750,273

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

## 運用計算書

2025年5月20日に終了した年度  
(日本円で表示)

注記

収益		
銀行預金に係る利息		481,086
証券貸付取引収益		10,022,286
受領配当金(源泉税控除後)		533,212,136
その他の収益		11,642
収益合計		<u>543,727,150</u>
費用		
投資運用報酬	4	148,092,155
代行協会員報酬および販売会社報酬	5、8	184,978,345
管理事務代行報酬	7	18,501,919
保管報酬	6	26,448,448
銀行預金に係る支払利息		1,465,421
コルレス銀行報酬		5,334,294
管理報酬	3	11,107,344
法務報酬		3,035,962
海外登録費用		9,600,000
現金支出費		7,395,093
専門家報酬		5,653,566
印刷費および公告費		163,475
年次税	11	18,379,891
その他の費用		2,549,120
費用合計		<u>442,705,033</u>
純投資収益		<u>101,022,117</u>
投資有価証券に係る実現純利益	15	4,784,212,917
先物契約に係る実現純損失		(141,688,920)
外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		<u>(1,666,115,891)</u>
当期実現純利益		<u>2,976,408,106</u>
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	15	(6,333,140,217)
先物契約に係る未実現純損益の変動		197,670,000
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		<u>(169,333,793)</u>
当期末実現純損失		<u>(6,304,804,010)</u>
運用の結果による純資産の純減少		<u><u>(3,227,373,787)</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書  
2025年5月20日に終了した年度  
(日本円で表示)

	注記	
期首現在純資産		43,203,951,117
純投資収益		101,022,117
当期実現純利益		2,976,408,106
当期末実現純損失		(6,304,804,010)
運用の結果による純資産の純減少		(3,227,373,787)
受益証券の発行手取金		1,307,402,788
受益証券の買戻支払金		(2,809,223,132)
		(1,501,820,344)
受益者に支払われた分配金	10	(5,204,352,196)
期末現在純資産		33,270,404,790

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表  
2025年5月20日に終了した年度  
(無監査)

A コース証券	
期首現在発行済受益証券数	6,216,002
発行受益証券数	244,904
買戻受益証券数	(465,441)
期末現在発行済受益証券数	<u>5,995,465</u>
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	2,335,645
発行受益証券数	152,473
買戻受益証券数	(224,662)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,263,456</u>
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	5,435,459
発行受益証券数	109,444
買戻受益証券数	(302,352)
期末現在発行済受益証券数	<u>5,242,551</u>
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,524,946
発行受益証券数	91,940
買戻受益証券数	(114,516)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,502,370</u>
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	290,049
発行受益証券数	1,853
買戻受益証券数	(23,091)
期末現在発行済受益証券数	<u>268,811</u>
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	186,141
発行受益証券数	100
買戻受益証券数	(12,140)
期末現在発行済受益証券数	<u>174,101</u>
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	56,970
発行受益証券数	980
買戻受益証券数	(6,300)
期末現在発行済受益証券数	<u>51,650</u>

## Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	61,326
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(1,850)
期末現在発行済受益証券数	<u>59,476</u>

## Iコース証券

期首現在発行済受益証券数	6,916,677
発行受益証券数	27,650
買戻受益証券数	(373,765)
期末現在発行済受益証券数	<u>6,570,562</u>

## Jコース証券

期首現在発行済受益証券数	623,179
発行受益証券数	2,600
買戻受益証券数	(42,670)
期末現在発行済受益証券数	<u>583,109</u>

## Kコース証券

期首現在発行済受益証券数	123,882
発行受益証券数	3,700
買戻受益証券数	(14,200)
期末現在発行済受益証券数	<u>113,382</u>

## Lコース証券

期首現在発行済受益証券数	80,455
発行受益証券数	300
買戻受益証券数	(2,295)
期末現在発行済受益証券数	<u>78,460</u>

## 統計情報

2025年5月20日現在

(無監査)

	2025年	2024年	2023年
期末現在純資産(日本円建て)	33,270,404,790	43,203,951,117	37,209,751,787
Aコース証券(米ドル建て)			
期末現在純資産	56,668,258	73,002,993	74,594,220
期末現在1口当たり純資産価格	9.45	11.74	10.68
Bコース証券(米ドル建て)			
期末現在純資産	58,716,155	61,582,101	55,995,154
期末現在1口当たり純資産価格	25.94	26.37	19.96
Cコース証券(豪ドル建て)			
期末現在純資産	49,290,657	63,699,855	65,117,003
期末現在1口当たり純資産価格	9.40	11.72	10.56
Dコース証券(豪ドル建て)			
期末現在純資産	38,953,810	40,785,474	34,637,662
期末現在1口当たり純資産価格	25.93	26.75	20.56
Eコース証券(ユーロ建て)			
期末現在純資産	2,550,120	3,394,386	3,302,499
期末現在1口当たり純資産価格	9.49	11.70	10.49
Fコース証券(ユーロ建て)			
期末現在純資産	3,501,238	3,846,129	3,285,267
期末現在1口当たり純資産価格	20.11	20.66	15.93
Gコース証券(英ポンド建て)			
期末現在純資産	488,676	666,316	594,925
期末現在1口当たり純資産価格	9.46	11.70	10.57
Hコース証券(英ポンド建て)			
期末現在純資産	1,354,917	1,414,983	1,087,764
期末現在1口当たり純資産価格	22.78	23.07	17.59
Iコース証券(NZドル建て)			
期末現在純資産	61,793,093	80,789,365	82,035,959
期末現在1口当たり純資産価格	9.40	11.68	10.55
Jコース証券(NZドル建て)			
期末現在純資産	16,300,168	17,809,847	15,256,253
期末現在1口当たり純資産価格	27.95	28.58	21.69
Kコース証券(カナダドル建て)			
期末現在純資産	1,066,841	1,447,725	1,414,165
期末現在1口当たり純資産価格	9.41	11.69	10.53
Lコース証券(カナダドル建て)			
期末現在純資産	1,750,273	1,851,231	1,557,714
期末現在1口当たり純資産価格	22.31	23.01	17.55

## ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

## 財務書類に対する注記

2025年5月20日現在

## 注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社 (*société anonyme*) でありルクセンブルグ大公国エスベランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改訂済)(「2013年法」)の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

管理会社は、ファンドのために、12種類のクラス受益証券を発行している。すなわち、

米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)、

米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)、

豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)、

豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)、

ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)、

ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)、

英ポンド建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)、

英ポンド建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)、

NZドル建てのIコース証券(分配型)(以下「Iコース証券」という。)、

NZドル建てのJコース証券(成長型)(以下「Jコース証券」という。)、

カナダドル建てのKコース証券(分配型)(以下「Kコース証券」という。)、および

カナダドル建てのLコース証券(成長型)(以下「Lコース証券」という。)である。

全コース証券の全受益証券を、合わせて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属するファンド資産は、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引を(可能な範囲で)行う。

ファンド証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。同じコース証券の受益証券はすべて、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律(改正済)(「2010年法」)のパートの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドの存続期間は、当初2011年5月20日までであったが、直近では2024年11月20日付で2031年5月20日までに延長されている。

ファンドの投資目的は、日本の株式市場のパフォーマンスを、異なる6つの外貨(米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル)で追求することである。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を、日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ(受動的)な投資方法に基づき、日本の株式に分散投資し、一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資する。

12のコースの全資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコースの純資産総額に基づき12のコースに帰属する。さらに、ファンドの各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買う為替取引を行うために、為替先渡取引を利用する。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグにおける法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

## 投資有価証券

(a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されて

いる場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。

- (b) 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/または(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格に基づき評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価される。
- (f) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (g) 残存期間1年以内の短期金融商品は、( )市場価格または( )市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、上述の評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

#### 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

#### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資証券取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、投資証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資証券による実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2025年5月20日現在の為替レート：

1円	=	0.01072	豪ドル
1円	=	0.00964	カナダドル
1円	=	0.00614	ユーロ
1円	=	0.00517	英ポンド
1円	=	0.01167	NZドル
1円	=	0.00691	米ドル

#### 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

#### 先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は純資産計算書上で資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

#### 注3 - 管理報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03%の管理報酬を日本円でファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

#### 注4 - 投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用・顧問業務について、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%の投資運用報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

#### 注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

## 注6 - 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の保管報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

## 注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の管理事務代行報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

## 注8 - 販売会社報酬

各販売会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.20%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

## 注9 - 未払費用

	(日本円)
投資運用報酬	32,541,626
代行協会員報酬および販売会社報酬	40,646,919
管理事務代行報酬	4,065,591
保管報酬	5,695,523
管理報酬	2,440,718
海外登録費用	4,931,341
現金支出費	1,624,975
専門家報酬	5,478,904
年次税	2,385,478
未払費用	<u>99,811,075</u>

## 注10 - 分配

Aコース証券、Cコース証券、Eコース証券、Gコース証券、Iコース証券、Kコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎月または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、安定的な月次分配を行う予定である。毎月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。管理会社は、1月および7月に、当該各コース証券の純資産額を勘案して追加的に分配を行う場合がある。

Bコース証券、Dコース証券、Fコース証券、Hコース証券、Jコース証券、Lコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎年または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して年次分配を行う予定である。7月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額が、ルクセンブルグ法によって要求される、投資信託の純資産の最低額の日本円相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2025年5月20日に終了した年度に、ファンドは総額5,204,352,196円を分配した。

## 注11 - 税金

ファンドは、ルクセンブルグの法律に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期末毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注12 - 先渡為替契約

2025年5月20日現在、ファンドは、注1に記述のとおり各コース証券に属する資産の為替取引を行うために利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (日本円)
米ドル	3,307,156	日本円	475,781,389	2025年6月10日	1,946,611
英ポンド	51,697	日本円	9,884,554	2025年6月10日	98,713
カナダドル	77,415	日本円	8,079,257	2025年6月10日	(58,840)
ユーロ	165,609	日本円	27,031,837	2025年6月10日	(88,134)
豪ドル	2,458,234	日本円	229,006,021	2025年6月10日	(149,619)
NZドル	2,159,649	日本円	185,756,567	2025年6月10日	(1,003,116)
米ドル	53,616,939	日本円	7,618,268,469	2025年6月10日	126,847,396
豪ドル	41,174,931	日本円	3,747,239,819	2025年6月10日	86,058,187
NZドル	37,919,322	日本円	3,199,247,535	2025年6月10日	44,669,802
英ポンド	853,393	日本円	162,461,806	2025年6月10日	2,336,333
ユーロ	2,816,609	日本円	456,788,912	2025年6月10日	1,457,122
カナダドル	1,306,636	日本円	134,519,438	2025年6月10日	850,092
英ポンド	907,433	日本円	177,125,607	2025年6月20日	(2,091,079)
カナダドル	1,383,595	日本円	145,822,896	2025年6月20日	(2,570,522)
ユーロ	2,981,032	日本円	490,359,512	2025年6月20日	(5,614,374)
NZドル	37,021,765	日本円	3,223,301,499	2025年6月23日	(59,571,889)
豪ドル	43,440,426	日本円	4,124,673,696	2025年6月20日	(84,701,143)
米ドル	56,860,766	日本円	8,324,478,155	2025年6月20日	(120,507,548)
日本円	25,256,540	米ドル	171,719	2025年6月10日	451,174
日本円	17,127,357	NZドル	197,403	2025年6月10日	239,935
日本円	14,257,271	豪ドル	150,915	2025年6月10日	207,388
日本円	8,721,206	米ドル	59,582	2025年6月20日	124,611
日本円	3,935,565	米ドル	26,887	2025年6月20日	56,233
日本円	2,683,674	豪ドル	28,290	2025年6月10日	49,936
日本円	2,739,690	豪ドル	29,000	2025年6月10日	39,852
日本円	5,661,891	米ドル	38,992	2025年6月20日	35,922
日本円	1,227,644	米ドル	8,320	2025年6月20日	27,220
日本円	1,251,692	豪ドル	13,175	2025年6月20日	26,413
日本円	7,822,912	NZドル	91,145	2025年6月10日	25,634
日本円	1,243,177	米ドル	8,452	2025年6月10日	22,207

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	1,657,275	ユーロ	10,085	2025年6月20日	17,355
日本円	619,625	NZドル	7,105	2025年6月10日	11,807
日本円	616,372	豪ドル	6,497	2025年6月10日	11,469
日本円	722,995	豪ドル	7,653	2025年6月10日	10,517
日本円	609,186	豪ドル	6,448	2025年6月10日	8,861
日本円	243,934	NZドル	2,803	2025年6月10日	4,143
日本円	440,232	ユーロ	2,688	2025年6月10日	2,892
日本円	47,846	カナダドル	453	2025年6月10日	832
日本円	117,738	NZドル	1,370	2025年6月10日	537
日本円	118,298	豪ドル	1,271	2025年6月10日	(29)
日本円	1,249,997	ユーロ	7,687	2025年6月10日	(699)
日本円	182,680	米ドル	1,269	2025年6月10日	(703)
日本円	703,288	豪ドル	7,617	2025年6月10日	(5,838)
日本円	5,244,512	NZドル	61,424	2025年6月10日	(10,181)
日本円	7,840,037	米ドル	54,390	2025年6月10日	(16,750)
日本円	6,939,780	豪ドル	75,081	2025年6月20日	(42,775)
豪ドル	956	日本円	90,903	2025年6月10日	(1,901)
					(10,795,946)

## 注13 - 先物契約

2025年5月20日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 （日本円）	未実現利益 （日本円）
ロング・ポジション					
日本円	73	先物 日経225大阪取引所	2025年6月	2,739,690,000	199,910,000
				2,739,690,000	199,910,000
				199,910,000	

## 注14 - 証券貸付

管理会社は、2006年6月19日付の契約によってノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.を証券貸付代行会社として任命した。証券貸付収入は、当該契約に従って確定され、後払いで日次ベースにより計上される。2025年5月20日現在、ファンドは、時価6,577,209円の証券を貸付けていた。現金担保は、証券貸付の時価の105%に相当する額で、証券貸付代行会社が受領し保有している。

## 注15 - 投資有価証券に係る実現損益 / 未実現損益の変動の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2025年5月20日に終了した年度の投資有価証券に係る実現純損益 / 未実現純損益の変動の内訳は、以下のとおりである。

	（日本円）
投資有価証券に係る実現利益	5,074,761,998
投資有価証券に係る実現損失	(290,549,081)
投資有価証券に係る実現純利益	4,784,212,917

	（日本円）
投資有価証券に係る未実現利益の変動	1,459,834,921
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(7,792,975,138)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	(6,333,140,217)

## 注16 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

2025年5月20日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した費用はなかった。

## 【投資有価証券明細表等】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

投資有価証券明細表

2025年5月20日現在

(日本円で表示)

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
64,800	ファーストリテイリング	809,398,593	3,111,048,000	9.36
81,000	東京エレクトロン	561,793,001	1,890,945,000	5.69
216,000	アドバンテスト	391,511,944	1,571,400,000	4.73
162,000	ソフトバンクグループ	500,951,957	1,231,038,000	3.71
324,000	K D D I	352,720,536	820,854,000	2.47
81,000	リクルートホールディングス	281,599,756	701,460,000	2.11
405,000	T D K	282,296,156	630,990,000	1.90
135,000	信越化学工業	281,123,220	617,895,000	1.86
81,000	中外製薬	159,789,449	612,927,000	1.84
216,000	テルモ	236,740,855	581,904,000	1.75
135,000	N T Tデータグループ	182,799,855	537,705,000	1.62
135,000	ファナック	391,705,533	525,420,000	1.58
27,000	コナミグループ	129,046,597	519,075,000	1.56
135,000	ソニーグループ	183,352,488	509,895,000	1.53
27,000	ダイキン工業	258,043,741	428,625,000	1.29
216,000	京セラ	287,498,094	380,268,000	1.14
81,000	バンダイナムコホールディングス	187,089,881	376,245,000	1.13
135,000	トヨタ自動車	194,826,020	360,787,500	1.08
135,000	日東電工	215,960,798	354,105,000	1.06
27,000	任天堂	157,169,405	311,310,000	0.94
81,000	第一三共	137,902,051	297,513,000	0.89
27,000	トレンドマイクロ	135,440,457	293,220,000	0.88
54,000	セコム	190,290,913	290,412,000	0.87
81,000	富士フイルムホールディングス	138,446,504	258,228,000	0.78
81,000	豊田通商	97,654,763	241,420,500	0.73
13,500	H O Y A	193,255,086	240,840,000	0.72
40,500	東京海上ホールディングス	76,708,540	234,900,000	0.71
81,000	三菱商事	89,552,638	234,859,500	0.71
162,000	本田技研工業	184,801,523	230,364,000	0.69
108,000	デンソー	132,978,896	207,414,000	0.62
13,500	ニトリホールディングス	260,643,314	205,605,000	0.62
27,000	伊藤忠商事	56,299,742	203,148,000	0.61
108,000	オリンパス	134,449,995	201,636,000	0.61
108,000	スズキ	94,785,696	196,128,000	0.59
5,400	ディスコ	302,165,327	188,244,000	0.57
135,000	キッコーマン	92,586,547	186,705,000	0.56
81,000	塩野義製薬	97,096,304	184,801,500	0.56
135,000	アステラス製薬	168,742,340	184,207,500	0.55
81,000	セブン&アイ・ホールディングス	118,533,095	180,508,500	0.54
40,500	キヤノン	170,984,762	179,860,500	0.54
54,000	味の素	57,241,667	178,902,000	0.54
27,000	大塚ホールディングス	139,670,762	178,065,000	0.54
2,700	キーエンス	177,362,503	170,397,000	0.51
27,000	花王	117,431,536	168,831,000	0.51

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
27,000	フジクラ	30,847,761	165,294,000	0.50
27,000	ブリヂストン	89,569,398	165,240,000	0.50
27,000	野村総合研究所	143,064,212	158,949,000	0.48
54,000	三井物産	61,857,126	157,140,000	0.47
10,800	レーザーテック	247,745,516	152,928,000	0.46
81,000	アサヒグループホールディングス	79,770,604	152,685,000	0.46
2,700	S M C	159,423,304	149,283,000	0.45
27,000	住友不動産	80,661,213	141,831,000	0.43
27,000	良品計画	73,568,570	140,076,000	0.42
54,000	ネクソン	155,132,147	137,511,000	0.41
64,800	村田製作所	204,504,138	133,812,000	0.40
27,000	大和ハウス工業	63,831,908	133,596,000	0.40
64,800	エムスリー	191,927,858	128,530,800	0.39
81,000	Z O Z O	104,659,601	125,023,500	0.38
27,000	日本たばこ産業	65,352,167	120,879,000	0.36
43,200	ニデック	184,242,605	119,512,800	0.36
27,000	小松製作所	68,010,020	117,531,000	0.35
27,000	日立建機	72,270,204	116,505,000	0.35
27,000	イオン	64,376,461	116,343,000	0.35
27,000	日産化学	81,848,865	113,751,000	0.34
10,800	S C R E E Nホールディングス	36,716,095	113,022,000	0.34
81,000	三井不動産	67,138,940	111,010,500	0.33
27,000	武田薬品工業	148,377,633	110,322,000	0.33
13,500	ベイカレント	88,110,540	107,811,000	0.32
27,000	エーザイ	144,507,374	104,112,000	0.31
27,000	オムロン	155,428,160	104,031,000	0.31
27,000	クレディセゾン	93,045,730	104,004,000	0.31
27,000	日立製作所	28,884,347	103,950,000	0.31
54,000	セイコーエプソン	138,649,869	102,546,000	0.31
27,000	住友商事	46,566,512	99,792,000	0.30
27,000	安川電機	61,262,111	92,394,000	0.28
27,000	横河電機	49,913,287	90,909,000	0.27
27,000	積水ハウス	48,616,169	89,289,000	0.27
27,000	コムシスホールディングス	50,854,133	88,722,000	0.27
81,000	ヤマハ発動機	59,404,430	87,844,500	0.26
27,000	富士通	31,124,530	87,534,000	0.26
27,000	オリエンタルランド	120,811,462	86,643,000	0.26
54,000	日本取引所グループ	73,285,689	84,699,000	0.25
27,000	電通グループ	97,232,124	84,348,000	0.25
24,300	M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	33,131,892	80,214,300	0.24
81,000	ヤマハ	83,294,513	79,857,900	0.24
27,000	丸井グループ	51,322,532	79,785,000	0.24
27,000	オリックス	67,738,314	79,731,000	0.24
27,000	三菱電機	32,739,671	79,380,000	0.24
27,000	三菱重工業	16,854,504	78,840,000	0.24
27,000	日本航空	69,922,538	75,843,000	0.23
27,000	丸紅	24,907,205	75,033,000	0.23
16,200	S O M P Oホールディングス	22,147,599	73,758,600	0.22
27,000	住友電気工業	43,943,541	71,644,500	0.22

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
27,000	S U B A R U	38,311,209	71,577,000	0.22
13,500	日本八ム	44,208,231	69,943,500	0.21
27,000	三菱地所	57,668,970	69,336,000	0.21
27,000	太陽誘電	61,447,363	66,946,500	0.20
27,000	荏原製作所*	20,270,933	65,961,000	0.20
27,000	メルカリ	85,292,424	63,841,500	0.19
40,500	京成電鉄	31,841,000	62,714,250	0.19
27,000	資生堂	97,727,267	62,032,500	0.19
270,000	ソフトバンク	35,065,235	59,049,000	0.18
27,000	協和キリン	41,826,279	58,792,500	0.18
27,000	大林組	24,654,959	57,996,000	0.17
27,000	三越伊勢丹ホールディングス	32,487,158	57,915,000	0.17
27,000	大日本印刷	46,120,337	56,673,000	0.17
27,000	キリンホールディングス	46,752,699	55,552,500	0.17
27,000	ミネベアミツミ	34,421,885	55,012,500	0.17
27,000	ヤマトホールディングス	54,062,143	53,770,500	0.16
27,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	31,423,213	53,311,500	0.16
13,500	T O P P A Nホールディングス	33,020,807	53,163,000	0.16
24,300	川崎汽船	21,469,079	51,503,850	0.15
13,500	T O T O	39,593,628	51,421,500	0.15
27,000	ルネサスエレクトロニクス	51,907,828	49,275,000	0.15
27,000	ソシオネクスト	110,912,226	49,194,000	0.15
13,500	日本電気	16,912,422	49,072,500	0.15
27,000	ニチレイ	23,179,524	48,829,500	0.15
27,000	クラレ	34,795,005	48,303,000	0.15
13,500	鹿島建設	18,199,993	48,060,000	0.14
27,000	日本碍子	51,164,220	47,223,000	0.14
27,000	日清製粉グループ本社	35,236,811	46,642,500	0.14
13,500	横浜ゴム	22,552,967	46,305,000	0.14
54,000	出光興産	40,858,187	45,678,600	0.14
27,000	クボタ	35,867,216	44,793,000	0.13
27,000	しずおかフィナンシャルグループ	29,620,389	43,240,500	0.13
27,000	パナソニックホールディングス	49,833,300	43,092,000	0.13
5,400	大成建設	16,837,525	42,552,000	0.13
13,500	住友金属鉱山	47,153,901	42,538,500	0.13
27,000	清水建設	21,345,089	42,147,000	0.13
8,100	日本郵船*	21,106,706	41,553,000	0.12
270,000	日本電信電話	22,455,908	41,337,000	0.12
27,000	リコー	44,632,673	41,080,500	0.12
13,500	東海旅客鉄道	30,145,762	40,716,000	0.12
8,100	商船三井*	25,026,746	40,402,800	0.12
5,400	サッポロホールディングス*	18,153,997	39,987,000	0.12
27,000	アマダ	21,123,183	38,880,000	0.12
27,000	ニコン	52,036,736	38,353,500	0.12
10,800	オークマ	30,604,670	37,584,000	0.11
27,000	アルプスアルパイン	42,704,599	36,355,500	0.11
27,000	日本郵政	33,687,691	35,748,000	0.11
27,000	千葉銀行	23,600,377	34,560,000	0.10
2,700	I H I *	9,400,795	34,479,000	0.10
10,800	明治ホールディングス	20,929,253	34,246,800	0.10

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
13,500	東京建物	14,866,427	34,195,500	0.10
5,400	富士電機*	18,514,258	33,858,000	0.10
27,000	高島屋	32,987,154	31,887,000	0.10
27,000	ジェイテクト	44,346,029	31,009,500	0.09
5,400	日本製鋼所*	22,342,390	30,996,000	0.09
27,000	日揮ホールディングス	48,927,639	30,618,000	0.09
21,600	サイバーエージェント	31,375,242	30,218,400	0.09
8,100	三井住友フィナンシャルグループ	22,312,884	28,625,400	0.09
27,000	カシオ計算機	43,446,144	28,336,500	0.09
13,500	J.フロント リテイリング	23,244,304	28,289,250	0.09
27,000	東急不動産ホールディングス	24,991,194	28,134,000	0.08
8,100	日本電気硝子*	38,329,459	27,564,300	0.08
13,500	東ソー	17,562,341	27,438,750	0.08
27,000	旭化成	22,911,427	26,792,100	0.08
27,000	東海カーボン	22,924,165	26,595,000	0.08
27,000	東レ	21,439,845	26,063,100	0.08
13,500	いすゞ自動車	15,394,408	25,771,500	0.08
27,000	大和証券グループ本社	25,507,580	25,304,400	0.08
8,100	東日本旅客鉄道	22,096,172	25,020,900	0.08
5,400	東京瓦斯	14,213,887	24,850,800	0.07
27,000	コンコルディア・フィナンシャルグループ	14,692,041	24,688,800	0.07
5,400	DOWAホールディングス*	24,735,407	24,597,000	0.07
8,100	ディー・エヌ・エー	17,598,589	24,162,300	0.07
2,700	川崎重工業*	9,341,959	23,576,400	0.07
27,000	シチズン時計	22,462,331	23,382,000	0.07
27,000	野村ホールディングス	36,879,379	23,268,600	0.07
13,500	東急	20,348,279	23,267,250	0.07
5,400	A G C	31,454,747	22,933,800	0.07
27,000	住友ファーマ*	32,241,322	22,491,000	0.07
27,000	ニッスイ	14,494,857	22,464,000	0.07
27,000	楽天グループ	31,295,319	21,681,000	0.07
8,100	NIPPON EXPRESSホールディングス	17,362,864	21,412,350	0.06
13,500	小田急電鉄	22,702,582	21,141,000	0.06
5,400	ふくおかフィナンシャルグループ*	15,572,187	20,941,200	0.06
27,000	シャープ	35,234,335	20,517,300	0.06
10,800	I N P E X	22,942,021	20,287,800	0.06
2,700	東宝	8,982,304	20,233,800	0.06
5,400	三井住友トラストグループ	24,303,146	20,228,400	0.06
5,400	大阪瓦斯*	11,635,347	19,342,800	0.06
5,400	京王電鉄*	21,930,600	18,970,200	0.06
27,000	E N E O Sホールディングス	13,382,943	18,162,900	0.05
27,000	王子ホールディングス	15,846,250	17,793,000	0.05
27,000	日本精工	23,019,774	17,582,400	0.05
5,400	西日本旅客鉄道	14,490,144	16,799,400	0.05
5,400	三井化学	18,058,795	16,642,800	0.05
5,400	T & Dホールディングス	15,054,909	16,486,200	0.05
5,400	住友重機械工業*	21,478,209	15,946,200	0.05
2,700	古河電気工業	13,781,501	15,387,300	0.05
5,400	トクヤマ*	7,987,909	14,693,400	0.04
5,400	ジーエス・ユアサ コーポレーション*	10,373,113	13,988,700	0.04

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
5,400	東武鉄道*	15,371,232	13,834,800	0.04
27,000	日野自動車	19,844,366	12,849,300	0.04
27,000	コニカミノルタ	28,918,362	12,447,000	0.04
2,700	三井金属鉱業	13,084,795	11,947,500	0.04
10,800	第一生命ホールディングス*	4,719,968	11,291,400	0.03
5,400	長谷工コーポレーション*	7,670,066	11,094,300	0.03
5,400	デンカ*	13,781,576	10,521,900	0.03
2,700	みずほフィナンシャルグループ	14,105,566	10,224,900	0.03
13,500	三菱ケミカルグループ	10,173,714	9,998,100	0.03
27,000	日産自動車	25,040,021	9,703,800	0.03
2,700	太平洋セメント*	9,396,483	9,693,000	0.03
2,700	双日	5,640,095	9,547,200	0.03
27,000	住友化学	17,926,283	9,109,800	0.03
2,700	レゾナック・ホールディングス	9,439,808	7,919,100	0.02
2,700	日本製鉄	10,124,994	7,712,550	0.02
2,700	A N Aホールディングス	10,091,316	7,692,300	0.02
5,400	帝人	13,131,291	6,034,500	0.02
2,700	U B E	7,620,364	6,002,100	0.02
27,000	N T N	16,362,291	5,950,800	0.02
2,700	三菱マテリアル	10,758,199	5,926,500	0.02
2,700	あおぞら銀行*	6,092,102	5,795,550	0.02
10,800	L I N Eヤフー	5,886,367	5,576,040	0.02
5,400	マツダ*	10,975,527	4,944,780	0.01
5,400	日立造船*	4,219,556	4,941,000	0.01
2,700	中部電力	6,197,789	4,668,300	0.01
2,700	J F Eホールディングス	8,939,357	4,533,300	0.01
2,700	関西電力	5,707,731	4,448,250	0.01
2,700	神戸製鋼所	6,613,832	4,391,550	0.01
2,700	りそなホールディングス	5,871,739	3,330,450	0.01
2,700	S U M C O	8,197,990	2,618,730	0.01
2,700	三菱自動車工業*	4,063,698	1,160,460	0.00
2,700	東京電力ホールディングス*	5,194,674	1,076,760	0.00
		16,957,265,744	30,463,963,920	91.56
	日本合計	16,957,265,744	30,463,963,920	91.56
	公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	16,957,265,744	30,463,963,920	91.56
	投資有価証券合計	16,957,265,744	30,463,963,920	91.56

\* 一部が貸し出されている有価証券

(1) 数量は受益証券の口数/株式数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2025年5月20日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
情報技術	34.94
一般消費財・サービス	16.58
資本財・サービス	14.85
ヘルスケア	7.54
金融	5.66
素材	4.75
生活必需品	4.04
電気通信サービス	2.77
エネルギー	0.28
公益事業	0.15
	<hr/>
	91.56
	<hr/>
投資合計	91.56
	<hr/> <hr/>

[次へ](#)

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Statement of Net Assets

as at May 20, 2025

*(expressed in JAPANESE YEN)*

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 16,957,265,744)</i>	2	30,463,963,920
Cash at banks		2,737,242,916
Unrealised gain on future contracts	13	199,910,000
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	12	265,639,194
Margin receivable on derivatives		914,956,496
Accrued income		227,494,336
Interest on cash and cash equivalents		137,304
Other receivable		457,905
Total Assets		<u>34,809,802,071</u>
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	12	276,435,140
Payable for repurchases		34,856,106
Payable to brokers		1,128,294,960
Accrued expenses	9	99,811,075
Total Liabilities		<u>1,539,397,281</u>
NET ASSETS		<u><u>33,270,404,790</u></u>

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A units (in USD)	9.45	5,995,465	56,668,258
Class B units (in USD)	25.94	2,263,456	58,716,155
Class C units (in AUD)	9.40	5,242,551	49,290,657
Class D units (in AUD)	25.93	1,502,370	38,953,810
Class E units (in EUR)	9.49	268,811	2,550,120
Class F units (in EUR)	20.11	174,101	3,501,238
Class G units (in GBP)	9.46	51,650	488,676
Class H units (in GBP)	22.78	59,476	1,354,917
Class I units (in NZD)	9.40	6,570,562	61,793,093
Class J units (in NZD)	27.95	583,109	16,300,168
Class K units (in CAD)	9.41	113,382	1,066,841
Class L units (in CAD)	22.31	78,460	1,750,273

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Operations  
for the year ended May 20, 2025  
(expressed in JAPANESE YEN)

Notes

INCOME		
Interest on bank accounts		481,086
Income from securities lending transactions		10,022,286
Dividends received (net of withholding tax)		533,212,136
Other income		11,642
Total Income		<u>543,727,150</u>
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	148,092,155
Agent Company and Distributor fees	5, 8	184,978,345
Administrator fees	7	18,501,919
Depositary fees	6	26,448,448
Interest paid on bank accounts		1,465,421
Correspondent bank fees		5,334,294
Management Company fees	3	11,107,344
Legal fees		3,035,962
Overseas registration fees		9,600,000
Out-of-pocket expenses		7,395,093
Professional fees		5,653,566
Printing and publication fees		163,475
Subscription tax	11	18,379,891
Other expenses		<u>2,549,120</u>
Total Expenses		<u>442,705,033</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>101,022,117</u>
Net realised profit on investments	15	4,784,212,917
Net realised loss on future contracts		(141,688,920)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		<u>(1,666,115,891)</u>
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>2,976,408,106</u>
Change in net unrealised result on investments	15	(6,333,140,217)
Change in net unrealised result on future contracts		197,670,000
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		<u>(169,333,793)</u>
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(6,304,804,010)</u>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>(3,227,373,787)</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Changes in Net Assets  
for the year ended May 20, 2025  
(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		43,203,951,117
NET INVESTMENT INCOME		101,022,117
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		2,976,408,106
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(6,304,804,010)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(3,227,373,787)
Proceeds from subscriptions of units		1,307,402,788
Payments for repurchase of units		(2,809,223,132)
		(1,501,820,344)
Dividend paid to unit holders	10	(5,204,352,196)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		33,270,404,790

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Changes in Units Outstanding  
for the year ended May 20, 2025  
(Unaudited)

## Class A units

Number of units outstanding at the beginning of the year	6,216,002
Number of units issued	244,904
Number of units repurchased	<u>(465,441)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>5,995,465</u></u>

## Class B units

Number of units outstanding at the beginning of the year	2,335,645
Number of units issued	152,473
Number of units repurchased	<u>(224,662)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>2,263,456</u></u>

## Class C units

Number of units outstanding at the beginning of the year	5,435,459
Number of units issued	109,444
Number of units repurchased	<u>(302,352)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>5,242,551</u></u>

## Class D units

Number of units outstanding at the beginning of the year	1,524,946
Number of units issued	91,940
Number of units repurchased	<u>(114,516)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>1,502,370</u></u>

## Class E units

Number of units outstanding at the beginning of the year	290,049
Number of units issued	1,853
Number of units repurchased	<u>(23,091)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>268,811</u></u>

## Class F units

Number of units outstanding at the beginning of the year	186,141
Number of units issued	100
Number of units repurchased	<u>(12,140)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>174,101</u></u>

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)  
for the year ended May 20, 2025  
(Unaudited)

## Class G units

Number of units outstanding at the beginning of the year	56,970
Number of units issued	980
Number of units repurchased	<u>(6,300)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>51,650</u></u>

## Class H units

Number of units outstanding at the beginning of the year	61,326
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(1,850)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>59,476</u></u>

## Class I units

Number of units outstanding at the beginning of the year	6,916,677
Number of units issued	27,650
Number of units repurchased	<u>(373,765)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>6,570,562</u></u>

## Class J units

Number of units outstanding at the beginning of the year	623,179
Number of units issued	2,600
Number of units repurchased	<u>(42,670)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>583,109</u></u>

## Class K units

Number of units outstanding at the beginning of the year	123,882
Number of units issued	3,700
Number of units repurchased	<u>(14,200)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>113,382</u></u>

## Class L units

Number of units outstanding at the beginning of the year	80,455
Number of units issued	300
Number of units repurchased	<u>(2,295)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>78,460</u></u>

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Statistical Information

as at May 20, 2025

(Unaudited)

	2025	2024	2023
Net Assets at the end of the year (in JPY)	33,270,404,790	43,203,951,117	37,209,751,787
Class A units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	56,668,258	73,002,993	74,594,220
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.45	11.74	10.68
Class B units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	58,716,155	61,582,101	55,995,154
Net Asset Value per unit at the end of the year	25.94	26.37	19.96
Class C units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	49,290,657	63,699,855	65,117,003
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.40	11.72	10.56
Class D units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	38,953,810	40,785,474	34,637,662
Net Asset Value per unit at the end of the year	25.93	26.75	20.56
Class E units (in EUR)			
Net Assets at the end of the year	2,550,120	3,394,386	3,302,499
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.49	11.70	10.49
Class F units (in EUR)			
Net Assets at the end of the year	3,501,238	3,846,129	3,285,267
Net Asset Value per unit at the end of the year	20.11	20.66	15.93
Class G units (in GBP)			
Net Assets at the end of the year	488,676	666,316	594,925
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.46	11.70	10.57
Class H units (in GBP)			
Net Assets at the end of the year	1,354,917	1,414,983	1,087,764
Net Asset Value per unit at the end of the year	22.78	23.07	17.59
Class I units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	61,793,093	80,789,365	82,035,959
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.40	11.68	10.55
Class J units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	16,300,168	17,809,847	15,256,253
Net Asset Value per unit at the end of the year	27.95	28.58	21.69
Class K units (in CAD)			
Net Assets at the end of the year	1,066,841	1,447,725	1,414,165
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.41	11.69	10.53
Class L units (in CAD)			
Net Assets at the end of the year	1,750,273	1,851,231	1,557,714
Net Asset Value per unit at the end of the year	22.31	23.01	17.55

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2025

## Note 1 - Organisation

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a *société anonyme* incorporated under the laws of Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Management Company on behalf of the Fund issues twelve classes of Units (each a “Class of Units”), namely:

Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class A Units”);  
Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class B Units”);  
Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class C Units”);  
Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class D Units”);  
Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class E Units”);  
Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class F Units”);  
Class G Units denominated in GBP (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class G Units”);  
Class H Units denominated in GBP (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class H Units”);  
Class I Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class I Units”);  
Class J Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class J Units”);  
Class K Units denominated in CAD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class K Units”);  
and Class L Units denominated in CAD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class L Units”).

All Units of all Classes of Units are together known as the “Units”.

The portion of the assets attributable to each Class of Units is hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2025 (continued)

## Note 1 - Organisation (continued)

The ownership of Units affords Unitholders the opportunity to have their investment spread over the entire range of securities held by the Fund. All Units of the same Class of Units have equal rights as to distributions, repurchase, and proceeds in a liquidation.

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as may be amended (the “ 2010 Law ” ), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Fund was initially established for a period expiring on May 20, 2011. The duration of the Fund has however been extended for the last time on November 20, 2024 to expire on May 20, 2031.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of Japanese equity market trend in 6 different currencies, United States dollar, Australian dollar, Euro, United Kingdom sterling pound, New Zealand dollar and Canadian dollar.

Under normal market conditions, the Fund invests at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The Fund uses passive investment management measures in line with the Nikkei stock price average of 225 stocks ( “ Nikkei 225 ” ).

The total net assets of the 12 Classes of Units are managed in one pool (the “ Common Portfolio ” ) and the pool is divided into 12 parts attributable to each Class of Units. Additionally, for each Class of Units, forward foreign currency contracts are entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and Japanese Yen.

## Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

*INVESTMENTS IN SECURITIES*

- a) securities listed on a stock exchange or traded on any other Regulated Market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities, is determining;
- b) securities not listed on any stock exchange or traded on any Regulated Market are valued at their last available market price;
- c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in a) and/or b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices;

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2025 (continued)

## Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

- d) equity index futures are valued at the last available price on the Regulated Market on which they are traded;
- e) cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest;
- f) units or shares of open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported Net Asset Value; and
- g) short-term investments that have a remaining maturity of one year or less may be valued (i) at market value or (ii) where market value is not available or not representative, at amortized cost.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

*INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

*CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Fund maintains its accounting records in JAPANESE YEN ( " JPY " ) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised gain or loss and change in unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 20, 2025:

1 JPY	=	0.01072	AUD
1 JPY	=	0.00964	CAD
1 JPY	=	0.00614	EUR
1 JPY	=	0.00517	GBP
1 JPY	=	0.01167	NZD
1 JPY	=	0.00691	USD

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2025 (continued)

## Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

*FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

*FUTURE CONTRACTS*

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

## Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

## Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.40% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

## Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.30% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Notes to the Financial Statements as at May 20, 2025 (continued)

## Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a Depositary fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.07% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

## Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.05% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Administrator, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

## Note 8 - Distributor fees

Each of the Distributor is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.20% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter attributable to the Units sold by the relevant Distributor in Japan and not repurchased during the relevant quarter.

## Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Manager fees	32,541,626
Agent Company and Distributor fees	40,646,919
Administrator fees	4,065,591
Depositary fees	5,695,523
Management Company fees	2,440,718
Overseas registration fees	4,931,341
Out-of-pocket expenses	1,624,975
Professional fees	5,478,904
Subscription tax	2,385,478
Accrued expenses	99,811,075

## Note 10 - Distributions

## Class A, C, E, G, I and K Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Notes to the Financial Statements as at May 20, 2025 (continued)

## Note 10 - Distributions (continued)

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day. The Management Company considers to distribute in January and July, additional amounts, considering the current Net Asset Value of each of these Classes of Units.

## Class B, D, F, H, J and L Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of 10<sup>th</sup> July each year. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in JPY of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the year ended May 20, 2025, the Fund distributed a total amount of JPY 5,204,352,196.

## Note 11 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2025 (continued)

## Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at May 20, 2025, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the portion of assets attributable to each Class of Units to their respective reference currency as described in note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
USD	3,307,156	JPY	475,781,389	June 10, 2025	1,946,611
GBP	51,697	JPY	9,884,554	June 10, 2025	98,713
CAD	77,415	JPY	8,079,257	June 10, 2025	(58,840)
EUR	165,609	JPY	27,031,837	June 10, 2025	(88,134)
AUD	2,458,234	JPY	229,006,021	June 10, 2025	(149,619)
NZD	2,159,649	JPY	185,756,567	June 10, 2025	(1,003,116)
USD	53,616,939	JPY	7,618,268,469	June 10, 2025	126,847,396
AUD	41,174,931	JPY	3,747,239,819	June 10, 2025	86,058,187
NZD	37,919,322	JPY	3,199,247,535	June 10, 2025	44,669,802
GBP	853,393	JPY	162,461,806	June 10, 2025	2,336,333
EUR	2,816,609	JPY	456,788,912	June 10, 2025	1,457,122
CAD	1,306,636	JPY	134,519,438	June 10, 2025	850,092
GBP	907,433	JPY	177,125,607	June 20, 2025	(2,091,079)
CAD	1,383,595	JPY	145,822,896	June 20, 2025	(2,570,522)
EUR	2,981,032	JPY	490,359,512	June 20, 2025	(5,614,374)
NZD	37,021,765	JPY	3,223,301,499	June 23, 2025	(59,571,889)
AUD	43,440,426	JPY	4,124,673,696	June 20, 2025	(84,701,143)
USD	56,860,766	JPY	8,324,478,155	June 20, 2025	(120,507,548)
JPY	25,256,540	USD	171,719	June 10, 2025	451,174
JPY	17,127,357	NZD	197,403	June 10, 2025	239,935
JPY	14,257,271	AUD	150,915	June 10, 2025	207,388
JPY	8,721,206	USD	59,582	June 20, 2025	124,611
JPY	3,935,565	USD	26,887	June 20, 2025	56,233
JPY	2,683,674	AUD	28,290	June 10, 2025	49,936
JPY	2,739,690	AUD	29,000	June 10, 2025	39,852
JPY	5,661,891	USD	38,992	June 20, 2025	35,922
JPY	1,227,644	USD	8,320	June 20, 2025	27,220
JPY	1,251,692	AUD	13,175	June 20, 2025	26,413
JPY	7,822,912	NZD	91,145	June 10, 2025	25,634
JPY	1,243,177	USD	8,452	June 10, 2025	22,207
JPY	1,657,275	EUR	10,085	June 20, 2025	17,355
JPY	619,625	NZD	7,105	June 10, 2025	11,807
JPY	616,372	AUD	6,497	June 10, 2025	11,469
JPY	722,995	AUD	7,653	June 10, 2025	10,517
JPY	609,186	AUD	6,448	June 10, 2025	8,861
JPY	243,934	NZD	2,803	June 10, 2025	4,143
JPY	440,232	EUR	2,688	June 10, 2025	2,892
JPY	47,846	CAD	453	June 10, 2025	832

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2025 (continued)

## Note 12 - Forward foreign exchange contracts (continued)

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	117,738	NZD	1,370	June 10, 2025	537
JPY	118,298	AUD	1,271	June 10, 2025	(29)
JPY	1,249,997	EUR	7,687	June 10, 2025	(699)
JPY	182,680	USD	1,269	June 10, 2025	(703)
JPY	703,288	AUD	7,617	June 10, 2025	(5,838)
JPY	5,244,512	NZD	61,424	June 10, 2025	(10,181)
JPY	7,840,037	USD	54,390	June 10, 2025	(16,750)
JPY	6,939,780	AUD	75,081	June 20, 2025	(42,775)
AUD	956	JPY	90,903	June 10, 2025	(1,901)
					<u>(10,795,946)</u>

## Note 13 - Future contracts

As at May 20, 2025, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Gain in JPY
		<i>Long Positions</i>			
JPY	73	FUT NIKKEI 225 (OSE)	June 2025	<u>2,739,690,000</u>	<u>199,910,000</u>
				<u>2,739,690,000</u>	<u>199,910,000</u>
					<u>199,910,000</u>

## Note 14 - Securities lending

The Management Company has appointed Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as Securities Lending Agent by an agreement dated June 19, 2006. Security lending income is fixed under such agreement and is recorded on a daily basis in arrears. As at May 20, 2025, the Fund had lent securities with a market value of JPY 6,577,209. Cash collateral is received and held by the Securities Lending Agent for an amount equivalent to 105% of the market value of the securities lent.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Notes to the Financial Statements as at May 20, 2025 (continued)

## Note 15 - Breakdown of the realised/ change in unrealised results on investments

For the year ended May 20, 2025, the breakdown of the Net realised/change in unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>JPY</i>
Realised profit on investments	5,074,761,998
Realised loss on investments	(290,549,081)
Net realised profit on investments	<u>4,784,212,917</u>
	<i>JPY</i>
Change in unrealised profit on investments	1,459,834,921
Change in unrealised loss on investments	(7,792,975,138)
Change in net unrealised result on investments	<u>(6,333,140,217)</u>

## Note 16 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended May 20, 2025.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Statement of Investments

as at May 20, 2025

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING				
JAPAN				
ORDINARY SHARE				
64,800	FAST RETAILING	809,398,593	3,111,048,000	9.36
81,000	TOKYO ELECTRON LTD	561,793,001	1,890,945,000	5.69
216,000	ADVANTEST CORP	391,511,944	1,571,400,000	4.73
162,000	SOFTBANK GROUP	500,951,957	1,231,038,000	3.71
324,000	KDDI CORP	352,720,536	820,854,000	2.47
81,000	RECRUIT HOLDINGS CO LTD	281,599,756	701,460,000	2.11
405,000	TDK CORP	282,296,156	630,990,000	1.90
135,000	SHIN-ETSU CHEMICAL CO LTD	281,123,220	617,895,000	1.86
81,000	CHUGAI PHARMACEUTICAL CO LTD	159,789,449	612,927,000	1.84
216,000	TERUMO CORP	236,740,855	581,904,000	1.75
135,000	NTT DATA GROUP CORP	182,799,855	537,705,000	1.62
135,000	FANUC CORPORATION	391,705,533	525,420,000	1.58
27,000	KONAMI GROUP CORP	129,046,597	519,075,000	1.56
135,000	SONY GROUP CORP	183,352,488	509,895,000	1.53
27,000	DAIKIN INDUSTRIES LTD	258,043,741	428,625,000	1.29
216,000	KYOCERA CORP	287,498,094	380,268,000	1.14
81,000	BANDAI NAMCO HOLDINGS INC	187,089,881	376,245,000	1.13
135,000	TOYOTA MOTOR CORP	194,826,020	360,787,500	1.08
135,000	NITTO DENKO CORP	215,960,798	354,105,000	1.06
27,000	NINTENDO CO LTD	157,169,405	311,310,000	0.94
81,000	DAIICHI SANKYO CO LTD	137,902,051	297,513,000	0.89
27,000	TREND MICRO INC	135,440,457	293,220,000	0.88
54,000	SECOM CO LTD	190,290,913	290,412,000	0.87
81,000	FUJIFILM HOLDINGS CORP	138,446,504	258,228,000	0.78
81,000	TOYOTA TSUSHO CORP	97,654,763	241,420,500	0.73
13,500	HOYA CORP	193,255,086	240,840,000	0.72
40,500	TOKIO MARINE HOLDINGS INC	76,708,540	234,900,000	0.71
81,000	mitsubishi corp	89,552,638	234,859,500	0.71
162,000	HONDA MOTOR CO LTD	184,801,523	230,364,000	0.69
108,000	DENSO CORP	132,978,896	207,414,000	0.62
13,500	NITORI HOLDINGS CO LTD	260,643,314	205,605,000	0.62
27,000	ITOCHU CORP	56,299,742	203,148,000	0.61
108,000	OLYMPUS CORP	134,449,995	201,636,000	0.61
108,000	SUZUKI MOTOR CORP	94,785,696	196,128,000	0.59
5,400	DISCO CORP	302,165,327	188,244,000	0.57
135,000	KIKKOMAN CORP	92,586,547	186,705,000	0.56
81,000	SHIONOGI & CO LTD	97,096,304	184,801,500	0.56
135,000	ASTELLAS PHARMA INC	168,742,340	184,207,500	0.55
81,000	SEVEN & I HOLDINGS CO LTD	118,533,095	180,508,500	0.54
40,500	CANON INC	170,984,762	179,860,500	0.54
54,000	AJINOMOTO CO INC	57,241,667	178,902,000	0.54
27,000	OTSUKA HOLDINGS CO LTD	139,670,762	178,065,000	0.54
2,700	KEYENCE CORP	177,362,503	170,397,000	0.51

<sup>(1)</sup> Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2025

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
27,000	KAO CORP	117,431,536	168,831,000	0.51
27,000	FUJIKURA LTD	30,847,761	165,294,000	0.50
27,000	BRIDGESTONE CORP	89,569,398	165,240,000	0.50
27,000	NOMURA RESEARCH INSTITUTE LTD	143,064,212	158,949,000	0.48
54,000	MITSUI & CO LTD	61,857,126	157,140,000	0.47
10,800	LASERTEC CORP	247,745,516	152,928,000	0.46
81,000	ASAHI GROUP HOLDINGS	79,770,604	152,685,000	0.46
2,700	SMC CORP.	159,423,304	149,283,000	0.45
27,000	SUMITOMO REALTY & DEV CO LTD	80,661,213	141,831,000	0.43
27,000	RYOHIN KEIKAKU CO LTD	73,568,570	140,076,000	0.42
54,000	NEXON CO LTD	155,132,147	137,511,000	0.41
64,800	MURATA MANUFACTURING CO LTD	204,504,138	133,812,000	0.40
27,000	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO LTD	63,831,908	133,596,000	0.40
64,800	M3 INC	191,927,858	128,530,800	0.39
81,000	ZOZO INC	104,659,601	125,023,500	0.38
27,000	JAPAN TOBACCO INC	65,352,167	120,879,000	0.36
43,200	NIDEC CORPORATION	184,242,605	119,512,800	0.36
27,000	KOMATSU LTD	68,010,020	117,531,000	0.35
27,000	HITACHI CONST MACH CO LTD	72,270,204	116,505,000	0.35
27,000	AEON CO LTD	64,376,461	116,343,000	0.35
27,000	NISSAN CHEMICAL	81,848,865	113,751,000	0.34
10,800	SCREEN HOLDINGS CO LTD	36,716,095	113,022,000	0.34
81,000	MITSUI FUDOSAN CO LTD	67,138,940	111,010,500	0.33
27,000	TAKEDA PHARMACEUTICAL CO LTD	148,377,633	110,322,000	0.33
13,500	BAYCURRENT INC	88,110,540	107,811,000	0.32
27,000	EISAI CO LTD	144,507,374	104,112,000	0.31
27,000	OMRON CORP	155,428,160	104,031,000	0.31
27,000	CREDIT SAISON CO LTD	93,045,730	104,004,000	0.31
27,000	HITACHI LTD	28,884,347	103,950,000	0.31
54,000	SEIKO EPSON CORP	138,649,869	102,546,000	0.31
27,000	SUMITOMO CORP	46,566,512	99,792,000	0.30
27,000	YASKAWA ELECTRIC CORPORATION	61,262,111	92,394,000	0.28
27,000	YOKOGAWA ELECTRIC CORP	49,913,287	90,909,000	0.27
27,000	SEKISUI HOUSE LTD	48,616,169	89,289,000	0.27
27,000	COMSYS HOLDINGS CORP	50,854,133	88,722,000	0.27
81,000	YAMAHA MOTOR CO LTD	59,404,430	87,844,500	0.26
27,000	FUJITSU LTD	31,124,530	87,534,000	0.26
27,000	ORIENTAL LAND CO LTD	120,811,462	86,643,000	0.26
54,000	JAPAN EXCHANGE GROUP INC	73,285,689	84,699,000	0.25
27,000	DENTSU GROUP INC	97,232,124	84,348,000	0.25
24,300	MS&AD INSURANCE GROUP HOLDINGS	33,131,892	80,214,300	0.24
81,000	YAMAHA CORP	83,294,513	79,857,900	0.24
27,000	MARUI GROUP CO LTD	51,322,532	79,785,000	0.24

<sup>(1)</sup> Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2025

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
27,000	ORIX CORP	67,738,314	79,731,000	0.24
27,000	MITSUBISHI ELECTRIC CORP	32,739,671	79,380,000	0.24
27,000	MITSUBISHI HEAVY IND LTD	16,854,504	78,840,000	0.24
27,000	JAPAN AIRLINES CO LTD	69,922,538	75,843,000	0.23
27,000	MARUBENI CORP	24,907,205	75,033,000	0.23
16,200	SOMPO HOLDINGS INC	22,147,599	73,758,600	0.22
27,000	SUMITOMO ELECTRIC IND LTD	43,943,541	71,644,500	0.22
27,000	SUBARU CORP	38,311,209	71,577,000	0.22
13,500	NH FOODS LTD	44,208,231	69,943,500	0.21
27,000	MITSUBISHI ESTATE CO LTD	57,668,970	69,336,000	0.21
27,000	TAIYO YUDEN CO LTD	61,447,363	66,946,500	0.20
27,000	EBARA CORP *	20,270,933	65,961,000	0.20
27,000	MERCARI INC	85,292,424	63,841,500	0.19
40,500	KEISEI ELECTRIC RAILWAY CO LTD	31,841,000	62,714,250	0.19
27,000	SHISEIDO CO LTD	97,727,267	62,032,500	0.19
270,000	SOFTBANK CORP	35,065,235	59,049,000	0.18
27,000	KYOWA KIRIN CO LTD	41,826,279	58,792,500	0.18
27,000	OBAYASHI CORP	24,654,959	57,996,000	0.17
27,000	ISETAN MITSUKOSHI HOLDINGS LTD	32,487,158	57,915,000	0.17
27,000	DAI NIPPON PRINTING CO LTD	46,120,337	56,673,000	0.17
27,000	KIRIN HOLDINGS CO LTD	46,752,699	55,552,500	0.17
27,000	MINEBEA MITSUMI	34,421,885	55,012,500	0.17
27,000	YAMATO HOLDINGS CO LTD	54,062,143	53,770,500	0.16
27,000	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP	31,423,213	53,311,500	0.16
13,500	TOPPAN HOLDINGS	33,020,807	53,163,000	0.16
24,300	KAWASAKI KISEN KAISHA LTD	21,469,079	51,503,850	0.15
13,500	TOTO LTD	39,593,628	51,421,500	0.15
27,000	RENEAS ELECTRONICS CORP	51,907,828	49,275,000	0.15
27,000	SOCIONEXT INC	110,912,226	49,194,000	0.15
13,500	NEC CORP	16,912,422	49,072,500	0.15
27,000	NICHIREI CORP	23,179,524	48,829,500	0.15
27,000	KURARAY CO LTD	34,795,005	48,303,000	0.15
13,500	KAJIMA CORP	18,199,993	48,060,000	0.14
27,000	NGK INSULATORS LTD	51,164,220	47,223,000	0.14
27,000	NISSHIN SEIFUN GROUP INC	35,236,811	46,642,500	0.14
13,500	YOKOHAMA RUBBER CO LTD	22,552,967	46,305,000	0.14
54,000	IDEMITSU KOSAN CO LTD	40,858,187	45,678,600	0.14
27,000	KUBOTA CORP	35,867,216	44,793,000	0.13
27,000	SHIZUOKA FINANCIAL GROUP	29,620,389	43,240,500	0.13
27,000	PANASONIC HOLDINGS	49,833,300	43,092,000	0.13
5,400	TAISEI CORP	16,837,525	42,552,000	0.13
13,500	SUMITOMO METAL MINING CO LTD	47,153,901	42,538,500	0.13
27,000	SHIMIZU CORP	21,345,089	42,147,000	0.13

<sup>(1)</sup> Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2025

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
8,100	NIPPON YUSEN KK *	21,106,706	41,553,000	0.12
270,000	NIPPON TELG & TEL CORP	22,455,908	41,337,000	0.12
27,000	RICOH CO LTD	44,632,673	41,080,500	0.12
13,500	CENTRAL JAPAN RAILWAY CO	30,145,762	40,716,000	0.12
8,100	mitsui O.S.K. LINES LTD *	25,026,746	40,402,800	0.12
5,400	SAPPORO HOLDINGS LTD *	18,153,997	39,987,000	0.12
27,000	AMADA CO LTD	21,123,183	38,880,000	0.12
27,000	NIKON CORP	52,036,736	38,353,500	0.12
10,800	OKUMA CORP	30,604,670	37,584,000	0.11
27,000	ALPS ALPINE CO LTD	42,704,599	36,355,500	0.11
27,000	JAPAN POST HOLDINGS CO LTD	33,687,691	35,748,000	0.11
27,000	CHIBA BANK LTD	23,600,377	34,560,000	0.10
2,700	IHI CORPORATION *	9,400,795	34,479,000	0.10
10,800	MEIJI HOLDINGS CO LTD	20,929,253	34,246,800	0.10
13,500	TOKYO TATEMONO CO LTD	14,866,427	34,195,500	0.10
5,400	FUJI ELECTRIC CO LTD *	18,514,258	33,858,000	0.10
27,000	TAKASHIMAYA CO LTD	32,987,154	31,887,000	0.10
27,000	JTEKT CORP	44,346,029	31,009,500	0.09
5,400	JAPAN STEEL WORKS LTD *	22,342,390	30,996,000	0.09
27,000	JGC HOLDINGS COR	48,927,639	30,618,000	0.09
21,600	CYBERAGENT INC	31,375,242	30,218,400	0.09
8,100	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC	22,312,884	28,625,400	0.09
27,000	CASIO COMPUTER CO LTD	43,446,144	28,336,500	0.09
13,500	J.FRONT RETAILING CO LTD	23,244,304	28,289,250	0.09
27,000	TOKYU FUDOSAN HOLDINGS CORP	24,991,194	28,134,000	0.08
8,100	NIPPON ELECTRIC GLASS CO LTD *	38,329,459	27,564,300	0.08
13,500	TOSOH CORP	17,562,341	27,438,750	0.08
27,000	ASAHI KASEI CORPORATION	22,911,427	26,792,100	0.08
27,000	TOKAI CARBON CO LTD	22,924,165	26,595,000	0.08
27,000	TORAY INDUSTRIES INC	21,439,845	26,063,100	0.08
13,500	ISUZU MOTORS LTD	15,394,408	25,771,500	0.08
27,000	DAIWA SECURITIES GROUP INC	25,507,580	25,304,400	0.08
8,100	EAST JAPAN RAILWAY CO	22,096,172	25,020,900	0.08
5,400	TOKYO GAS CO LTD	14,213,887	24,850,800	0.07
27,000	CONCORDIA FINANCIAL GROUP LTD	14,692,041	24,688,800	0.07
5,400	DOWA HOLDINGS CO LTD *	24,735,407	24,597,000	0.07
8,100	DENA CO LTD	17,598,589	24,162,300	0.07
2,700	KAWASAKI HEAVY INDUSTRIES LTD *	9,341,959	23,576,400	0.07
27,000	CITIZEN WATCH CO LTD	22,462,331	23,382,000	0.07
27,000	NOMURA HOLDINGS INC	36,879,379	23,268,600	0.07
13,500	TOKYU CORP	20,348,279	23,267,250	0.07
5,400	AGC INC	31,454,747	22,933,800	0.07
27,000	SUMITOMO PHARMA *	32,241,322	22,491,000	0.07

<sup>(1)</sup> Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2025

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
27,000	NISSUI CORP	14,494,857	22,464,000	0.07
27,000	RAKUTEN GROUP INC	31,295,319	21,681,000	0.07
8,100	NIPPON EXPRESS HOLDINGS INC	17,362,864	21,412,350	0.06
13,500	ODAKYU ELECTRIC RAILWAY CO LTD	22,702,582	21,141,000	0.06
5,400	FUKUOKA FINANCIAL GROUP INC *	15,572,187	20,941,200	0.06
27,000	SHARP CORP	35,234,335	20,517,300	0.06
10,800	INPEX CORP	22,942,021	20,287,800	0.06
2,700	TOHO CO LTD	8,982,304	20,233,800	0.06
5,400	SUMITOMO MITSUI TRUST GP INC	24,303,146	20,228,400	0.06
5,400	OSAKA GAS CO LTD *	11,635,347	19,342,800	0.06
5,400	KEIO CORP *	21,930,600	18,970,200	0.06
27,000	ENEOS HOLDINGS INC	13,382,943	18,162,900	0.05
27,000	OJI HOLDINGS CORPORATION	15,846,250	17,793,000	0.05
27,000	NSK LIMITED	23,019,774	17,582,400	0.05
5,400	WEST JAPAN RAILWAY COMPANY	14,490,144	16,799,400	0.05
5,400	MITSUI CHEMICALS INC	18,058,795	16,642,800	0.05
5,400	T&D HOLDINGS INC	15,054,909	16,486,200	0.05
5,400	SUMITOMO HEAVY IND *	21,478,209	15,946,200	0.05
2,700	FURUKAWA ELECTRIC CO LTD	13,781,501	15,387,300	0.05
5,400	TOKUYAMA CORP *	7,987,909	14,693,400	0.04
5,400	GS YUASA CORP *	10,373,113	13,988,700	0.04
5,400	TOBU RAILWAY CO LTD *	15,371,232	13,834,800	0.04
27,000	HINO MOTORS LTD	19,844,366	12,849,300	0.04
27,000	KONICA MINOLTA INC	28,918,362	12,447,000	0.04
2,700	MITSUI MINING & SMELTING CO LTD	13,084,795	11,947,500	0.04
10,800	DAI-ICHI LIFE HOLDINGS INC *	4,719,968	11,291,400	0.03
5,400	HASEKO CORP *	7,670,066	11,094,300	0.03
5,400	DENKA CO LTD *	13,781,576	10,521,900	0.03
2,700	MIZUHO FINANCIAL GROUP INC	14,105,566	10,224,900	0.03
13,500	MITSUBISHI CHEMICAL GROUP	10,173,714	9,998,100	0.03
27,000	NISSAN MOTOR CO LTD	25,040,021	9,703,800	0.03
2,700	TAIHEIYO CEMENT CORP *	9,396,483	9,693,000	0.03
2,700	SOJITZ CORPORATION	5,640,095	9,547,200	0.03
27,000	SUMITOMO CHEMICAL CO LTD	17,926,283	9,109,800	0.03
2,700	RESONAC HOLDINGS CO	9,439,808	7,919,100	0.02
2,700	NIPPON STEEL COR	10,124,994	7,712,550	0.02
2,700	ANA HOLDINGS CO LTD	10,091,316	7,692,300	0.02
5,400	TEIJIN LTD	13,131,291	6,034,500	0.02
2,700	UBE CORP	7,620,364	6,002,100	0.02
27,000	NTN CORP	16,362,291	5,950,800	0.02
2,700	MITSUBISHI MATERIALS CORP	10,758,199	5,926,500	0.02
2,700	AOZORA BANK LTD *	6,092,102	5,795,550	0.02
10,800	LY CORP	5,886,367	5,576,040	0.02

<sup>(1)</sup> Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2025

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
5,400	MAZDA MOTOR CORP *	10,975,527	4,944,780	0.01
5,400	HITACHI ZOSEN CORPORATION *	4,219,556	4,941,000	0.01
2,700	CHUBU ELEC POWER CO INC	6,197,789	4,668,300	0.01
2,700	JFE HOLDINGS INC	8,939,357	4,533,300	0.01
2,700	KANSAI ELECTRIC POWER CO INC	5,707,731	4,448,250	0.01
2,700	KOBE STEEL LTD	6,613,832	4,391,550	0.01
2,700	RESONA HOLDINGS INC	5,871,739	3,330,450	0.01
2,700	SUMCO CORP	8,197,990	2,618,730	0.01
2,700	mitsubishi Motors Corp *	4,063,698	1,160,460	0.00
2,700	TOKYO ELEC POWER CO HLDGS INC *	5,194,674	1,076,760	0.00
		16,957,265,744	30,463,963,920	91.56
	Total JAPAN	16,957,265,744	30,463,963,920	91.56
	Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	16,957,265,744	30,463,963,920	91.56
	Total Investments	16,957,265,744	30,463,963,920	91.56

\* The securities are partially lent.

<sup>(1)</sup> Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Economic and Geographical Division of Investments

as at May 20, 2025

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
JAPAN	
Information Technology	34.94
Consumer Discretionary	16.58
Industrials	14.85
Health Care	7.54
Financials	5.66
Materials	4.75
Consumer Staples	4.04
Telecommunication Services	2.77
Energy	0.28
Utilities	0.15
	<u>91.56</u>
Total Investments	<u>91.56</u>

( 2 ) 【2024年5月20日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

純資産計算書

2024年5月20日現在

(日本円で表示)

注記

## 資産

投資有価証券 - 時価 (取得価額: 19,314,148,787円)	2	39,153,987,180
銀行預金		2,969,565,733
先物契約未実現利益	13	2,240,000
先渡為替契約未実現利益	12	266,982,156
デリバティブに係る未収証拠金		956,704,756
未収収益		238,341,343
受益証券発行未収金		26,667,956
その他の未収金		523,256
資産合計		43,615,012,380

## 負債

当座借越		10,694,591
先渡為替契約未実現損失	12	108,444,309
銀行預金に係る支払利息		168,643
受益証券買戻未払金		167,992,008
未払費用	9	123,761,712
負債合計		411,061,263

## 純資産

43,203,951,117

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当たり純資産価格	発行済受益証券数 (口数)	純資産
Aコース証券(米ドル建て)	11.74	6,216,002	73,002,993
Bコース証券(米ドル建て)	26.37	2,335,645	61,582,101
Cコース証券(豪ドル建て)	11.72	5,435,459	63,699,855
Dコース証券(豪ドル建て)	26.75	1,524,946	40,785,474
Eコース証券(ユーロ建て)	11.70	290,049	3,394,386
Fコース証券(ユーロ建て)	20.66	186,141	3,846,129
Gコース証券(英ポンド建て)	11.70	56,970	666,316
Hコース証券(英ポンド建て)	23.07	61,326	1,414,983
Iコース証券(NZドル建て)	11.68	6,916,677	80,789,365
Jコース証券(NZドル建て)	28.58	623,179	17,809,847
Kコース証券(カナダドル建て)	11.69	123,882	1,447,725
Lコース証券(カナダドル建て)	23.01	80,455	1,851,231

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

## 運用計算書

2024年5月20日に終了した年度  
(日本円で表示)

注記

収益		
証券貸付取引収益		10,141,934
受領配当金(源泉税控除後)		559,321,102
その他の収益		431,366
収益合計		569,894,402
費用		
投資運用報酬	4	155,705,671
代行協会員報酬および販売会社報酬	5、8	194,490,113
管理事務代行報酬	7	19,453,248
保管報酬	6	27,586,789
銀行預金に係る支払利息		8,510,296
コルレス銀行報酬		4,868,995
管理報酬	3	11,678,387
法務報酬		928,169
海外登録費用		9,600,000
現金支出費		7,775,430
専門家報酬		6,536,393
印刷費および公告費		120,976
年次税	11	20,063,856
その他の費用		2,369,881
費用合計		469,688,204
純投資収益		100,206,198
投資有価証券に係る実現純利益	15	1,294,826,307
先物契約に係る実現純利益		1,269,560,840
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益		7,233,543,066
当期実現純利益		9,797,930,213
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	15	6,790,834,435
先物契約に係る未実現純損益の変動		(398,306,330)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		(798,241,221)
当期末実現純利益		5,594,286,884
運用の結果による純資産の純増加		15,492,423,295

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

## 財務書類に対する注記

2024年5月20日現在

## 注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド (以下「ファンド」という。) は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社 (*société anonyme*) でありルクセンブルグ大公国エスベランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (以下「管理会社」という。) によって、その共有者 (以下「受益者」という。) の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律 (改訂済) (「2013年法」) の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

管理会社は、ファンドのために、12種類のクラス受益証券を発行している。すなわち、

米ドル建てのAコース証券 (分配型) (以下「Aコース証券」という。)、  
米ドル建てのBコース証券 (成長型) (以下「Bコース証券」という。)、  
豪ドル建てのCコース証券 (分配型) (以下「Cコース証券」という。)、  
豪ドル建てのDコース証券 (成長型) (以下「Dコース証券」という。)、  
ユーロ建てのEコース証券 (分配型) (以下「Eコース証券」という。)、  
ユーロ建てのFコース証券 (成長型) (以下「Fコース証券」という。)、  
英ポンド建てのGコース証券 (分配型) (以下「Gコース証券」という。)、  
英ポンド建てのHコース証券 (成長型) (以下「Hコース証券」という。)、  
NZドル建てのIコース証券 (分配型) (以下「Iコース証券」という。)、  
NZドル建てのJコース証券 (成長型) (以下「Jコース証券」という。)、  
カナダドル建てのKコース証券 (分配型) (以下「Kコース証券」という。)、および  
カナダドル建てのLコース証券 (成長型) (以下「Lコース証券」という。) である。  
全コース証券の全受益証券を、合わせて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属するファンド資産は、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引を (可能な範囲で) 行う。

ファンド証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。同じコース証券の受益証券はすべて、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律 (改正済) (「2010年法」) のパート の下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドの存続期間は、当初2011年5月20日までであったが、直近では2019年11月20日付で2026年5月20日までに延長されている。

ファンドの投資目的は、日本の株式市場のパフォーマンスを、異なる6つの外貨 (米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル) で追求することである。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を、日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ (受動的) な投資方法に基づき、日本の株式に分散投資し、一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資する。

12のコースの全資産は、一つのプール (「共通ポートフォリオ」) で運用され、プール内の資産は、各々のコースの純資産総額に基づき12のコースに帰属する。さらに、ファンドの各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買う為替取引を行うために、為替先渡取引を利用する。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグにおける法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

## 投資有価証券

(a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されて

いる場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。

- (b) 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/または(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格に基づき評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価される。
- (f) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (g) 残存期間1年以内の短期金融商品は、( )市場価格または( )市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、上述の評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

#### 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

#### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資証券取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、投資証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資証券による実現および未実現損益に計上される。

2024年5月20日現在の為替レート：

1円	=	0.00964	豪ドル
1円	=	0.00875	カナダドル
1円	=	0.00591	ユーロ
1円	=	0.00507	英ポンド
1円	=	0.01051	NZドル
1円	=	0.00642	米ドル

#### 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

#### 先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は純資産計算書上で資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

#### 注3 - 管理報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03%の管理報酬を日本円でファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

#### 注4 - 投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用・顧問業務について、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%の投資運用報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

#### 注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

## 注6 - 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の保管報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

## 注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の管理事務代行報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

## 注8 - 販売会社報酬

各販売会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.20%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

## 注9 - 未払費用

	(日本円)
投資運用報酬	42,724,267
代行協会員報酬および販売会社報酬	53,366,226
管理事務代行報酬	5,337,788
保管報酬	7,477,710
管理報酬	3,204,447
海外登録費用	4,608,943
現金支出費	2,133,504
専門家報酬	1,824,450
年次税	3,084,377
未払費用	<u>123,761,712</u>

## 注10 - 分配

Aコース証券、Cコース証券、Eコース証券、Gコース証券、Iコース証券、Kコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎月または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、安定的な月次分配を行う予定である。毎月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。管理会社は、1月および7月に、当該各コース証券の純資産額を勘案して追加的に分配を行う場合がある。

Bコース証券、Dコース証券、Fコース証券、Hコース証券、Jコース証券、Lコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎年または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して年次分配を行う予定である。7月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額が、ルクセンブルグ法によって要求される、投資信託の純資産の最低額の日本円相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2024年5月20日に終了した年度に、ファンドは総額4,439,950,869円を分配した。

## 注11 - 税金

ファンドは、ルクセンブルグの法律に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期末毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注12 - 先渡為替契約

2024年5月20日現在、ファンドは、注1に記述のとおり各コース証券に属する資産の為替取引を行うために利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
NZドル	49,406,347	日本円	4,577,373,415	2024年6月10日	107,989,988
豪ドル	52,267,478	日本円	5,326,857,257	2024年6月11日	80,693,723
NZドル	49,365,144	日本円	4,627,050,412	2024年6月20日	47,064,756
豪ドル	52,011,459	日本円	5,351,606,469	2024年6月20日	23,292,119
ユーロ	3,558,789	日本円	595,206,202	2024年6月10日	4,965,433
ユーロ	3,604,451	日本円	606,163,904	2024年6月20日	1,029,413
英ポンド	1,015,662	日本円	198,637,018	2024年6月10日	855,901
英ポンド	1,055,374	日本円	206,211,111	2024年6月20日	770,403
カナダドル	1,647,625	日本円	187,822,647	2024年6月10日	(118,297)
カナダドル	1,645,337	日本円	187,359,796	2024年6月20日	(177,312)
米ドル	67,194,113	日本円	10,460,206,956	2024年6月20日	(49,780,032)
米ドル	67,721,396	日本円	10,564,848,507	2024年6月10日	(56,292,540)
日本円	72,184,835	米ドル	463,868	2024年6月10日	204,883
日本円	23,438,803	米ドル	150,394	2024年6月10日	101,662
日本円	7,775,292	NZドル	82,040	2024年6月20日	7,374
日本円	1,827,318	豪ドル	17,651	2024年6月11日	1,081
日本円	271,813	NZドル	2,868	2024年6月20日	258
日本円	416,773	豪ドル	4,026	2024年6月11日	246
日本円	1,187	豪ドル	11	2024年6月11日	(6)
日本円	409,906	米ドル	2,646	2024年6月20日	(40)
日本円	119,184	豪ドル	1,160	2024年6月11日	(829)
日本円	702,889	カナダドル	6,194	2024年6月10日	(2,769)
日本円	5,467,956	ユーロ	32,528	2024年6月20日	(11,598)
日本円	3,794,917	豪ドル	36,848	2024年6月11日	(17,347)
日本円	2,711,927	NZドル	28,900	2024年6月20日	(24,456)
日本円	7,440,508	NZドル	79,002	2024年6月20日	(39,759)
日本円	3,770,722	NZドル	40,390	2024年6月10日	(59,592)
日本円	9,906,560	米ドル	64,960	2024年6月10日	(173,501)
日本円	6,079,758	豪ドル	60,626	2024年6月11日	(192,642)

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	41,263,916	米ドル	268,727	2024年6月20日	(370,130)
日本円	32,319,479	NZドル	346,650	2024年6月10日	(554,540)
日本円	34,403,182	米ドル	225,591	2024年6月10日	(602,529)
米ドル	47,970	日本円	7,438,827	2024年6月10日	4,916
豪ドル	55,524	日本円	5,740,020	2024年6月20日	(2,133)
ユーロ	96,021	日本円	16,204,469	2024年6月10日	(11,020)
米ドル	29,969	日本円	4,663,627	2024年6月10日	(13,237)
					158,537,847

## 注13 - 先物契約

2024年5月20日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 （日本円）	未実現利益 （日本円）
		ロング・ポジション			
日本円	104	先物 日経225大阪取引所	2024年6月	4,028,960,000	2,240,000
				4,028,960,000	2,240,000
					2,240,000

## 注14 - 証券貸付

管理会社は、2006年6月19日付の契約によってノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.を証券貸付代行会社として任命した。証券貸付収入は、当該契約に従って確定され、後払いで日次ベースにより計上される。2024年5月20日現在、ファンドは、時価8,617,137円の証券を貸付けていた。現金担保は、証券貸付の時価の105%に相当する額で、証券貸付代行会社が受領し保有している。

## 注15 - 投資有価証券に係る実現 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2024年5月20日に終了した年度の投資有価証券に係る実現 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	（日本円）
投資有価証券に係る実現利益	1,389,198,154
投資有価証券に係る実現損失	(94,371,847)
投資有価証券に係る実現純利益	1,294,826,307

	（日本円）
投資有価証券に係る未実現利益の変動	8,527,411,275
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(1,736,576,840)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	6,790,834,435

## 注16 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

2024年5月20日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した費用はなかった。

[次へ](#)

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Net Assets  
as at May 20, 2024  
(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: JPY 19,314,148,787)	2	39,153,987,180
Cash at banks		2,969,565,733
Unrealised gain on future contracts	13	2,240,000
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	12	266,982,156
Margin receivable on derivatives		956,704,756
Accrued income		238,341,343
Receivable for subscriptions		26,667,956
Other receivable		523,256
Total Assets		43,615,012,380
LIABILITIES		
Bank overdraft		10,694,591
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	12	108,444,309
Interest paid on bank accounts		168,643
Payable for repurchases		167,992,008
Accrued expenses	9	123,761,712
Total Liabilities		411,061,263
NET ASSETS		43,203,951,117

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A units (in USD)	11.74	6,216,002	73,002,993
Class B units (in USD)	26.37	2,335,645	61,582,101
Class C units (in AUD)	11.72	5,435,459	63,699,855
Class D units (in AUD)	26.75	1,524,946	40,785,474
Class E units (in EUR)	11.70	290,049	3,394,386
Class F units (in EUR)	20.66	186,141	3,846,129
Class G units (in GBP)	11.70	56,970	666,316
Class H units (in GBP)	23.07	61,326	1,414,983
Class I units (in NZD)	11.68	6,916,677	80,789,365
Class J units (in NZD)	28.58	623,179	17,809,847
Class K units (in CAD)	11.69	123,882	1,447,725
Class L units (in CAD)	23.01	80,455	1,851,231

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Operations  
for the year ended May 20, 2024  
(expressed in JAPANESE YEN)

Notes

INCOME		
Income from securities lending transactions		10,141,934
Dividends received (net of withholding tax)		559,321,102
Other income		431,366
Total Income		569,894,402
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	155,705,671
Agent Company and Distributor fees	5, 8	194,490,113
Administrator fees	7	19,453,248
Depository fees	6	27,586,789
Interest paid on bank accounts		8,510,296
Correspondent bank fees		4,868,995
Management Company fees	3	11,678,387
Legal fees		928,169
Overseas registration fees		9,600,000
Out-of-pocket expenses		7,775,430
Professional fees		6,536,393
Printing and publication fees		120,976
Subscription tax	11	20,063,856
Other expenses		2,369,881
Total Expenses		469,688,204
NET INVESTMENT INCOME		100,206,198
Net realised profit on investments	15	1,294,826,307
Net realised profit on future contracts		1,269,560,840
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		7,233,543,066
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		9,797,930,213
Change in net unrealised result on investments	15	6,790,834,435
Change in net unrealised result on future contracts		(398,306,330)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(798,241,221)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		5,594,286,884
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		15,492,423,295

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2024

## Note 1 - Organisation

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a *société anonyme* incorporated under the laws of Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Management Company on behalf of the Fund issues twelve classes of Units (each a “Class of Units”), namely:

Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class A Units”);  
Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class B Units”);  
Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class C Units”);  
Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class D Units”);  
Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class E Units”);  
Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class F Units”);  
Class G Units denominated in GBP (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class G Units”);  
Class H Units denominated in GBP (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class H Units”);  
Class I Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class I Units”);  
Class J Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class J Units”);  
Class K Units denominated in CAD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class K Units”);  
and Class L Units denominated in CAD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class L Units”).

All Units of all Classes of Units are together known as the “Units”.

The portion of the assets attributable to each Class of Units is hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2024 (continued)

## Note 1 - Organisation (continued)

The ownership of Units affords Unitholders the opportunity to have their investment spread over the entire range of securities held by the Fund. All Units of the same Class of Units have equal rights as to distributions, repurchase, and proceeds in a liquidation.

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as may be amended (the "2010 Law"), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Fund was initially established for a period expiring on May 20, 2011. The duration of the Fund has however been extended for the last time on November 20, 2019 to expire on May 20, 2026.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of Japanese equity market trend in 6 different currencies, United States dollar, Australian dollar, Euro, United Kingdom sterling pound, New Zealand dollar and Canadian dollar.

Under normal market conditions, the Fund invests at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The Fund uses passive investment management measures in line with the Nikkei stock price average of 225 stocks ("Nikkei 225").

The total net assets of the 12 Classes of Units are managed in one pool (the "Common Portfolio") and the pool is divided into 12 parts attributable to each Class of Units. Additionally, for each Class of Units, forward foreign currency contracts are entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and Japanese Yen.

## Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

*INVESTMENTS IN SECURITIES*

- a) securities listed on a stock exchange or traded on any other Regulated Market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities, is determining;
- b) securities not listed on any stock exchange or traded on any Regulated Market are valued at their last available market price;
- c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in a) and/or b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices;

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2024 (continued)

## Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

- d) equity index futures are valued at the last available price on the Regulated Market on which they are traded;
- e) cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest;
- f) units or shares of open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported Net Asset Value; and
- g) short-term investments that have a remaining maturity of one year or less may be valued (i) at market value or (ii) where market value is not available or not representative, at amortized cost.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

*INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

*CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Fund maintains its accounting records in JAPANESE YEN ( " JPY " ) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 20, 2024:

1 JPY	=	0.00964	AUD
1 JPY	=	0.00875	CAD
1 JPY	=	0.00591	EUR
1 JPY	=	0.00507	GBP
1 JPY	=	0.01051	NZD
1 JPY	=	0.00642	USD

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Notes to the Financial Statements as at May 20, 2024 (continued)

## Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

*FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

*FUTURE CONTRACTS*

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

## Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

## Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.40% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

## Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.30% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Notes to the Financial Statements as at May 20, 2024 (continued)

## Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a Depositary fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.07% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

## Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.05% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Administrator, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

## Note 8 - Distributor fees

Each of the Distributor is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.20% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter attributable to the Units sold by the relevant Distributor in Japan and not repurchased during the relevant quarter.

## Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Manager fees	42,724,267
Agent Company and Distributor fees	53,366,226
Administrator fees	5,337,788
Depositary fees	7,477,710
Management Company fees	3,204,447
Overseas registration fees	4,608,943
Out-of-pocket expenses	2,133,504
Professional fees	1,824,450
Subscription tax	3,084,377
Accrued expenses	<u><u>123,761,712</u></u>

## Note 10 - Distributions

## Class A, C, E, G, I and K Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Notes to the Financial Statements as at May 20, 2024 (continued)

## Note 10 - Distributions (continued)

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day. The Management Company considers to distribute in January and July, additional amounts, considering the current Net Asset Value of each of these Classes of Units.

## Class B, D, F, H, J and L Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of 10<sup>th</sup> July each year. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in JPY of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the year ended May 20, 2024, the Fund distributed a total amount of JPY 4,439,950,869.

## Note 11 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2024 (continued)

## Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at May 20, 2024, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the portion of assets attributable to each Class of Units to their respective reference currency as described in note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
NZD	49,406,347	JPY	4,577,373,415	June 10, 2024	107,989,988
AUD	52,267,478	JPY	5,326,857,257	June 11, 2024	80,693,723
NZD	49,365,144	JPY	4,627,050,412	June 20, 2024	47,064,756
AUD	52,011,459	JPY	5,351,606,469	June 20, 2024	23,292,119
EUR	3,558,789	JPY	595,206,202	June 10, 2024	4,965,433
EUR	3,604,451	JPY	606,163,904	June 20, 2024	1,029,413
GBP	1,015,662	JPY	198,637,018	June 10, 2024	855,901
GBP	1,055,374	JPY	206,211,111	June 20, 2024	770,403
CAD	1,647,625	JPY	187,822,647	June 10, 2024	(118,297)
CAD	1,645,337	JPY	187,359,796	June 20, 2024	(177,312)
USD	67,194,113	JPY	10,460,206,956	June 20, 2024	(49,780,032)
USD	67,721,396	JPY	10,564,848,507	June 10, 2024	(56,292,540)
JPY	72,184,835	USD	463,868	June 10, 2024	204,883
JPY	23,438,803	USD	150,394	June 10, 2024	101,662
JPY	7,775,292	NZD	82,040	June 20, 2024	7,374
JPY	1,827,318	AUD	17,651	June 11, 2024	1,081
JPY	271,813	NZD	2,868	June 20, 2024	258
JPY	416,773	AUD	4,026	June 11, 2024	246
JPY	1,187	AUD	11	June 11, 2024	(6)
JPY	409,906	USD	2,646	June 20, 2024	(40)
JPY	119,184	AUD	1,160	June 11, 2024	(829)
JPY	702,889	CAD	6,194	June 10, 2024	(2,769)
JPY	5,467,956	EUR	32,528	June 20, 2024	(11,598)
JPY	3,794,917	AUD	36,848	June 11, 2024	(17,347)
JPY	2,711,927	NZD	28,900	June 20, 2024	(24,456)
JPY	7,440,508	NZD	79,002	June 20, 2024	(39,759)
JPY	3,770,722	NZD	40,390	June 10, 2024	(59,592)
JPY	9,906,560	USD	64,960	June 10, 2024	(173,501)
JPY	6,079,758	AUD	60,626	June 11, 2024	(192,642)
JPY	41,263,916	USD	268,727	June 20, 2024	(370,130)
JPY	32,319,479	NZD	346,650	June 10, 2024	(554,540)
JPY	34,403,182	USD	225,591	June 10, 2024	(602,529)
USD	47,970	JPY	7,438,827	June 10, 2024	4,916
AUD	55,524	JPY	5,740,020	June 20, 2024	(2,133)
EUR	96,021	JPY	16,204,469	June 10, 2024	(11,020)
USD	29,969	JPY	4,663,627	June 10, 2024	(13,237)
					158,537,847

## Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

## Notes to the Financial Statements as at May 20, 2024 (continued)

## Note 13 - Future contracts

As at May 20, 2024, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Gain in JPY
<i>Long Positions</i>					
JPY	104	FUT NIKKEI 225 (OSE)	June 2024	4,028,960,000	2,240,000
				<u>4,028,960,000</u>	<u>2,240,000</u>
					<u><u>2,240,000</u></u>

## Note 14 - Securities lending

The Management Company has appointed Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as Securities Lending Agent by an agreement dated June 19, 2006. Security lending income is fixed under such agreement and is recorded on a daily basis in arrears. As at May 20, 2024, the Fund had lent securities with a market value of JPY 8,617,137. Cash collateral is received and held by the Securities Lending Agent for an amount equivalent to 105% of the market value of the securities lent.

## Note 15 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended May 20, 2024, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>JPY</i>
Realised profit on investments	1,389,198,154
Realised loss on investments	(94,371,847)
Net realised profit on investments	<u><u>1,294,826,307</u></u>
	<i>JPY</i>
Change in unrealised profit on investments	8,527,411,275
Change in unrealised loss on investments	(1,736,576,840)
Change in net unrealised result on investments	<u><u>6,790,834,435</u></u>

## Note 16 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended May 20, 2024.

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2025年9月末日現在)

	資産総額	39,551,581,343円	
	負債総額	236,273,226円	
	純資産総額（ - ）	39,315,308,117円	
	発行済口数	Aコース証券： 5,828,792口 Bコース証券： 2,178,873口 Cコース証券： 5,053,206口 Dコース証券： 1,390,900口 Eコース証券： 267,111口 Fコース証券： 172,741口 Gコース証券： 50,816口 Hコース証券： 57,776口 Iコース証券： 6,445,725口 Jコース証券： 536,671口 Kコース証券： 96,222口 Lコース証券： 73,795口	
	1口当りの純資産価格	Aコース証券： 11.20米ドル 1,667円 Bコース証券： 31.25米ドル 4,653円 Cコース証券： 11.18豪ドル 1,094円 Dコース証券： 31.13豪ドル 3,047円 Eコース証券： 11.19ユーロ 1,952円 Fコース証券： 23.97ユーロ 4,182円 Gコース証券： 11.21英ポンド 2,240円 Hコース証券： 27.39英ポンド 5,474円 Iコース証券： 11.18NZドル 962円 Jコース証券： 33.53NZドル 2,884円 Kコース証券： 11.17カナダドル 1,194円 Lコース証券： 26.67カナダドル 2,851円	

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

### (2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

### (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約6,543万円）で、2025年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約436万円）の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2010年法第102条第1項(c)および2013年法第7条第1項(c)の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授権された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資運用会社は管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日にルクセンブルグの官報であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンに公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、RCS(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてRCSに登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたUCITSの管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立されたUCIの付加的な管理を行うこと

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDに定義されるAIFに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a)顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b)投資助言、(c)投資信託の受益証券の保管および管理または(d)2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社は、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、2010年法第15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるAIFMとして認可されています。

管理会社は、ファンドの管理業務および運用業務(受益証券の発行および買戻しを含みます。)に従事します。管理会社は、ファンドの投資運用業務を投資運用会社である野村アセットマネジメントに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、受益証券の純資産価額の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2025年9月末日現在、以下の表に記載の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.6兆円です。

(2025年9月末日現在)

国別(設立国)	種別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	1	1,657,487,489.93豪ドル
		1	68,189,483.10カナダドル
		1	41,740,009.59英ポンド
		1	307,264,949.72NZドル
		2	6,106,603,406.36米ドル
ルクセンブルグ	その他	5	280,101,543.87豪ドル
		2	3,043,509.02カナダドル
		8	43,706,532.24スイスフラン
		14	151,887,376.55ユーロ
		5	36,847,945.85英ポンド
		22	155,447,557,033円
		1	25,515,955.35メキシコ・ペソ
		4	113,147,817.43NZドル
		1	2,214,391,495.31トルコ・リラ
		21	1,253,624,433.89米ドル
ケイマン	その他	3	167,491,901.29豪ドル
		2	128,093,544.07ユーロ
		3	53,953,006.01NZドル
		7	293,644,807.84米ドル
合計		104	

(注) スイスフラン、メキシコ・ペソおよびトルコ・リラの円貨換算は、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=186.52円、1メキシコ・ペソ=8.10円、1トルコ・リラ=3.58円)によります。

### 3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2025年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝174.47円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d．管理会社の監査人は、2025年3月31日に終了した事業年度より、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムからケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルに変更されています。

## (1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
要約貸借対照表  
2025年3月31日現在  
(ユーロで表示)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
D. 流動資産					
. 債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	975,254	170,153	662,453	115,578
. 銀行預金および手許現金	10	11,537,859	2,013,010	10,861,474	1,895,001
E. 前払金		49,874	8,702	49,874	8,702
<b>資産合計</b>		<b>12,562,987</b>	<b>2,191,864</b>	<b>11,573,801</b>	<b>2,019,281</b>
<b>資本金、準備金および負債</b>					
A. 資本金および準備金					
. 払込済資本金	4	375,000	65,426	375,000	65,426
. 準備金	5	1,582,500	276,099	1,537,500	268,248
. 繰越損益	5	8,969,029	1,564,826	8,437,407	1,472,074
. 当期損益		804,764	140,407	576,622	100,603
		11,731,293	2,046,759	10,926,529	1,906,352
C. 債務					
b) 1年以内期限到来	7	831,694	145,106	647,272	112,930
		831,694	145,106	647,272	112,930
<b>資本金、準備金および負債合計</b>		<b>12,562,987</b>	<b>2,191,864</b>	<b>11,573,801</b>	<b>2,019,281</b>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## (2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
要約損益計算書  
2025年3月31日に終了した年度  
(ユーロで表示)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5. 総損益	8、10	2,211,254	385,797	1,666,378	290,733
6. 人件費		(1,389,901)	(242,496)	(1,171,966)	(204,473)
a) 賃金および給与	9	(1,265,159)	(220,732)	(1,043,167)	(182,001)
b) 社会保障費	9	(124,742)	(21,764)	(128,799)	(22,472)
) 年金に関するもの		(79,731)	(13,911)	(78,780)	(13,745)
) その他の社会保障費		(45,011)	(7,853)	(50,019)	(8,727)
8. その他の営業費用		(40,000)	(6,979)	(40,000)	(6,979)
10. 固定資産の一部を構成するその他の投資、その他の有価証券および貸付金からの収益					
a) 関連会社によるもの	10	283,510	49,464	335,815	58,590
b) a) に含まれないその他の収益		2,824	493	-	-
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(1)	(0)	(41)	(7)
b) その他の利息および類似の費用		(3,133)	(547)	(6,886)	(1,201)
15. 損益に係る税金	6	(262,464)	(45,792)	(204,003)	(35,592)
16. 税引後損益		802,089	139,940	579,297	101,070
17. 1から16の科目に含まれないその他の税金	6	2,675	467	(2,675)	(467)
18. 当期損益		<u>804,764</u>	<u>140,407</u>	<u>576,622</u>	<u>100,603</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でCS SFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103 - 8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC 4 R 3 A Bロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の要約

作成の基準

当社の事業年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

当財務書類は、継続企業の前提の基準を適用して作成されている。

当社は、2002年12月19日法（修正済）に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、当財務書類は、当該法律で認められる範囲で要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の要約損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払金

前払費用は、当事業年度に支払われたが、翌事業年度に関連する費用から構成されている。

**債務**

債務には、当事業年度に関連するが、翌事業年度に支払われる費用が含まれている。

**総損益**

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

**受取利息および支払利息**

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

**注3 - 1年以内に支払期限が到来する債権**

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
売掛金	813,126	481,997
その他の債権(注6)	162,128	180,456
	<u>975,254</u>	<u>662,453</u>

2025年3月31日現在、売掛金は、管理報酬267,210ユーロ(2024年3月31日:268,010ユーロ)、リスク管理サービス報酬37,500ユーロ(2024年3月31日:33,750ユーロ)、AIFMDおよび報告手数料35,369ユーロ(2024年3月31日:35,669ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート・サービス報酬467,860ユーロ(2024年3月31日:143,050ユーロ)ならびにその他の雑収入または未収金5,187ユーロ(2024年3月31日:1,518ユーロ)で構成されている。注10も参照のこと。

その他の債権は、前払税162,128ユーロ(2024年3月:180,456ユーロ)で構成されている。

当社は、要約貸借対照表を作成するにあたり、前年度は「その他の資産」に分類されていた金額を当年度は「その他の債権」に分類している。

**注4 - 払込済資本金**

2025年3月31日および2024年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年3月31日および2024年3月31日現在、当社は、自社株を購入していない。

**注5 - 準備金および繰越損益**

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407
前期損益の配分*	-	-	576,622
富裕税準備金の取毀し	-	(230,000)	230,000
富裕税準備金の配分	-	275,000	(275,000)
2025年3月31日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,545,000</u>	<u>8,969,029</u>

\* 2024年7月1日付の年次総会で決定

**法定準備金**

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

**その他の配当不能準備金**

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき(前年度の法人税を控除した)最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額(控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額)のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2024年7月1日に開催された年次総会により、2019年の富裕税準備金(230,000ユーロ)が全額取り毀され、2025年の富裕税準備金として275,000ユーロが設定された。

2025年3月31日現在、制限的準備金は1,545,000ユーロであり、これは2020年から2025年までの年度の富裕税の6倍に相当する。(2024年3月31日:1,500,000ユーロ)

#### 注6 - 税金

法人税率は18.19%(雇用基金への拠出金の7%を含む)に、エスペランジュの地方事業税率は6.75%に引き下げられている。

2025年3月31日に終了した事業年度に、126,128ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EU第2の柱ルール(グローバル・ミニマム課税、G10BEルール)の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールは、年間総収入金額が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループに対し、15%のグローバル・ミニマム法人税率を国別の利益に対して課税する原則を盛り込んでいる。第2の柱ルールは、当社が設立されたルクセンブルグで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用されている。第2の柱ルールに基づき、当社は、管轄区域における第2の柱ルールの実効税率(ETR)と最低税率15%との差額相当の追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度にG10BE ETR計算の完全実施に伴う遵守負担を最小化するための移行措置も盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づき影響を評価した結果、当社を含むグループ内のルクセンブルグ法人は、第2の柱ルールに従う追加の税金を負担する見込みはないことが結論付けられた。

要約損益計算書1から16の科目に含まれないその他の税金は、前年度に発生し総損益で認識された富裕税繰延額の戻入れで構成されている。前年度の金額は、比較可能性を確保するため、総損益から1から16の科目に含まれないその他の税金に再分類された。

#### 注7 - 1年以内に支払期限が到来する債務

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
内部および法定監査報酬	88,770	107,600
社会保障および給与税	56,014	45,024
未払法人税(注6)	466,601	332,730
所在地事務報酬	24,294	24,294
従業員関連	187,266	131,943
その他	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

#### 注8 - 総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
サービス報酬	2,516,889	1,964,635
その他の外部費用	(305,635)	(298,257)
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度のサービス報酬には、管理報酬1,268,499ユーロ（2024年3月31日：1,243,748ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート925,727ユーロ（2024年3月31日：414,968ユーロ）、リスク管理サービス報酬168,096ユーロ（2024年3月31日：161,244ユーロ）、AIFMDおよび報告報酬141,125ユーロ（2024年3月31日：142,675ユーロ）およびその他の報酬13,442ユーロ（2024年3月31日：2,000ユーロ）が含まれている。

2025年3月31日に終了した年度のその他の外部費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）、内部および法定監査報酬89,263ユーロ（2024年3月31日：107,495ユーロ）、法務報酬19,197ユーロ（2024年3月31日：1,263ユーロ）およびその他の費用100,000ユーロ（2024年3月31日：95,274ユーロ）で構成されている。

前年度にその他の外部費用に分類されていた2,675ユーロは、当年度との比較を可能にするため、要約損益計算書1から16の科目に含まれないその他の税金に再分類された。

#### 注9 - 平均従業員数

2025年3月31日に終了した年度に、当社は平均9.3名（2024年3月31日：8.0名）の従業員を雇用していた。

#### 注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関してGFTCから支払われる未収金467,860ユーロが含まれている。債務には、サポート・サービスに対する報酬の一部として銀行に支払う未払金24,294ユーロが含まれている。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサポート・サービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。2025年3月31日に終了した年度に、銀行により比例按分で請求された年額97,175ユーロ（付加価値税込み）（2024年3月31日：96,900ユーロ）は、要約損益計算書の「総損益」において控除されている。

同じ勘定科目のもとならびに2024年3月1日付で効力が発生しているGFTCおよびMTCとの間で締結されたリスクおよびファンド・サポート・サービス契約に基づいて、当社はファンド業務を944,761ユーロ（2024年3月31日：437,463ユーロ）で提供した。

#### 注11 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年3月31日現在、約9,896百万ユーロ（2024年3月31日：10,327百万ユーロ）である。

#### 注12 - 行政、管理および監督機関の構成員に対して付与された貸付金、融資および保証

2025年3月31日に終了した年度に、当社は、行政、管理および監督機関の構成員に対して、いかなる貸付金、融資、保証も付与していない。

#### 注13 - 後発事象

決算日より後に重大な事象は発生していない。

[次へ](#)

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Balance Sheet as at March 31, 2025  
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
ASSETS			
D. Current Assets			
II. Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	975,254	662,453
IV. Cash at bank and in hand	10	11,537,859	10,861,474
E. Prepayments			
		49,874	49,874
TOTAL (ASSETS)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
A. Capital and Reserves			
I. Subscribed capital	4	375,000	375,000
IV. Reserves	5	1,582,500	1,537,500
V. Results brought forward	5	8,969,029	8,437,407
VI. Results for the financial year		804,764	576,622
		<u>11,731,293</u>	<u>10,926,529</u>
C. Creditors			
b) becoming due and payable within one year	7	831,694	647,272
		<u>831,694</u>	<u>647,272</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Profit and Loss Account  
for the year ended March 31, 2025  
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	2,211,254	1,666,378
6. Staff costs		(1,389,901)	(1,171,966)
a) wages and salaries	9	(1,265,159)	(1,043,167)
b) social security costs	9	(124,742)	(128,799)
<i>i) relating to pensions</i>		(79,731)	(78,780)
<i>ii) other social security costs</i>		(45,011)	(50,019)
8. Other operating expenses		(40,000)	(40,000)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived affiliated undertakings	10	283,510	335,815
b) other income not included under a)		2,824	---
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(1)	(41)
b) other interest and similar expenses		(3,133)	(6,886)
15. Tax on results	6	(262,464)	(204,003)
16. Results after taxation		802,089	579,297
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	6	2,675	(2,675)
18. Results for the financial year		<u>804,764</u>	<u>576,622</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2025

## Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Abridged Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

## Note 2 – Summary of significant accounting policies

*Basis of preparation*

The Company’s accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The Annual Accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

The Company is defined as a small company under the law of 19 December 2002 as amended. Consequently, these Annual Accounts consist of an Abridged Balance Sheet and an Abridged Profit and Loss Account as permitted by that law.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

*Foreign currency translation*

The Company maintains its accounts in Euro ( "EUR" ) and the Annual Accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the Abridged Profit and Loss Account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the Abridged Profit and Loss Account. Unrealized gains are not taken into account.

*Debtors*

Debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

*Provisions*

Provisions, which are recorded under Creditors, are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

*Prepayments*

Prepaid expenses consist of expenses paid during the financial year but relating to a subsequent financial year.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

*Creditors*

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

*Gross results*

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

*Interest income and interest expenses*

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

## Note 3 – Debtors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Trade debtors	813,126	481,997
Other debtors (Note 6)	162,128	180,456
	<u>975,254</u>	<u>662,453</u>

As at March 31, 2025, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 267,210 (March 31, 2024: EUR 268,010), risk management services for EUR 37,500 (March 31, 2024: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,369 (March 31, 2024: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company ( "GFTC " ) and Master Trust Company ( "MTC " ) for EUR 467,860 (March 31, 2024: EUR 143,050) and other miscellaneous income or reimbursement receivable for EUR 5,187 (March 31, 2024: EUR 1,518). Please also refer to Note 10.

Otherdebtors consist of tax advances paid for an amount of EUR 162,128 (March 2024: 180,456).

As the Company adapted in preparing Abridged Balance Sheet, the amount which has been classified as Other assets in prior year is now presented under Other debtors.

## Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2025 and 2024, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2025 and 2024, the Company has not purchased its own shares.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2024	37,500	1,500,000	8,437,407
Allocation of previous year 's results*	---	---	576,622
Release of net wealth tax ( " NWT " ) reserve	---	(230,000)	230,000
Allocation to NWT reserve	---	275,000	(275,000)
Balance as at March 31, 2025	37,500	1,545,000	8,969,029

\* As per decision of the Annual General Meeting as at July 1st, 2024.

*Legal reserve*

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

*Other non available reserves*

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on July 1, 2024, the 2019 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 230,000, and a NWT reserve of EUR 275,000 was constituted for 2025.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 5 – Reserves and Results brought forward (continued)

As at March 31, 2025, the restricted reserve amounted EUR 1,545,000 representing six times the NWT credited for the years from 2020 to 2025 (March 31, 2024: EUR 1,500,000).

## Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate has decreased to 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

For the financial year ending March 31, 2025, a tax advance of EUR 126,128 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

GlobalFunds Management S.A. is part of a Japanese group that falls within the scope of the OECD/EU Pillar 2 rules incorporating the principle of establishing a global minimum corporate income tax rate of 15% on the profits by country of multinational groups with annual revenues exceeding EUR 750 million. Pillar 2 legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction where the Company is incorporated, and has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023. Under this legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate (“ETR”) per jurisdiction and the 15% minimum tax rate. The Pillar Two legislation also includes transitional safe harbor rules designed to minimize the compliance burden associated with undertaking the full GloBE ETR calculation for the first three fiscal years. In this context, an impact assessment based on the latest historic country-by-country reporting data has concluded that the Luxembourg entities of the Group, including the Company, are not expected to incur additional taxes in accordance with BEPS Pillar 2.

Other taxes not shown under items 1 to 16 consists of reversal of net worth tax accrual incurred in prior year, which was recognized in Gross results. The prior year amount has been reclassified from Gross results to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability.

## Note 7 – Creditors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Internal and statutory audit fees	88,770	107,600
Social security and salary tax	56,014	45,024
Income Tax payable (Note 6)	466,601	332,730
Domiciliation fees	24,294	24,294
Staff related	187,266	131,943
Other	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Services fees	2,516,889	1,964,635
Other external charges	<u>(305,635)</u>	<u>(298,257)</u>
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

For the years ended March 31, 2025 and 2024, the Services fees include the management fees of EUR 1,268,499 (March 31, 2024: EUR 1,243,748), Risk and Fund Support of EUR 925,727 (March 31, 2024: EUR 414,968), Risk management services fees of EUR 168,096 (March 31, 2024: EUR 161,244), AIFMD and reporting fees of EUR 141,125 (March 31, 2024: EUR 142,675) and other fees of EUR 13,442 (March 31, 2024: EUR 2,000).

For the year ended March 31, 2025, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2024: EUR 96,900), internal and statutory audit fees for EUR 89,263 (March 31, 2024: EUR 107,495), legal fees for EUR 19,197 (March 31, 2024: EUR 1,263) and other charges for EUR 100,000 (March 31, 2024: EUR 95,274).

An amount of EUR 2,675 has been reclassified from prior year Other external charges to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability to current year amount.

## Note 9 – Average Staff

For the year ended March 31, 2025, the Company has employed in average 9.3 persons (March 31, 2024: 8.0 persons).

## Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Debtors include an amount of EUR 467,860, which is receivable from GFTC for Fund services including for risk management reporting and dividend control. Creditors include an amount of EUR 24,294 to the Bank as part of the remuneration of the support service provided.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 10 – Related parties(continued)

The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 97,175 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 96,900) is recorded in deduction of the caption "Gross results" in the Abridged Profit and Loss Account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 944,761 (March 31, 2024: EUR 437,463).

## Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the Abridged Balance Sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,896 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 10,327 million).

## Note 12 – Advances, Loans, and guarantees granted to the members of administrative, managerial and supervisory bodies

For the year ended March 31, 2025, the Company has not granted any advances, loans, guarantees to the members of administrative, managerial, and supervisory bodies.

## Note 13 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

#### 4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

#### 5【その他】

##### (1) 取締役の変更

取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

##### (2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、定款の変更に適用される株主総会の決議が必要です。

##### (3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法令の規定に基づき、UCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 投資運用会社

名称	野村アセットマネジメント株式会社（「野村アセットマネジメント」）
資本金の額	2025年9月末日現在、171億8,035万円
事業の内容	野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。 野村アセットマネジメントは、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

## (2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

名称	ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
資本金の額	2025年9月末現在、2,800万ユーロ（約49億円）
事業の内容	管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務および評価代理人業務（純資産価格の計算を含みます。）等を行います。

## (3) 日本における販売会社および代行協会員

名称	野村證券株式会社
資本金の額	2025年9月末現在、100億円
事業の内容	日本において第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他金融商品取引業に関連する業務を行っています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について、指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託について、販売会社および代行協会員として、それぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

## (4) 日本における販売会社

名称	株式会社広島銀行
資本金の額	2025年3月末現在、54,573百万円
事業の内容	日本の銀行法に基づく普通銀行免許を有しており、また金融商品取引法に基づく登録金融機関（中国財務局長（登金）第5号 日本証券業協会および一般社団法人金融先物取引業協会加入）として、有価証券の売買、媒介、取次ぎまたは代理を含む第一種金融商品取引業にも従事しています。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 投資運用会社

投資運用会社はファンドに関する投資運用業務を行います。

CSSFの事前の承認のもと、投資運用会社は、管理会社の承諾およびルクセンブルグの目論見書の更新を条件として、管理業務の全部または一部を、自己の費用負担で他の会社へ委託することができます。

### (2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務（純資産価額の計算を含みます。）および評価代理人業務等を行います。

### (3) 日本における販売会社および代行協会員（野村証券株式会社）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

### (4) 日本における販売会社（株式会社広島銀行）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行います。

## 3【資本関係】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.、野村アセットマネジメント株式会社および野村証券株式会社の最終的な親会社は、野村ホールディングス株式会社です。

## 第3【投資信託制度の概要】

## 投資信託制度の概要

(2025年2月付)

・ 定義	
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法(改正済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(改正済)
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU(改正済)
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No.231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011(改正済)
C E S R	欧州証券市場監督局(ESMA)によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
FCP	契約型投資信託
K I Dまたは P R I I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I Dまたは U C I T S K I I D	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド

MMF 規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2017 / 1131
非個人向けパート ド パート ファンド	ファンその発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められていないパート ファンド (特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド PRIIP PRIIPs 規則または 規則1286 / 2014 RAIF 登録AIFM	2010年法パート に基づく投資信託 PRIIPs 規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品 パッケージ型個人向け投資金融商品( PRIIPs )の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 1286 / 2014 (改正済) 2016年法第1条に定めるリザーブ・オルタナティブ投資ファンド 運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パート ファンド RESA	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められているパート ファンド ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2019 / 2088 (改正済)
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づきリスク資本に投資する投資法人
SFT 規則	規則( E U ) No. 648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2015 / 2365
SIF	2007年法に基づき専門投資信託
タクソノミー規則	規則( E U ) 2019 / 2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2020 / 852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または 指令2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託( UCITS )に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS 所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づきUCITS が認可を受けた加盟国
UCITS 受入加盟国	UCITS の受益証券が販売される、UCITS 所在加盟国以外の加盟国
UCITS 管理会社または 第15章管理会社	UCITS 指令第15章に基づき認可を受けた管理会社

## ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

### 1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

#### a) 投資信託(UCI)

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パート ファンド、すなわち、2010年法パート に基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

#### b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合)

### 2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合)

- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

RAIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパート ファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパート ファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

## 重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

## 規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

### 1. 一般規定

#### 1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート UCITS(以下「パート 」という。)

パート その他のUCI(以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

#### 1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

### 2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

#### 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「FCP」という。)

#### 2) 投資法人(investment companies)

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)

- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパート ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

### 3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

#### 3.1 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

##### 3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する。

##### 3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド(すなわちUCITS)の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75(改正済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの配分方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびパート ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。

ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
  - a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
  - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
  - c) 配分方針
  - d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
  - e) 公告に関する規定
  - f) FCPの会計の決算日
  - g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
  - h) 約款変更手続
  - i) 受益証券発行手続
  - j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

### 3.1.3 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. F C Pの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C 1第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / E C 16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

<sup>1</sup> 「指令2006 / 73 / E C」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004 / 39 / E Cを実施する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / E Cをいう。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C 16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- ) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
- ) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
  - ) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
  - ) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の )にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の )に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、FCPの清算が終了するまで、FCPのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持しまたは開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。)
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

#### 3.1.4 管理会社

FCPは、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

(さらなる詳細については、以下 .3を参照のこと。)

#### 3.1.5 関係法人

##### ( ) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

##### ( ) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 3.2 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパート ファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

##### 3.2.1 変動資本を有する投資法人(SICAV)

###### 3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パート に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パート SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社(société anonyme)、株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)、普通リミテッド・パートナーシップ(société en commandite

simple)、特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパート S I C A Vは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mか、A I F M Dの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されるものとし、当該S I C A Vが第三国で設立されたA I F Mにより運用される場合、A I F M Dの第66条第3項の適用を受ける。

パート S I C A Vは、商事会社に適用される一般規定、特に(2010年法により適用除外されていない限り)1915年法に従うものとする。

### 3.2.1.2 2010年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象であり、U C I T Sとしての資格を有するS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パート に従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。パート S I C A Vは、投資証券払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した投資証券資本を維持しなければならない。当該投資証券資本は、125万ユーロを下回ってはならない。この最低額は、S I C A Vの認可後12か月以内に達成しなければならない。C S S F規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。
- (注)本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分<sup>2</sup>を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドの規約またはパートナーシップ契約<sup>3</sup>は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。U C I T Sについては、規約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする(ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。)。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パート ファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。
- 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、S I C A Vは、遅滞なくC S S F(S I C A Vが他の加盟国においてその受益証券を販売する場合は、当該加盟国の管轄当局)に通知しなければならない。

投資家の利益のために必要な場合において、S I C A Vの活動および運用に関する法令、規約またはパートナーシップ契約の規定が遵守されていないときには、C S S Fは、パート ファンドの買戻しを停止することができる。

証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。

- a) S I C A Vの保管受託銀行が不在となる期間中

b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手續に服する場合

- 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(UCITSについては最低1か月に2回、またはCSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートファンドについては最低1か月に1回とする。)
- 規約またはパートナーシップ契約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

2 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートファンドにのみ適用される。

3 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートファンドにのみ適用される。

### 3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。CSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

FCPの保管受託銀行に関して上記3.1.3Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。

B. SICAVの形態をとるUCITSおよび個人向けパートファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
- ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
  - ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
- ) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
  - ) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、F C Pに関して上記 .3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、F C Pの保管受託銀行がF C PおよびF C Pの受益者に対して負う責任に関して上記 .3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合(保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは、2010年法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。)
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手段の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

### 3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(U C I T S)または第16章(例えば、パート ファンド)に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手段に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記 .3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

### 3.2.4 関係法人

前記 .3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

### 3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
  - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
  - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
  - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
  - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則(EC) No 1060/2009、規則(EU) No 648/2012、規則(EU) No 600/2014、規則(EU) No 909/2014および規則(EU) 2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

#### 4. ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

##### 4.1 2010年法

##### 4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I (いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

かかるU C Iの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

C S S Fは、2010年法(および2007年法)に従う投資信託(以下「U C I」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分

配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス/受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス/受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス/受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意するべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を( )共通の投資目的、( )連鎖がないこと、( )事前決定および( )透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

#### 4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

#### 4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

##### 4.2.1 設立に関する要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

##### 4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ( ) 設立企画人の身元
- ( ) 法人の形態および名称
- ( ) 登録事務所
- ( ) 法人の目的
- ( ) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- ( ) 発行時に払込済の額
- ( ) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類に記載
- ( ) 投資証券の様式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
- ( ) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
  - (注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- ( ) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 法人の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積り

##### 4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- ( ) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- ( ) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

##### 4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

## 2. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

### 1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート 1 に基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)

### 2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章(第40条ないし第52条)に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。  
告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。  
告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。  
MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、( ) 公的債務固定純資産価額のファンド、( ) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、および( ) 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。
- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。  
A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。  
B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
- 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

### 3. U C I T Sの管理会社 / 第15章の管理会社

U C I T Sを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

#### 3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年法に基づきU C I T S管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、E S M Aに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はU C I T S管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるU C I T Sの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のU C Iの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくA I FのA I F MとしてC S S Fによる事前の授權も得るものとする。

A I F Mとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としU C I T Sの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにA I F MがA I Fの集約的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびA I Fの資産に関連する行為等)から構成される。

A I F運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

( ) 管理会社が運用するF C P(管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

( ) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

( ) 管理会社が運用するU C I(管理会社が運用権限を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則(E U) No.1093/2010、規則(E U) No.575/2013、規則(E U) No.600/2014および規則(E U) No.806/2014を改正する、投資会社の健全性要件

に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2019 / 2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S F がE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S F に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

( ) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における)監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記(c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員(場合に依りて)

( ) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合のみ認可する。

C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

- (12) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E Cの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S F は、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) C S S F は、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S F は、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勧告し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人( *réviseurs d'entreprises agréés* ) に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S F の承認を得なければならない。

### 3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則(E C) No 1060 / 2009、規則(E U) No 648 / 2012、規則(E U) No 600 / 2014、規則(E U) No 909 / 2014および規則(E U) 2016 / 1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2022 / 2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
  - 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パート タイトルの規定ならびに1993年法第22 - 1条の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自らが管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役員に適用される。

(7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用する範囲において遵守するものとする。

(a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。

(b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

(c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

(d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。

(e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。

(f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。

(g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。

(h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

(i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。

(j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。

(k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

(l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

(m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

(n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

(o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

(p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

(q) 役員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

(r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合は)、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

(8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めに設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めに設定するものとする。

(9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

### 3.3 設立の権利および業務提供の自由

(1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

### 3.4 UCITS管理会社に適用される規則

C S S F 規則No.10 - 4 は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、C S S F は、以前適用されていたC S S F 告示12 / 546に代替する告示18 / 698を発行した。

ルクセンブルグのU C I T S 管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたC S S F 告示12 / 546とは異なり、C S S F 告示18 / 698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、U C I T S 管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、A I F M および2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるA I F ) および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、C S S F は、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、C S S F が投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、C S S F 告示18 / 698は、( ) 投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに( ) 取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、U C I T S、A I F およびこれらに関連する特別目的ピークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F 告示18 / 698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S F が期待することを明確にしている。

C S S F は、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S F のために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S F は、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、M i F I D ファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、C S S F は、オープン・エンド型U C I の流動性リスク管理に関するI O S C O の勧告を実施する告示19 / 733を公表した。当該告示は、運用される各U C I のレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がI O S C O の勧告(当該告示に添付される。)を適用することおよび関連するI O S C O の良好な慣行(I O S C O のウェブサイトで見ることが可能である。)を利用することをC S S F が期待していることを明確にするものである。

I O S C O の勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、U C I の設計プロセス、U C I の日々の流動性管理および危機管理計画である。

#### 4 . ルクセンブルグのU C I T S に関する追加的な法律上および規制上の要件

##### 4.1 ルクセンブルグのU C I T S の認可、登録および監督

###### 4.1.1 U C I T S の認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- ( ) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。
  - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
  - E U 加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U 加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S ) でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- ( ) 認可を受けたU C I は、C S S F によってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
- ( ) ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定およびC S S F の制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

C S S F の権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

###### 4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、U C I T S が、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「U C I T S K I I D」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、目論見書およびKIDおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCS SFに送付しなければならない。
- KIDは、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

KIDは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびKIDに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIPs KID」という。)を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、UCITSは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

PRIIPs規則の目的は、( )PRIIPs KID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに( )PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCITS KID/PRIIPs KID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

#### 4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)およびMMF規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CS SF規則No.10-4(2022年7月27日付CS SF規則No.22-05により改正済)
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CS SF規則No.10-5(改正済)
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するCS SF告示22/810(CS SF告示11/509を廃止)
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CS SF告示12/540
- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCS SF告示16/644(CS SF告示18/697により改正済)
- SF T規則(規則(EU)No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365)
- 規則(EU)No.648/2012(EMIR)に基づく報告に関するESMA指針の適用に関するCS SF告示23/846
- ベンチマーク規則(指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011)(改正済)

- S F D R (金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2019 / 2088 ) (改正済)
- タクソノミー規則(規則( E U ) 2019 / 2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2020 / 852)
- 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他 U C I レベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関する C S S F 告示24 / 856

#### 4.2 ルクセンブルグの U C I T S に適用される追加的な規制

##### ( ) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためには C S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

##### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、 C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

##### ( ) 2010年法パート に従う U C I T S は、上記( )に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、 C S S F により認可されないものとする。

- a ) F C P は、当該 F C P を運用するための管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。
- b ) 上記 a ) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立された U C I T S が指令2009 / 65 / E C に従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / E C に基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、 C S S F は、2010年法第123条に従い、当該 U C I T S を運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、 C S S F は、以下の場合、2010年法第2条の範囲内において U C I T S の認可を拒否することがある。

- a ) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b ) 管理会社が2010年法第15章に基づき U C I T S を運用することを認可されていない場合
- c ) 管理会社がその所在加盟国において U C I T S を運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、 U C I T S の認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

##### ( ) 販売資料

2005年4月6日付 C S S F 告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために C S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、 C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、 C S S F は、規則( E U ) No.345 / 2013、規則( E U ) No.346 / 2013および規則( E U ) No.1286 / 2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2019 / 1156 (改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関する E S M A 指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22 / 795を公表した。この告示において、 C S S F は、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、 U C I T S および A I F のマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、 U C I T S または A I F の受益証券 / 投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立する E S M A 指針を C S S F が適用し、取り入れることを確認している。

##### ( ) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、 U C I T S の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S 、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示

- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)
- 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。)および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

( ) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

( ) 財務報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場合および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFEの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正(し、代替)するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業者(SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社)まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02(改正済)第49条において言及される承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による新たなAML/CFE外部報告書の作成を導入するものである。
- CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票(以下「SAQ」という。)を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125 - 1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

( ) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97 / 136 ( C S S F 告示08 / 348により改正) およびC S S F 告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

( ) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S F は、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- (U C I が任意清算される場合) 清算人

(2) かかる場合において、C S S F は、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) (U C I または管理会社の場合) U C I または管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはU C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
- e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / E U に従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するE U 法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
- f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

(3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S F は、不当な遅滞なく、C S S F のウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S F が判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S F は、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)
- c) (上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。

) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。

) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

C S S F が匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

(4) また、C S S F は、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S F の公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

(5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S F のウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。
- (7) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
  - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
  - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
  - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
  - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
  - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
  - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) CSSFは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
  - b) UC I、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること<sup>4</sup>
- d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

<sup>4</sup> 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95/46/EC(一般データ保護規則)を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

- (10) 上記(1)に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

#### ( ) CSSFへの報告義務

CSSFへの定期的な報告に加えて、管理会社およびUCIは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

### 4.3 清算

#### 4.3.1 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

##### 4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
  - b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
  - c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
- (注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

##### 4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該SICAVの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) SICAVの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、SICAVの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくCSSFに報告するものとする。かかる場合、CSSFは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しSICAVの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

##### 4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

#### 4.3.2 清算の方法

##### 4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

###### a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

###### b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

#### 4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行う清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

#### 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

( ) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、(当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き) 2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。

- a ) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b ) 指令2009/65/E C第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

( ) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

- a ) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がA I Fではないことを条件とする。)
- b ) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

( ) その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

( ) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

(それぞれを「最低限度額」という。)

A I F Mは、上記b )( )に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない(以下「登録A I F M」という。)。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録A I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録A I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該A I F Mは、A I F M Dパスポート(下記 1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートファンドの販売は、国内私募規則に今後準拠する。

#### 1. 2013年法に従うA I F Mおよび保管受託体制

##### 1.1 A I F M

##### 1.1.1 A I F Mの概要

A I Fの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みA I F Mにより運用されるものとする。

- a ) A I F Mが、A I FによりまたはA I Fのために選任される法人であり、かかる選任を通じてA I Fを運用することにつき責任を負う「外部A I F M」である場合。
- b ) A I F Mが、A I Fの法的形態により内部運用が可能な場合で、A I Fの統治組織が「外部A I F M」を選任しないことを選択した場合におけるA I Fそれぞれ(かかる場合、「内部A I F M」、すなわちA I FそれぞれがA I F Mとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるA I Fは、2013年法別表 に記載されるA I Fの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
  - ) 投資顧問業務
  - ) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
  - ) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

#### 1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EUAIFMのEUにおけるEUAIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(.3.4に詳述される。)は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733(上記.3.4に詳述される。)にも服する。

#### 1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS/2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125-1条および第125-2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
  1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
  2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

##### 1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS/2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS 指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、.3を参照のこと。

## 1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- ( ) A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- ( ) A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- ( ) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
  - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
  - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
  - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記( )の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業

務のいくつかをかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125 - 1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはC S S F規則が定める最低限度額(場合に応じて)を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。

- c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

( ) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における)監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員(場合に応じて)

( ) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S Fは、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。

(7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) .3.2(5)に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。

(9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

(10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるC S S F 告示18 / 698に従う。

### 1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S F に対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S F の監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S F の事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S F および同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I F に対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S F に通知すること。
- A I F Mからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F 告示18 / 698の規定を遵守しなければならない。

#### 関連代理人

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命することができる。

A I F Mが関連代理人の任命を決定する際、当該A I F Mは、2013年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

### 1.4 透明性要件

#### 1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各EU A I FおよびA I F MがEU内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約(またはF C Pの場合は約款)に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載

- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F Mは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、A I F Mは、目論見書または個別の文書を通じて、S F T規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

#### 1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書とその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、指令2004/109/EC<sup>5</sup>に基づき、年次財務報告書とその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと。)ならびにA I F Mが役員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

<sup>5</sup> 指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC(随時改正および補足済)をいう。

#### 1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FはC S S Fに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、A I F Mが管理するA I FのためにA I F Mが取引する主な商品、A I F Mが取引する主要な市場、A I F Mが取引する主な商品、A I F Mが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにA I F Mが管理する各A I Fの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

A I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うA I Fの資産の割合
- A I Fの流動性を管理するための新たな取り決め
- A I Fの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためA I F Mが用いるリスク管理システム

- A I F が投資した資産の主な種類に関する情報
  - 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果
- A I F M の報告期間の頻度は、A I F の構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。
- 運用資産の総額がA I F M D の第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I F のポートフォリオを運用するA I F M の場合、運用する各E U A I F およびE U 内で販売する各A I F について半年毎
  - 上記の要件に従うA I F M の場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各A I F について5億ユーロを超える場合、当該A I F について四半期毎
  - 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I F のポートフォリオを運用するA I F M の場合、運用する各E U A I F およびE U 内で販売する各A I F について四半期毎
  - 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I F M の運用下にあるレバレッジされていない各A I F については、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I F M は、請求に応じてC S S F に、運用するすべてのA I F に関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

C S S F への定期的な報告に加えて、A I F M およびA I F は、健全性監督の目的でC S S F に送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

#### 1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I F を運用するA I F M は、運用する各A I F が用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I F の資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S F に提供するものとする。

かかる情報は、A I F M が運用する各A I F のために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I F のために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S F が当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I F M に対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

#### 1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にA I F M D の範囲内に該当するA I F に関する新保管受託制度を導入した。

##### 1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、( ) 当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、( ) 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A R およびA I F M D に規定するA I F に対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S F によって明確にされるとおり、A I F M D 第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I F の保管受託銀行は、C S S F による要求に応じて、C S S F がA I F による2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T S の保管受託銀行(すなわち、U C I T S としての資格を有しないU C I の保管受託銀行)は、C S S F による保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F 告示18/697の規定に従う。

C S S F 告示18 / 697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および / またはA I F M Rの一定の事項(また一定の範囲では2007年法および / または2004年法)について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

#### 1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

#### 1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済A I F Mが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mが受入加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、A I F M D第30 a条(2013年法第28 - 1条および第28 - 2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済)により、E U A I F MによるE Uにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手段が導入された。

### 2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

#### 2.1 2010年法に従うパート ファンド

##### 2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のU C I T S規定に該当するが、2010年法パート に該当するU C I T Sの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

##### 2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

U C I T Sに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

I M L 告示91 / 75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記 2.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

### 2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMが、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、( )パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または( )ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、( )AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および( )2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

#### 2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

#### 2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

### 2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

#### 2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

#### 2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM(後記参照のこと。)としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパート ファンドは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

パート ファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、UCITS KIID/PRIIPs KID)が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

#### 2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

##### ( ) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

##### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

##### ( ) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則(EU)No.345/2013、規則(EU)No.346/2013および規則(EU)No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/1156(改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

##### ( ) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

##### ( ) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件

を修正(し、代替)するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体(SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社)まで拡大適用するものである。

- C S S F 告示21 / 788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F 規則12 - 02 (改正済) 第49条において言及される承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による新たなAML / C F T外部報告書の作成を導入するものである。C S S F 告示21 / 789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票(以下「SAQ」という。)を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。この告示は、2010年法第125 - 1条の対象となる第16章管理会社に対するC S S F 告示21 / 789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F 告示18 / 698および19 / 708を廃止するC S S F 告示23 / 839によって改正されている。
- C S S F 告示21 / 790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。

#### ( ) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML 告示97 / 136 (C S S F 告示08 / 348により改正) およびC S S F 告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

#### ( ) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託 (fonds d'investissement) の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、前記 .4.2( )項を参照のこと。)

#### 2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券 / 投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

#### 2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

### . ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

#### 1. S F D R

S F D Rは2021年3月10日に発効した。S F D Rは、金融市場参加者(「金融市場参加者」または「FMP」)の定義にはUCITS管理会社およびAIFMが含まれる。)が運用している金融商品(例えば、UCITSおよびAIF)に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

S F D Rは、「事業体レベル」(すなわち、UCITS管理会社およびAIFMのレベル)および「金融商品レベル」(すなわち、関連するUCITS管理会社またはAIFMが運用している投資信託のレベル)で特定の開示を行うことを義務付けている。

) S F D R第8条に基づく環境的特性および/もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でESG手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該ESG手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、または) S F D R第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託(その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。)については、追加の開示が義務付けられている。

S F D Rの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

S F D Rは、指令2009/65/ECおよびA I F M Dに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のU C I T SおよびA I F M Dの枠組みに取り入れられている。

さらに、S F D Rは、F M Pに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、EU委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則(EU)2022/1288を採択した(以下「S F D R R T S」という。)。S F D R R T Sは、2023年1月1日から適用されている。

S F D R R T Sには、S F D Rのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。S F D R R T Sでは、)投資決定がもたらす主な悪影響(以下「P A I」という。)に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびに)関連する開示の比較可能性を向上させるためにS F D R R T Sの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているS F D R第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

S F D R R T Sは、金融商品が化石燃料ガスおよび/または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい/いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなR T S(テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。)によって改正されている。

U C I T SおよびA I Fの年次報告書について、F M Pは、S F D R R T Sの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、S F D R R T Sの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているS F D R R T Sの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的P A I指標の拡大
- ・ P A I開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス(G H G)排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、(2023年12月から)3か月以内にS F D R R T Sの改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在までR T S改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会改定後のS F D R R T Sを承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

## 2. タクソノミー規則

(気候変動関連の環境目的に関して)2022年1月1日以降、タクソノミー規則がS F D Rの開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なEU分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社(U C I T S管理会社およびA I F Mを含む。)および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品(U C I T SまたはA I Fなど)が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか(イネープリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。)を明確に述べる必要がある。

S F D Rと同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのF M Pによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則

は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおけるS F D R開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的にQ & AまたはF A Qが発行されている。

## 第4【その他】

### 1．目論見書の記載事項

(1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態等および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。

(2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。

(3) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。

(4) 交付目論見書に以下の事項を記載する場合があります。

購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨

ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨

EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はない旨

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することが勧められる旨

管理会社はファンド資産の運用にあたりファンドの投資制限を遵守する旨および投資制限の要点だけを述べた旨

投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要である旨および開設・口座管理料に関しては販売取扱会社に問い合わせる旨

その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨

最新の運用実績を記載することがあります。

投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、ファンド証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

### 2．ファンド証券の券面の記載事項

主な項目は次のとおりです。

(1) ファンドの名称

(2) 表章される口数

(3) 署名（管理会社および保管受託銀行）

(4) 管理会社の名称、登記事務所の所在地、登録番号、公開株式会社（société anonyme）である旨の表示

(5) 約款のRESAへの掲載に関する情報

## 監査報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンドの受益者各位

### 監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）の2024年5月20日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2024年5月20日現在の純資産計算書
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・2024年5月20日現在の投資有価証券明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

**財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任**

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2024年9月10日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ  
代表して署名  
アントワーヌ・ジョフロワ

[次へ](#)

## Audit report

To the Unitholders of  
Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

---

### Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (the “Fund”) as at 20 May 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### *What we have audited*

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 20 May 2024;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments as at 20 May 2024; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

### Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

#### Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

#### Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative  
Represented by

Luxembourg, 10 September 2024

Antoine Geoffroy

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

## 監査報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンドの受益者各位

### 監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）の2025年5月20日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2025年5月20日現在の純資産計算書
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・2025年5月20日現在の投資有価証券明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する管理会社の取締役会およびガバナンス責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

ガバナンス責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

**財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任**

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々はガバナンス責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年9月10日

プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

アントワーン・ジョフロワ

[次へ](#)

## Audit report

To the Unitholders of  
Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

---

### Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (the “Fund”) as at 20 May 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### *What we have audited*

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 20 May 2025;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments as at 20 May 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

### Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 10 September 2025

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative

Represented by

Antoine Geoffroy

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番

## 法定監査人の報告書

### 監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下、「貴社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### その他の事項

2024年3月31日現在および同日に終了した年度の貴社の財務書類は、別の監査人により監査され、当該監査人は2024年6月7日付で当該財務書類に対し無限定適正意見を表明した。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSEFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSEFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- 取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年6月26日

ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エル  
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ベネディクト・バルツ  
パートナー

[次へ](#)

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, Rue de Gasperich  
L-5826 Hesperange  
Luxembourg

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

### Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Other Matter

The annual accounts of the Company as at and for the year ended 31 March 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those accounts on 7 June 2024.

### Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

**Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts**

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Benedikt Barz

Partner

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。